

総行公第 109 号  
総行安第 48 号  
令和 6 年 12 月 26 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長  
(人事担当課、安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各 指 定 都 市 総 務 局 長  
(人事担当課、安全衛生担当課扱い)  
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

} 殿

総務省自治行政局公務員部  
公 務 員 課 長  
安 全 厚 生 推 進 室 長  
( 公 印 省 略 )

「令和 5 年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」の結果等を踏まえた  
地方公共団体における勤務環境の整備・改善等について（通知）

各地方公共団体の協力により実施した「令和 5 年度勤務条件等に関する調査」について、結果を取りまとめましたので通知します。

今回調査した項目の中には、時間外勤務や休暇取得の状況、多様で柔軟な勤務時間の設定、男性職員の育児休業の取得状況、メンタルヘルス不調による休務者の状況が含まれており、いずれも地方公務員の働き方改革の推進に深く関わる統計となっております。これらの調査結果は、職員が心身の健康を維持し、ワークライフバランスを保ちながら職務に従事できる環境を任命権者及び各職場の管理監督者が整えることの重要性を示唆するものです。このような環境を整えることは、各団体の組織がその力をいかに発揮し、住民に対する質の高い行政サービスを提供することにもつながるものと考えられます。

また、職務環境や業務上の人間関係における問題は、職員の心身を損ない、各種ハラスメント事案や近年増加の一途であるメンタルヘルス不調による長期間の休務にもつながり、不調に陥った職員のみならず、他の職員、ひいては各団体の組織全体の職務遂行にも著しい支障が生じ得るところです。加えて、このような活力が低下した組織の状況では、人口減少・少子化の折、自治体運営の将来を担う有為な人材の採用にも影響が及ぶことが懸念されます。

各団体におかれましては、働き方改革がそれぞれの組織にもたらす意義及び効果を十分認識の上、調査結果を踏まえた勤務環境の整備・改善を進めるべく、下記の

事項にも留意の上、対応いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村等に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 地方公共団体における働き方改革に向けた勤務環境の整備・改善

#### 1 勤務時間・休暇に関する事項

(1) 勤務時間、休暇等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）第24条第4項により、国及び他の地方公共団体との権衡を失しないよう求められているとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等地方公務員に適用される労働関係法令の定めを反しないよう配慮し、各種制度を整備していただきたいこと。

とりわけ、国家公務員について措置されている特別休暇であって、労働関係法令にも同様の定めのある休暇について措置していない団体においては、特に留意すること。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）に基づく「育児休業」、「部分休業」、「育児短時間勤務」について、条例が未整備である団体は、各制度の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて所要の措置を講じていただきたいこと。

(3) ワークライフバランス推進の観点から、柔軟な勤務時間制度として、「時差出勤制度」、各種「早出・遅出勤務」及び「フレックスタイム制度」等の制度について、積極的に活用していただき、多様で柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備を進めていただきたいこと。

今回調査では、従来の「早出・遅出制度」に加えて、申請に際し特に理由を問わない制度として「時差出勤制度」を新たに調査している。時差出勤制度を導入している団体の取組事例を別添に掲載したので、これも参考に、地域の実情に応じ、ワークライフバランス推進に資する取組の実施について積極的な検討をお願いしたいこと。

(4) 時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の取得促進については、時間外勤務命令の上限規制制度の実効的な運用や、計画表の活用等による職員が年次有給休暇を取得しやすい環境づくりなどにより、積極的に取り組んでいただきたいこと。また、民間においては、年次有給休暇の年5日の確実な取得が罰則付きで定められていることも鑑み、各団体におかれては、職員の年次有給休暇の使用について配慮いただきたいこと。

なお、時間外勤務の関係については、別途通知する。

(5) 男性職員の育児休業並びに配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、その取得向上について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、これらの休業等の取扱いについては別途通知する。

(6) 会計年度任用職員の休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべきものであること。

また、公民権行使を事由とする休暇、官公署出頭を事由とする休暇、産前・産後休暇、保育時間及び生理日の就業困難を事由とする休暇については労基法の規定により、子の看護休暇、短期介護休暇、介護休暇及び介護時間については育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定により、妊産疾病を事由とする休暇については雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）の規定により、それぞれ、措置を行っていない部門・職種が存在する団体においては特に留意すること。

さらに、育休法に基づく「育児休業」及び「部分休業」について、会計年度任用職員が取得するための条例が未整備である団体は、各制度の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて所要の措置を講じていただきたいこと。

## 2 安全衛生に関する事項

職員の健康確保措置については、安衛法に基づき、長時間勤務者に対する医師による面接指導や、ストレスチェック等によるメンタルヘルス対策に取り組んでいただいているところであり、引き続き積極的に取り組んでいただきたいこと。

なお、職員の健康確保措置に関する詳細は、別途通知する。

## 第2 地方公共団体における人材確保に関する事項

(1) 職員採用試験については、地域住民のニーズを適切に反映し、円滑な行政運営を行うための多様な人材確保を行うため、中途採用の取組の推進や職員採用試

験の多様化など、様々な取組を行っていただいているところである。しかしながら、地方公務員の競争試験の受験者数・競争率については、人口減少・少子化の中、社会情勢の変化や就業意識の多様化等により、長らく減少傾向が続いており、低水準に留まっている。

このため、人事担当課並びに人事委員会におかれては、それぞれが緊密な連携を確保し、それぞれの地域の実情を踏まえて、多様な人材確保のための試験制度の構築、人材確保活動等に引き続き取り組んでいただきたいこと。

その際、「人材育成基本方針策定指針の改正について」（令和5年12月22日総行給第71号ほか）を踏まえ、人材育成・確保基本方針策定指針において示された人材確保に係る取組について、各団体の実情に即して積極的に検討いただきたいこと。また、現在、地方公共団体の人材育成・確保の推進に関して参考となるような取組事例を新たに収集しているところであり、今後、各団体へ情報提供する予定であること。

(2) 中途採用について、「地方公共団体における就職氷河期世代支援に係る中途採用の方針」（令和6年9月30日総行公第82号）により要請しているとおり、国家公務員に係る方針も踏まえ、引き続き、既存の中途採用試験等の中で就職氷河期世代の採用に取り組むほか、受験資格の上限年齢の引き上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知などを含め、積極的に取り組んでいただきたいこと。

(連絡先) 総務省自治行政局公務員部

【下記以外の事項】

公務員課 三木、阿部、小林  
TEL:03-5253-5544

【安全衛生に関する事項】

安全厚生推進室 出口、高味  
TEL:03-5253-5560

# 地方公務員における働き方改革に係る状況 ～令和5年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の概要～

○ 地方公務員の勤務時間・休暇等の勤務条件や競争試験の令和5年度(一部、令和6年4月1日現在)の状況について調査

【対象団体】 都道府県(47団体)、指定都市(20団体)及び  
その他の市区町村(1721団体。以下「市区町村」という。)  
※安全衛生に関する事項については、一部事務組合等を含む。

【対象職員】 一般職に属する地方公務員(会計年度任用職員を除く)  
※安全衛生に関する事項については、  
特別職に属する地方公務員及び臨時・非常勤職員を含む。

【主な調査項目】 ・競争試験等に関する事項  
・勤務時間及び休暇等に関する事項

## <<目次>>

### 1. 競争試験の状況

- (1) 競争試験全体の状況…………… P1
- (2) 中途採用の状況…………… P1

### 2. 勤務時間・休暇等

- (1) 時間外勤務の状況…………… P2
- (2) 柔軟な勤務時間制度の導入状況…………… P3
- (3) 年次有給休暇・育児休業等の取得状況…………… P4
  - ① 年次有給休暇の取得状況…………… P4
  - ② 育児休業の取得状況…………… P5
  - ③ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況… P7

### 3. メンタルヘルス対策の取組状況…………… P8

### 4. メンタルヘルス不調による休務者の状況…………… P9

### 5. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況…………… P9

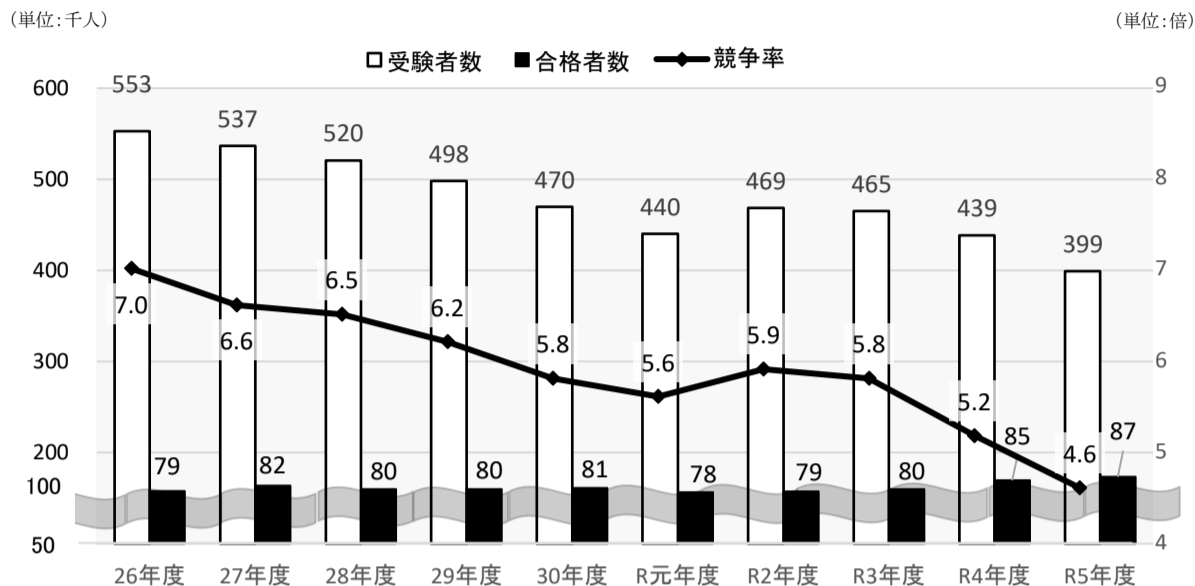
### 6. 安全衛生管理体制の整備状況…………… P11

# 1. 競争試験の状況

## (1) 競争試験全体の状況

- 受験者数は399,199人で、前年度から39,452人減少。合格者数は86,753人で、前年度から1,949人増加。競争率は4.6倍で、前年度から0.6ポイント減少。
- 受験者数は長らく減少傾向が続いている一方、合格者数はなだらかな増加傾向となっている。これに伴い、競争率についても減少傾向が続いており、低水準となっている。

過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数及び競争率の推移

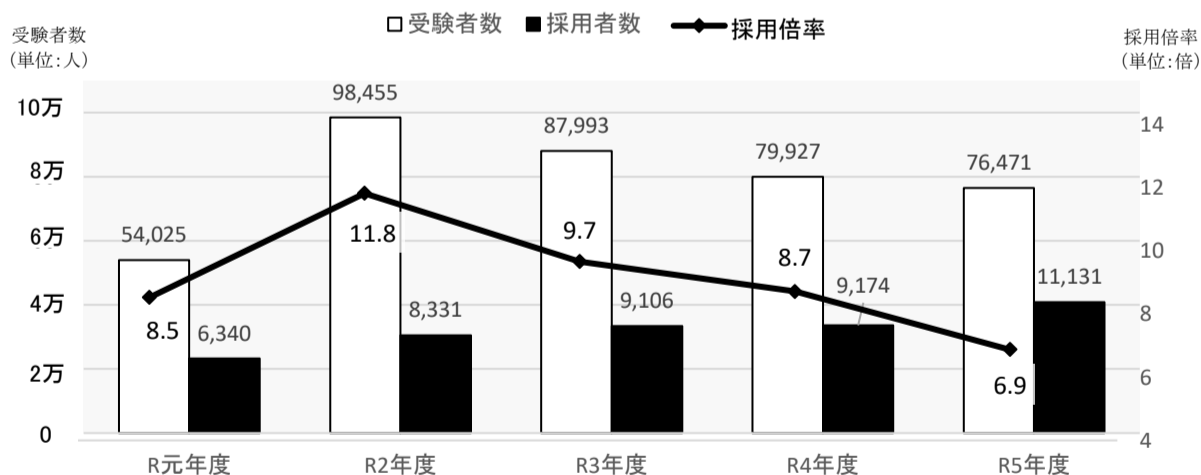


(注) 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。）又は任命権者が実施した職員採用競争試験を調査。  
 なお、試験の名称が「選考」となっている場合、公募・公告、能力実証判定、採用候補者名簿作成の4つの要件を満たす実質的な競争試験的選考を含む。  
 (注) 本表における「競争率」は、受験者数/合格者数により算出している。

## (2) 中途採用の状況

- 令和5年度に実施した中途採用試験について、受験者数は76,471人で、前年度から3,456人減少。採用者数は11,131人で、前年度から1,957人増加。採用倍率は6.9倍で、前年度から1.8ポイント減少。
- 受験者数は令和2年度以降減少傾向にあるが、実施団体の増加による影響もあり、採用者は年々増加している。

過去5年間の中途採用試験における受験者数及び採用倍率の推移



過去5年間の中途採用試験の実施団体数の推移

(単位: 団体)

	団体数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R4→R5
都道府県	47	44	47	47	47	47	-
指定都市	20	20	20	20	20	20	-
市区町村	1,722	730	839	898	935	1,036	101
合計	1,789	794	906	965	1,002	1,103	101

(注) 本表は、各年度に実施された、主に新卒者を対象に行う採用試験以外の試験の実施状況を記載している。  
 (注) 本表における「採用倍率」は、受験者数/採用者数により算出している。  
 (注) 市区町村の「団体数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

## 2. 勤務時間・休暇等

### (1) 時間外勤務の状況

- 職員1人当たりの時間外勤務時間は、全団体平均で月間11.8時間、年間141.1時間となっており、いずれの団体区分においても前年度から減少。
- 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員の割合は全体で4.8%、うち月100時間以上の職員の割合は全体で0.3%となっており、いずれの団体区分においても前年度から減少。団体別に見ると、都道府県が大きく減少している。

#### ア) 地方公務員の平均時間外勤務時間数(直近3年分)

##### ○ 時間外勤務時間(年間)

(単位:時間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R4→R5 増減 (時間(年))
	時間(年)	時間(年)	時間(年)	
全体	148.2	149.6	141.1	▲ 8.5
都道府県	173.6	176.6	162.3	▲ 14.3
指定都市	157.5	156.4	151.5	▲ 4.9
市区町村	135.4	137.0	130.0	▲ 7.0

##### ○ 時間外勤務時間(月間)

(単位:時間)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R4→R5 増減 (時間(月))
	時間(月)	時間(月)	時間(月)	
全体	12.4	12.5	11.8	▲ 0.7
都道府県	14.5	14.7	13.5	▲ 1.2
指定都市	13.1	13.0	12.6	▲ 0.4
市区町村	11.3	11.4	10.8	▲ 0.6

※調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として条例で定める職に任用されている職員)を除いた職員である。

※「時間(年)」は、対象団体における時間外勤務の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足し上げた数を12で除したもの)」で除したもの(小数点第2位を四捨五入)。

#### イ) 時間外勤務の時間数が月45時間を超える職員数及び職員割合(直近2年分)

(単位:人)

	令和4年度				令和5年度				R4→R5 増減		
	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	調査対象 延べ人数 (年間)	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上	45時間超	45時間超 100時間 未満	100時間 以上
全体	12,693,257 (100.0%)	684,714 (5.4%)	639,820 (5.0%)	44,894 (0.4%)	12,760,997 (100.0%)	614,699 (4.8%)	579,004 (4.5%)	35,695 (0.3%)	▲ 70,015 ▲ 0.6%	▲ 60,816 ▲ 0.5%	▲ 9,199 ▲ 0.1%
都道府県	3,100,301 (100.0%)	221,442 (7.1%)	204,045 (6.6%)	17,397 (0.6%)	3,091,504 (100.0%)	188,867 (6.1%)	177,102 (5.7%)	11,765 (0.4%)	▲ 32,575 ▲ 1.0%	▲ 26,943 ▲ 0.9%	▲ 5,632 ▲ 0.2%
指定都市	1,914,879 (100.0%)	105,945 (5.5%)	100,966 (5.3%)	4,979 (0.3%)	1,945,037 (100.0%)	98,850 (5.1%)	94,860 (4.9%)	3,990 (0.2%)	▲ 7,095 ▲ 0.4%	▲ 6,106 ▲ 0.4%	▲ 989 ▲ 0.1%
市区町村	7,678,077 (100.0%)	357,327 (4.7%)	334,809 (4.4%)	22,518 (0.29%)	7,724,456 (100.0%)	326,982 (4.2%)	307,042 (4.0%)	19,940 (0.26%)	▲ 30,345 ▲ 0.5%	▲ 27,767 ▲ 0.4%	▲ 2,578 ▲ 0.03%

※「調査対象延べ人数(年間)」は、各月の職員数を12ヶ月分合算したものである。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の上段は、それぞれの区分に該当する職員数である。

※「45時間超」、「45時間超100時間未満」及び「100時間以上」欄の下段は、「調査対象延べ人数(年間)」に占めるそれぞれの区分に該当する職員の割合である。

## (2) 柔軟な勤務時間制度の導入状況

- 今年度の調査では、従来の「早出・遅出制度」に加えて、申請に対し特に理由を問わない制度として、「時差出勤制度」を新たに調査。全体で約3割の団体が、特に理由を問わない「時差出勤制度」を導入していることがわかった。
- 育児・介護のための早出・遅出制度の導入は、全体で約7割と、引き続き高水準。その他の目的の早出・遅出制度は、特に市区町村で低水準の傾向にある。
- フレックスタイム制度は、近年増加傾向ではあるが、全体で99団体(5.5%)と低水準にある(前年度96団体(5.4%))。

### 時差出勤制度、早出・遅出及びフレックスタイム制度の導入状況(令和6年4月1日現在)

※下段括弧内は団体区分中の割合

(単位:団体)

	全体 (1,788)	都道府県 (47)	指定都市 (20)	市区町村 (1,721)
時差出勤制度	531 (29.7%)	39 (83.0%)	16 (80.0%)	476 (27.7%)
業務上の早出・遅出	839 (46.9%)	34 (72.3%)	15 (75.0%)	790 (45.9%)
通勤混雑緩和のための 時差通勤	234 (13.1%)	32 (68.1%)	9 (45.0%)	193 (11.2%)
疲労蓄積防止のための 早出・遅出	159 (8.9%)	24 (51.1%)	6 (30.0%)	129 (7.5%)
修学等のための 早出・遅出	105 (5.9%)	23 (48.9%)	5 (25.0%)	77 (4.5%)
障害の特性等に応じた 早出・遅出	172 (9.6%)	28 (59.6%)	7 (35.0%)	137 (8.0%)
育児・介護のための 早出・遅出	1,248 (69.8%)	40 (85.1%)	13 (65.0%)	1,195 (69.4%)
フレックスタイム制度	99 (5.5%)	18 (38.3%)	5 (25.0%)	76 (4.4%)

※「時差出勤制度」とは、基本の勤務時間(例:8時30分から17時15分の時間帯)に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、公務に支障がない範囲内で、職員の申告により勤務時間を割り振る制度を想定。申告に際して理由を問わない点で、各種早出・遅出制度とは異なる。

※早出・遅出制度及びフレックスタイム制度については、国家公務員に準じた措置を実施している団体を計上。



### (3) 年次有給休暇・育児休業等の取得状況

#### ① 年次有給休暇の取得状況

- 年次有給休暇の平均取得日数は14.0日/年で、前年度から1.4日増加している。近年増加傾向にあるものの、国家公務員(16.2日/年)よりも少ない水準。
- 団体区別にみると、平均取得日数は指定都市が最も多く、次いで都道府県、市区町村の順となっており、市区町村では規模が小さいほど取得日数が少ない傾向にある。

#### ア) 年次有給休暇の平均取得日数 ※括弧内は令和4年

【令和5年1月1日～令和5年12月31日※】

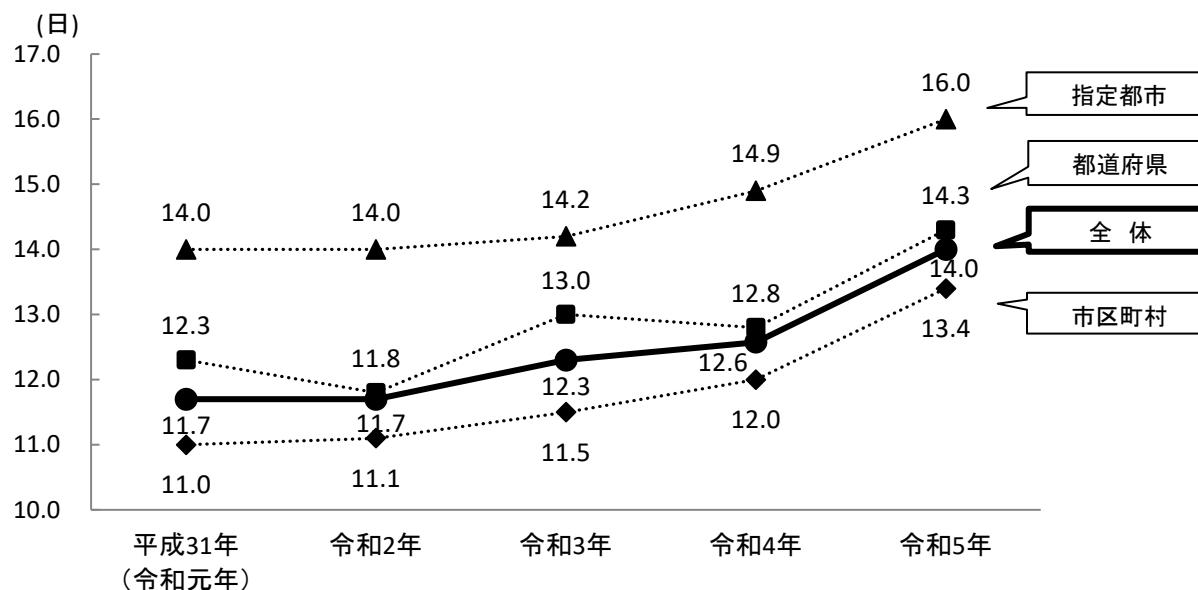
〔参考〕平均取得日数(日)

区分		平均取得日数(日)
都道府県	47団体	14.3 (12.8)
指定都市	20団体	16.0 (14.9)
市区町村	1721団体	13.4 (12.0)
	301名以上 (533団体)	13.9 (12.5)
	101名以上 300名以下 (704団体)	12.3 (10.8)
	100名以下 (484団体)	12.0 (10.6)
全体	1788団体	14.0 (12.6)

国	16.2	(15.5)
民間	11.0	(10.9)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和5年4月1日～令和6年3月31日」  
 (注) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。  
 (注) 民間の括弧内の数値は、令和4年又は令和3会計年度。  
 (注) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。  
 (注) 国の出典は「令和6年国家公務員給与等実態調査」(人事院)。  
 民間の出典は「令和6年就労条件総合調査」(厚生労働省)。

#### イ) 年次有給休暇の平均取得日数の推移(平成31年～令和5年)



## ②育児休業の取得状況

※参考：男性の育児休業取得率（最新公表値）  
 国家公務員 43.9%（令和4年度）  
 民間企業 30.1%（令和5年度）

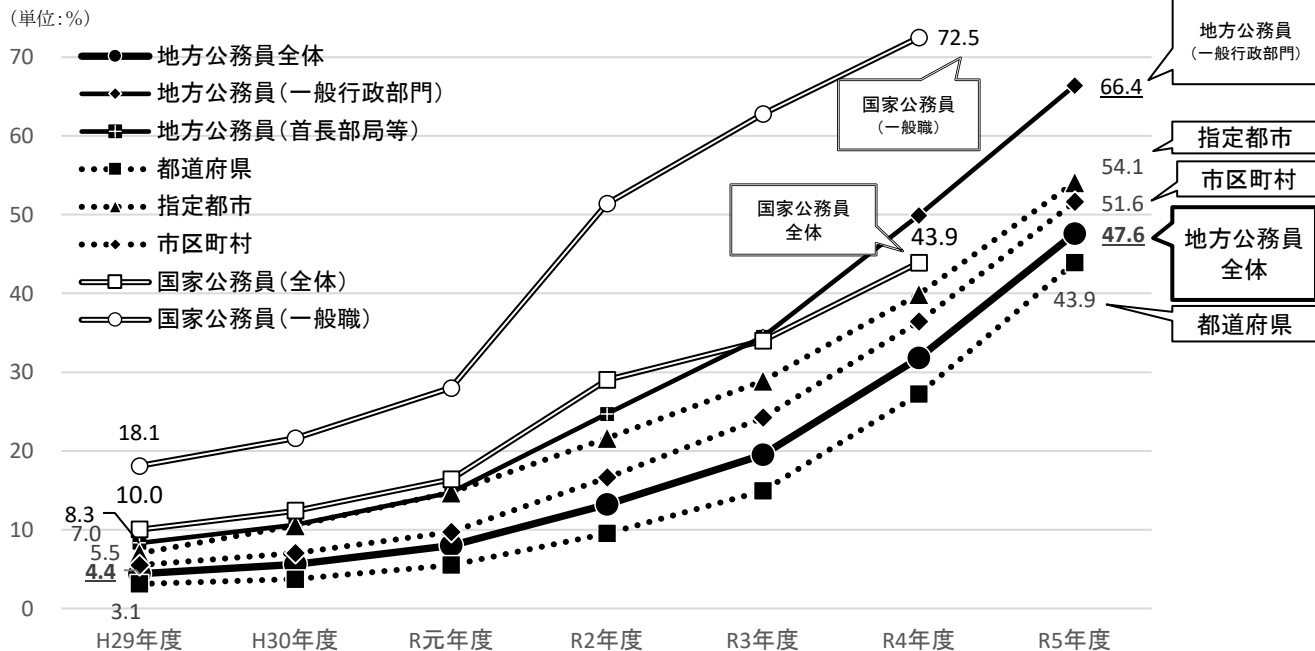
- 令和5年度に新たに育児休業を取得した男性職員は29,002人で取得率47.6%、女性職員は47,510人で取得率100.4%。
- 男性職員の育児休業取得率は、前年度から15.8ポイント増加となり過去最高。
- 一般行政部門の男性職員の育児休業取得率は66.4%、このうち一週間以上の取得率は64.3%となっている。前年度よりも大きく伸びているが、政府目標（令和7年までに一週間以上の取得率：85%）と比べ低水準となっている。
- 団体区分別・部門別にみると、団体区分別では都道府県（43.9%）で、部門別では消防部門（34.0%）と教育委員会（31.2%）で、特に低水準となっており、団体間・部門間の差は大きいものの、いずれの団体区分・部門においても、取得率は前年度より大きく増加している。
- 育児休業期間の分布状況について、男性は2週間以上1月以下が38.3%と最も多く、次いで1月超3月以下が24.3%となっている。女性は12月超24月以下が35.5%と最も多くなっている。

### ア) 男性職員の育児休業取得率(令和5年度) ※括弧内は令和4年度

	全合計	一般行政部門	公営企業等	警察部門	消防部門	教育委員会	(参考) 女性職員全合計
都道府県	43.9% (27.2%)	76.3% (56.2%)	62.4% (44.8%)	46.5% (26.9%)	60.1% (18.2%)	28.7% (17.0%)	101.1% (100.9%)
指定都市	54.1% (39.9%)	80.0% (65.3%)	73.1% (62.4%)	-	41.9% (26.6%)	35.8% (21.7%)	99.1% (99.3%)
市区町村	51.6% (36.4%)	59.6% (44.1%)	49.9% (35.1%)	-	25.2% (11.1%)	51.0% (39.3%)	100.1% (99.9%)
合計	47.6% (31.8%)	66.4% (49.9%)	57.4% (42.0%)	46.5% (26.9%)	34.0% (16.4%)	31.2% (19.2%)	100.4% (100.3%)

※取得率は、調査年度中に新たに育児休業を取得可能となった職員数に対する調査年度中の新規取得者数(調査年度以前に取得可能となつて、調査年度中に新たに育児休業を取得した者を含む)の割合である。このため、取得率が100%を超えることがある。  
 ※消防部門について、上記結果に一部事務組合(消防部門)を合算した場合の令和5年度の男性育児休業取得率は、「30.4%」

### 男性職員の育児休業取得率



※R4年度から従来の「地方公務員(首長部局等)」を「地方公務員(一般行政部門)」と「地方公務員(公営企業等)」に区分して調査を実施。そのため、グラフ上はR4年度から、「地方公務員(首長部局等)」を「地方公務員(一般行政部門)」に移行。  
 ※国家公務員(全体・一般職)の最新公表値は、本資料公表時点でR4年度。

イ) 男性職員の育児休業取得率の上位団体

【全部門合計(都道府県)】

都道府県	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福井県	66.2%	41.6%
	2 鳥取県	64.9%	44.2%
	3 秋田県	62.8%	57.0%
	4 福島県	62.5%	45.3%
	5 山形県	61.6%	46.4%
	6 岩手県	57.9%	52.4%
	7 島根県	57.1%	32.1%

【全部門合計(指定都市)】

指定都市	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福岡市	97.4%	60.5%
	2 岡山市	65.2%	45.4%
	3 千葉市	64.7%	78.2%
	4 新潟市	64.4%	58.7%
	5 札幌市	61.8%	38.2%
	6 堺市	56.6%	37.5%
7 仙台市	56.5%	39.6%	

【警察部門(都道府県)】

都道府県	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福島県	132.2%	68.9%
	2 鳥取県	116.9%	63.2%
3 島根県	95.1%	27.3%	

【消防部門(都・指定都市)】

指定都市	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福岡市	104.6%	51.3%
	2 岡山市	77.3%	37.5%
3 さいたま市	68.0%	41.8%	

【教育委員会部門(都道府県)】

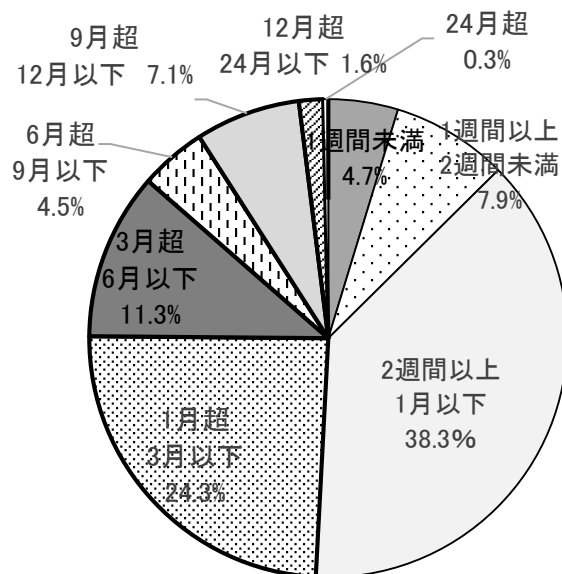
都道府県	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 東京都	67.2%	48.3%
	2 山形県	52.4%	18.0%
3 滋賀県	47.3%	23.0%	

【教育委員会部門(指定都市)】

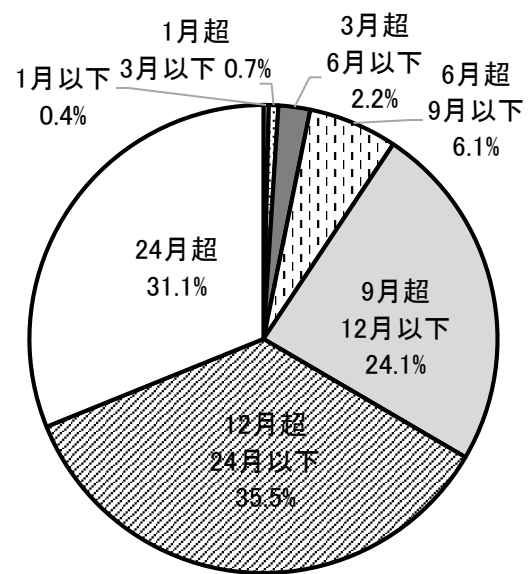
指定都市	団体名	R5年度取得率	R4年度取得率
	1 福岡市	85.4%	37.6%
	2 札幌市	50.2%	24.6%
3 堺市	47.5%	25.4%	

ウ) 育児休業期間の状況(令和5年度)

【男性職員】



【女性職員】



### ③配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況

○ 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇については、いずれか又は両方の休暇を取得した職員の割合が84.7%(対前年度比+1.3%)、両休暇を合わせて5日以上取得した職員の割合が49.5%(対前年比+1.3%)となっており、増加傾向にある。

#### ア) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況(令和5年度)

(単位：人)

令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	いずれか又は両方の休暇を取得した職員数	両休暇を合わせて5日以上取得した職員数
60,880 (100.0%)	48,506 (79.7%)	40,028 (65.7%)	51,586 (84.7%)	30,108 (49.5%)

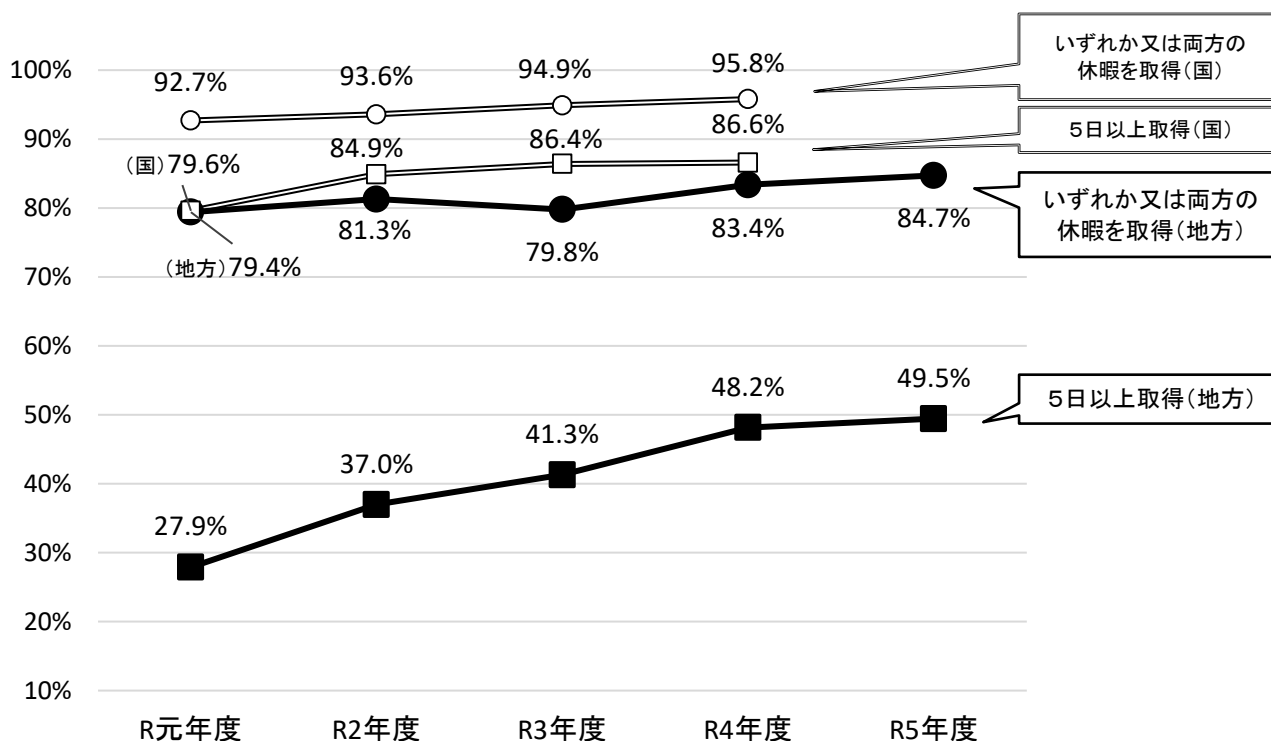
※「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の休暇制度を設けていない団体における「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。

※「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入院等の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において、2日の範囲内で与えられる特別休暇。

※「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。

※各男性職員数は全部門(一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会)の合計。

#### 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況の推移



※国家公務員の最新公表値は、本資料公表時点でR4年度。

#### イ) 両休暇を5日以上取得した職員の割合(都道府県・指定都市)の上位団体

	団体名	都道府県		指定都市			
		R5年度取得率	R4年度取得率	R5年度取得率	R4年度取得率		
都道府県	1 福岡県	71.2%	67.8%	指定都市	1 岡山市	75.1%	64.4%
	2 京都府	70.6%	67.6%		2 仙台市	61.6%	58.3%
	3 熊本県	70.5%	40.0%		3 新潟市	60.8%	67.2%
	4 茨城県	65.4%	63.2%		4 広島市	60.1%	52.8%
	5 神奈川県	65.1%	63.8%		5 札幌市	59.6%	59.2%
	6 群馬県	65.0%	74.5%		6 堺市	59.0%	61.8%
	7 北海道	64.1%	63.0%		7 川崎市	58.8%	45.7%

※取得率は、調査年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数に対する調査年度中の両休暇を合わせて5日以上取得した職員数の割合である。なお、各職員数は当該団体における全部門の合計。

### 3. メンタルヘルス対策の取組状況

- メンタルヘルス対策については、都道府県及び指定都市にあつては全部局で、市区及び町村にあつてはほぼ全部局で何らかの取組が実施されている。
- 主な取組として、団体区分別では「セルフケアを実施するための教育研修・情報提供」が多く、部局別では「事業場内での相談体制の整備」が多い。
- 「メンタルヘルス対策に関する計画の策定」、「実務を行う担当者の選任」、「職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)」などといった取組は、都道府県・指定都市と市区・町村では取り組んでいる状況に差がある。

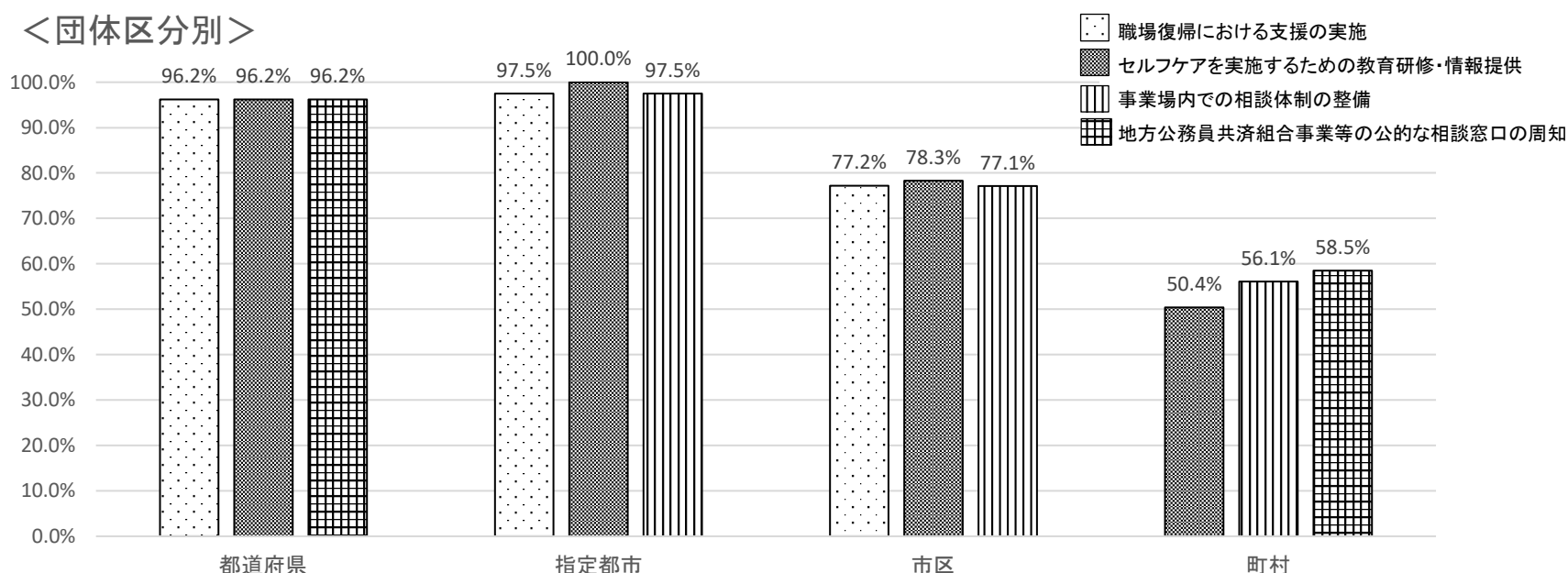
#### ア) メンタルヘルス対策の取組状況(令和5年度)

	合計	都道府県	指定都市	市区	町村	(参考) 一部事務組合等
取り組んでいる部局数の割合	98.6% (98.4%)	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	99.96% (99.8%)	97.1% (96.7%)	71.6% (69.7%)

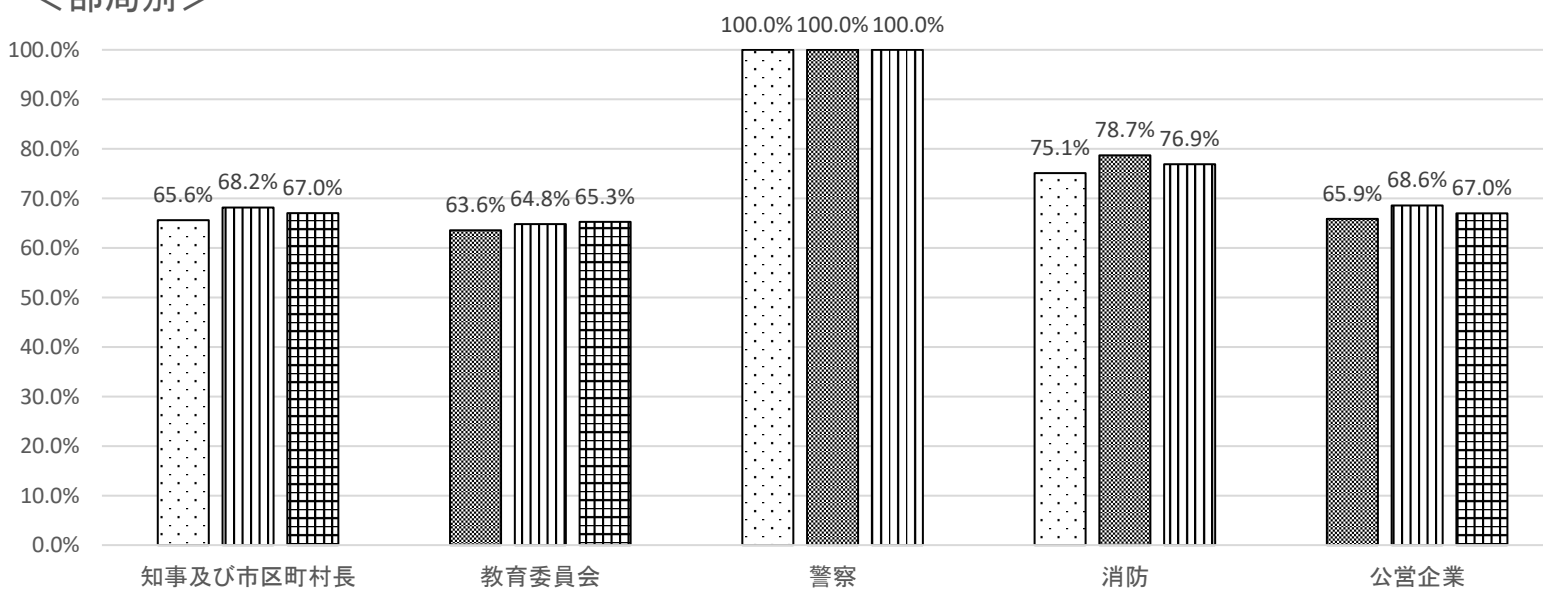
(注) ( )内の数字は前年度の数字を示す。

#### イ) メンタルヘルス対策の主な取組内容(複数回答)

##### <団体区分別>



##### <部局別>



(注1) 団体区分別、部局別(一部事務組合等を除く)ともに、実施されている割合の高い上位3つの取組を基にグラフを作成している。

(注2) メンタルヘルス対策の主な取組内容における割合は、メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数に占める割合である。

(ウ)についても同じ。

#### ウ) 団体区分により取組状況に差がある主な取組内容(全部局合計ベース)

団体区分	メンタルヘルス対策に関する計画の策定	実務を行う担当者の選任	職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)	ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供
都道府県	72.0% (66.5%)	86.8% (86.8%)	96.2% (95.1%)	94.0% (92.3%)
指定都市	77.2% (72.2%)	89.9% (86.1%)	97.5% (96.2%)	93.7% (92.4%)
市区	29.1% (23.5%)	46.5% (45.6%)	77.2% (75.8%)	57.9% (54.8%)
町村	15.9% (10.2%)	21.0% (20.5%)	47.8% (45.8%)	28.0% (25.3%)
合計	25.4% (19.8%)	37.1% (36.4%)	64.9% (63.3%)	46.3% (43.5%)

(参考)

一部事務組合等	13.5% (9.4%)	30.2% (29.6%)	29.2% (27.1%)	23.5% (20.2%)
---------	--------------	---------------	---------------	---------------

(注) ( )内の数字は前年度の数字を示している。

#### 4. メンタルヘルス不調による休務者の状況

➤ 令和5年度の地方公務員のメンタルヘルス不調による休務者は、47,775人であり、在籍職員数に占める割合は、指定都市が1.8%と最も高く、次いで都道府県及び市区が1.5%、町村が1.3%となっている。

団体区分	令和4年度		令和5年度		R4→R5 増減
	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数	(参考)在籍職員数	休務者数
都道府県	13,935人 (1.4%)	1,000,982人	15,014人 (1.5%)	1,002,180人	1,079人 0.1%
指定都市	6,702人 (1.6%)	429,258人	7,560人 (1.8%)	424,499人	858人 0.2%
市区	20,124人 (1.4%)	1,437,990人	21,933人 (1.5%)	1,461,204人	1,809人 0.1%
町村	2,927人 (1.2%)	243,714人	3,268人 (1.3%)	250,927人	341人 0.1%
合計	43,688人 (1.4%)	3,111,944人	47,775人 (1.5%)	3,138,810人	4,087人 0.1%

(参考)

一部事務組合等	1,076人 (0.9%)	118,613人	1,177人 (1.0%)	120,902人	101人 0.1%
---------	------------------	----------	------------------	----------	--------------

(注1)原則として、令和5年度中にメンタルヘルス不調により引き続いて1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

(注2)一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和5年1月～令和5年12月まで)の休務者数を計上している。

(注3)令和4年度から引き続いて休務した者及び令和5年度中に退職した者も含んでいる。

(注4)在籍職員数については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した在籍職員数(表20-3)を引用している。

(注5) ( )内の%については参考値として、「在籍職員数」に占める「休務者数」の割合を示している。

#### 5. 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

- 面接指導の強化に係る例規・指針等の整備状況については、令和6年4月1日時点で整備済みの団体の割合は72.4%となっている。(昨年度調査 68.9%)
- 団体区分別にみると、都道府県にあっては概ね整備済みとなっているが、市区及び町村にあっては、未整備の部局を有する地方公共団体が一定数あり、特に町村では整備済みの割合が58.6%となっている。(昨年度調査 56.4%)
- 医師による面接指導の実施状況については、要件に該当した職員に対して、全団体を通じて概ね3割程度実施されている。
- 医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員で、面接指導が行われなかった職員の主な理由のうち、「職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した」が35.0%、「職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった」が9.9%となっている。

ア) 面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別(部局ごと)整備状況の割合(令和6年4月1日現在)

団体区分	令和6年4月1日時点で整備済み		令和6年度中に整備予定(①)		整備時期未定(②)		参考1	
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
都道府県	99.5%	(99.5%)	0.0%	(0.0%)	0.5%	(0.5%)	1団体 (1団体)	2.1% (2.1%)
指定都市	97.5%	(94.9%)	1.3%	(1.3%)	1.3%	(3.8%)	2団体 (4団体)	10.0% (20.0%)
市区	82.4%	(77.6%)	4.1%	(7.2%)	13.5%	(15.2%)	179団体 (211団体)	22.5% (26.5%)
町村	58.6%	(56.4%)	6.5%	(11.7%)	34.9%	(31.9%)	416団体 (437団体)	44.9% (47.2%)
合計	72.4%	(68.9%)	5.0%	(8.9%)	22.6%	(22.1%)	598団体 (653団体)	33.4% (36.5%)

(参考2)

一部事務組合等	28.9%	(26.3%)	3.6%	(5.9%)	67.5%	(67.7%)	926団体 (963団体)	73.4% (74.7%)
---------	-------	---------	------	--------	-------	---------	------------------	------------------

(注1)端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。(イ)及びウ)についても同じ。)

(注2)同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

(注3)「参考1」については、例規・指針等を未整備である部局を有する地方公共団体数を計上しており、(※)割合については、団体区分別における団体数の合計(都道府県:47、指定都市:20、市区:795、町村:926、合計:1,788、一部事務組合等:1,262(1,289))に占める割合である。

(注4) ( )内の数字は前年度の数字を示している。

イ) 医師による面接指導の実施状況(令和5年度)

団体区分	令和4年度		令和5年度		R4→R5 増減	
	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員	医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員	うち実際に医師による面接指導が行われた職員
都道府県	124,670人	46,237人 (37.1%)	106,291人	37,440人 (35.2%)	▲ 18,379人	▲ 8,797人 ▲ 1.9%
指定都市	46,307人	9,886人 (21.3%)	41,027人	8,837人 (21.5%)	▲ 5,280人	▲ 1,049人 0.2%
市区	78,450人	26,171人 (33.4%)	63,232人	22,425人 (35.5%)	▲ 15,218人	▲ 3,746人 2.1%
町村	5,488人	1,205人 (22.0%)	5,276人	1,125人 (21.3%)	▲ 212人	▲ 80人 ▲ 0.7%
合計	254,915人	83,499人 (32.8%)	215,826人	69,827人 (32.4%)	▲ 39,089人	▲ 13,672人 ▲ 0.4%
(参考)						
一部事務組合等	2,322人	461人 (19.9%)	1,443人	374人 (25.9%)	▲ 879人	▲ 87人 6.0%

(注1)職員数は令和5年度の延べ人数である。(ウ)についても同じ。

(注2)( )内の%については、「医師による面接指導の対象となる要件に該当した職員」に占める割合である。

ウ) 医師による面接指導が行われなかった職員のうちその主な理由(令和5年度)

団体区分	医師による面接指導が行われなかった職員	面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※)	職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応がなかった又は職員自身が必要ないと判断した	職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった
都道府県	68,851人	14,266人 (20.7%)	13,901人 (20.2%)	9,167人 (13.3%)
指定都市	32,190人	13,650人 (42.4%)	10,776人 (33.5%)	215人 (0.7%)
市区	40,807人	5,644人 (13.8%)	23,485人 (57.6%)	4,596人 (11.3%)
町村	4,151人	131人 (3.2%)	3,002人 (72.3%)	407人 (9.8%)
合計	145,999人	33,691人 (23.1%)	51,164人 (35.0%)	14,385人 (9.9%)
(参考)				
一部事務組合等	1,069人	13人 (1.2%)	978人 (91.5%)	41人 (3.8%)

(注1)(※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

(注2)( )内の%については、「医師による面接指導が行われなかった職員」に占める割合を示している。

## 6. 安全衛生管理体制の整備状況

- 管理者等の選任及び委員会の設置については、概ね整備済となっているが、団体区別にみると、都道府県及び指定都市にあつては概ね整備済みとである一方で、市区及び町村にあつては未整備の事業場を有する地方公共団体が一定数ある。
- 管理者等による職場巡視等の実施及び委員会の開催については、全団体区分において実施できていない傾向にあり、特に産業医による職場巡視実施率は47.6%、衛生委員会の開催率は58.1%となっている。

### ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等及び産業医の整備状況(令和5年度)

団体区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者					
	選任率		選任率	職場巡視実施率	選任率	職場巡視実施率				
都道府県	100.0%	(100.0%)	99.6%	(100.0%)	93.4%	(-)	99.5%	(99.3%)	81.5%	(-)
指定都市	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	97.7%	(-)	99.7%	(99.6%)	86.8%	(-)
市区	99.9%	(100.0%)	86.0%	(99.2%)	78.6%	(-)	96.5%	(98.4%)	55.3%	(-)
町村	-	(-)	-	(-)	-	(-)	93.4%	(98.1%)	46.5%	(-)
合計	99.9%	(100.0%)	91.9%	(99.7%)	86.3%	(-)	97.9%	(99.0%)	70.0%	(-)

(参考)

一部事務組合等	96.0%	(100.0%)	93.5%	(100.0%)	87.9%	(-)	98.0%	(99.3%)	66.0%	(-)
---------	-------	----------	-------	----------	-------	-----	-------	---------	-------	-----

団体区分	安全衛生推進者等		産業医					
	選任率		選任率	職場巡視実施率	情報提供実施率			
都道府県	98.3%	(99.8%)	99.4%	(99.8%)	59.4%	(-)	84.8%	(-)
指定都市	99.3%	(100.0%)	99.5%	(100.0%)	57.7%	(-)	92.3%	(-)
市区	92.4%	(98.8%)	97.0%	(98.9%)	33.3%	(-)	84.3%	(-)
町村	79.2%	(92.7%)	94.5%	(97.4%)	28.4%	(-)	76.5%	(-)
合計	93.0%	(98.2%)	98.1%	(99.4%)	47.6%	(-)	84.6%	(-)

(参考)

一部事務組合等	90.5%	(97.3%)	98.6%	(98.7%)	44.9%	(-)	83.4%	(-)
---------	-------	---------	-------	---------	-------	-----	-------	-----

(注) ( )内の数字は平成30年度の数字を示している。

### イ) 安全委員会及び衛生委員会の整備状況(令和5年度)

団体区分	安全委員会		衛生委員会					
	設置率	委員会開催率	設置率	委員会開催率				
都道府県	99.5%	(99.7%)	62.5%	(-)	99.8%	(99.4%)	67.9%	(-)
指定都市	100.0%	(100.0%)	91.6%	(-)	99.5%	(99.2%)	60.4%	(-)
市区	94.1%	(99.6%)	53.7%	(-)	96.1%	(94.9%)	53.7%	(-)
町村	-	(-)	-	(-)	94.0%	(94.0%)	27.5%	(-)
合計	96.5%	(99.8%)	62.8%	(-)	97.9%	(97.7%)	58.1%	(-)

(参考)

一部事務組合等	97.9%	(100.0%)	85.1%	(-)	96.6%	(96.0%)	59.6%	(-)
---------	-------	----------	-------	-----	-------	---------	-------	-----

(注) ( )内の数字は平成30年度の数字を示している。



# 令和5年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果

## 【目次】

表1	時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況	P 1
表1-1	早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況（年度比較）	P 2
表2	年次有給休暇の取得状況	P 3
表3	病気休暇の状況	P 4
表4	特別休暇等の状況	P 5
表5	介護休暇の状況	P 6
表6	介護時間の状況	P 7
表7	育児休業等の制度制定状況	P 8
表8	育児休業の取得状況	P 9
表8-1	育児休業の取得状況【一般行政部門】	P 12
表8-2	育児休業の取得状況【公営企業等】	P 13
表8-3	育児休業の取得状況【警察部門】	P 14
表8-4	育児休業の取得状況【消防部門】	P 15
表8-5	育児休業の取得状況【教育委員会】	P 16
表8-6	育児休業の取得状況【都道府県団体別】	P 17
表8-7	育児休業の取得状況【指定都市団体別】	P 18
表8-8	育児休業の取得状況【市区町村団体別】	P 19
表9	育児短時間勤務の取得状況	P 20
表10	部分休業の取得状況	P 21
表11	配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況	P 22
表11-1	配偶者出産休暇等の取得状況【都道府県団体別】	P 23
表11-2	配偶者出産休暇等の取得状況【指定都市団体別】	P 24
表11-3	配偶者出産休暇等の取得状況【市区町村団体別】	P 25
表12	会計年度任用職員の年次有給休暇以外の休暇の状況	P 26
表13	会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況	P 27
表14	時間外勤務命令の上限規制制度の状況	P 28
表15	時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）	P 29
表15-1	時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【都道府県】	P 30
表15-2	時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【指定都市】	P 31
表15-3	時間外勤務の状況（時間外勤務時間数）【市区町村】	P 32
表16	勤務時間管理の実施方法の状況	P 33
表17	競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移	P 34
図1	過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移	P 35
表18	競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数の推移	P 36
表19	中途採用試験の実施状況	P 37
表20	ストレスチェックの実施状況等	P 38
表20-1	ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況	P 38
表20-2	ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況	P 39
表20-3	ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数	P 40
表20-4	ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数	P 41
表20-5	集団分析結果の団体区分別活用状況	P 42
表20-6	集団分析結果の部局別活用状況	P 43
表21	メンタルヘルス対策の取組状況	P 44
表21-1	メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況	P 44
表21-2-1	部局別取組状況【部局名：知事及び市区町村長】	P 45
表21-2-2	部局別取組状況【部局名：教育委員会】	P 46
表21-2-3	部局別取組状況【部局名：警察】	P 47
表21-2-4	部局別取組状況【部局名：消防】	P 48
表21-2-5	部局別取組状況【部局名：公営企業】	P 49
表22	メンタルヘルス不調による休務者の状況	P 50
表23	長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況	P 51
表23-1	面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況	P 51
表23-2	面接指導の強化に係る例規・指針等の部局別整備状況	P 52
表23-3	面接指導の対象となる要件（団体区分別）	P 53
表23-4	面接指導の対象となる要件（部局別）	P 54
表23-5	面接指導の団体区分別実施状況	P 55
表23-6	面接指導の部局別実施状況	P 56
表24	安全衛生管理体制の整備状況	P 57
表24-1	安全衛生管理体制の団体区分別整備状況	P 57
表24-2	安全衛生管理体制の部局別整備状況	P 58

表1 時差出勤制度、早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況(令和6年4月1日現在)

区 分	団体数	時差出勤制度		
		導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	39 (83.0%)	3 (6.4%)	5 (10.6%)
指定都市	20 (100%)	16 (80.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)
市区町村	1,721 (100%)	476 (27.7%)	184 (10.7%)	1,061 (61.7%)
合 計	1,788 (100%)	531 (29.7%)	189 (10.6%)	1,068 (59.7%)

区 分	団体数	業務上の早出・遅出			育児・介護のための早出・遅出			通勤混雑緩和のための早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	34 (72.3%)	1 (2.1%)	12 (25.5%)	40 (85.1%)	1 (2.1%)	6 (12.8%)	32 (68.1%)	1 (2.1%)	14 (29.8%)
指定都市	20 (100%)	15 (75.0%)	0 (0.0%)	5 (25.0%)	13 (65.0%)	1 (5.0%)	6 (30.0%)	9 (45.0%)	2 (10.0%)	9 (45.0%)
市区町村	1,721 (100%)	790 (45.9%)	140 (8.1%)	791 (46.0%)	1,195 (69.4%)	134 (7.8%)	392 (22.8%)	193 (11.2%)	105 (6.1%)	1,423 (82.7%)
合 計	1,788 (100%)	839 (46.9%)	141 (7.9%)	808 (45.2%)	1,248 (69.8%)	136 (7.6%)	404 (22.6%)	234 (13.1%)	108 (6.0%)	1,446 (80.9%)

区 分	団体数	疲労蓄積防止のための早出・遅出			修学等のための早出・遅出			障害の特性等に応じた早出・遅出		
		導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし	導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	24 (51.1%)	7 (14.9%)	16 (34.0%)	23 (48.9%)	2 (4.3%)	22 (46.8%)	28 (59.6%)	3 (6.4%)	16 (34.0%)
指定都市	20 (100%)	6 (30.0%)	0 (0.0%)	14 (70.0%)	5 (25.0%)	0 (0.0%)	15 (75.0%)	7 (35.0%)	1 (5.0%)	12 (60.0%)
市区町村	1,721 (100%)	129 (7.5%)	121 (7.0%)	1,471 (85.5%)	77 (4.5%)	107 (6.2%)	1,537 (89.3%)	137 (8.0%)	180 (10.5%)	1,404 (81.6%)
合 計	1,788 (100%)	159 (8.9%)	128 (7.2%)	1,501 (83.9%)	105 (5.9%)	109 (6.1%)	1,574 (88.0%)	172 (9.6%)	184 (10.3%)	1,432 (80.1%)

区 分	団体数	フレックスタイム制度		
		導入済	検討中	予定なし
都道府県	47 (100%)	18 (38.3%)	18 (38.3%)	11 (23.4%)
指定都市	20 (100%)	5 (25.0%)	9 (45.0%)	6 (30.0%)
市区町村	1,721 (100%)	76 (4.4%)	270 (15.7%)	1,375 (79.9%)
合 計	1,788 (100%)	99 (5.5%)	297 (16.6%)	1,392 (77.9%)

(注1) ( )内の数字は団体区分中の割合を示す。(端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。)

(注2) 調査対象は、非現業の一般職に属する職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割り振られている者(交替制等勤務職員は除く。)に適用される制度。

(注3) 「1 時差出勤制度」とは、基本の勤務時間(例:8時30分から17時15分の時間帯)に加えて複数の勤務時間パターンを設定し、公務に支障がない範囲内で、職員の申告により勤務時間を割り振る制度を想定。申告に際して理由を問わない点で、各種早出遅出制度とは異なる。令和6年度実施の調査から本項目を導入。

(注4) 「1 時差出勤制度」を導入している団体において、「2 各種早出遅出制度」について、時差出勤制度よりも広範な勤務時間パターンの設定を行っている場合等、制度を存続させている団体については、「導入済」となっている。

表1-1 早出遅出制度及びフレックスタイム制度の導入状況(年度比較)

区分	団体数	育児・介護のための早出・遅出の導入済み団体数					増減 (R5.4.1→R6.4.1)
		令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	
都道府県	47 (100%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	45 (95.7%)	40 (85.1%)	△ 5
指定都市	20 (100%)	16 (80.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	13 (65.0%)	△ 4
市区町村	1,721 (100%)	1,130 (65.7%)	1,157 (67.2%)	1,186 (68.9%)	1,218 (70.8%)	1,195 (69.4%)	△ 23
合計	1,788 (100%)	1,191 (66.6%)	1,219 (68.2%)	1,248 (69.8%)	1,280 (71.6%)	1,248 (69.8%)	△ 32

区分	団体数	フレックスタイム制度の導入済み団体数					増減 (R5.4.1→R6.4.1)
		令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	
都道府県	47 (100%)	12 (25.5%)	12 (25.5%)	15 (31.9%)	17 (36.2%)	18 (38.3%)	1
指定都市	20 (100%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	2 (10.0%)	3 (15.0%)	5 (25.0%)	2
市区町村	1,721 (100%)	66 (3.8%)	70 (4.1%)	75 (4.4%)	76 (4.4%)	76 (4.4%)	0
合計	1,788 (100%)	80 (4.5%)	84 (4.7%)	92 (5.1%)	96 (5.4%)	99 (5.5%)	3

(注1) ( )内の数字は団体区分中の割合を示す。

(注2) 昨年度の調査時点で「1 時差出勤制度」を導入していた団体において、同制度が早出遅出制度を包含することを理由に昨年度の調査で「育児・介護のための早出・遅出」を導入済みとしていた団体が、今年度は「時差出勤制度」を導入済みとし、「育児・介護のための早出・遅出」を未導入としたため、昨年度の数字から差が生じている。

**表2 年次有給休暇の取得状況(令和5年)**

【令和5年1月1日～令和5年12月31日<sup>※</sup>】

〔参考〕平均取得日数（日）

区 分	平均取得日数 (日)
都道府県	14.3 (12.8)
指定都市	16.0 (14.9)
市区町村	13.4 (12.0)
301名以上 (533団体)	13.9 (12.5)
101名以上 300名以下 (704団体)	12.3 (10.8)
100名以下 (484団体)	12.0 (10.6)
全 体	14.0 (12.6)

国	16.2	(15.5)
民間	11.0	(10.9)

出典「令和6年国家公務員給与等実態調査」(人事院)  
「令和6年就労条件総合調査」(厚生労働省)

<sup>※</sup>年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和5年4月1日～令和6年3月31日」  
(注1) 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。  
(注2) ( ) は、令和4年の平均取得日数。(民間の数値は、令和4年(又は令和3会計年度))  
(注3) 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。

(参考)

**年次有給休暇の取得状況の推移**

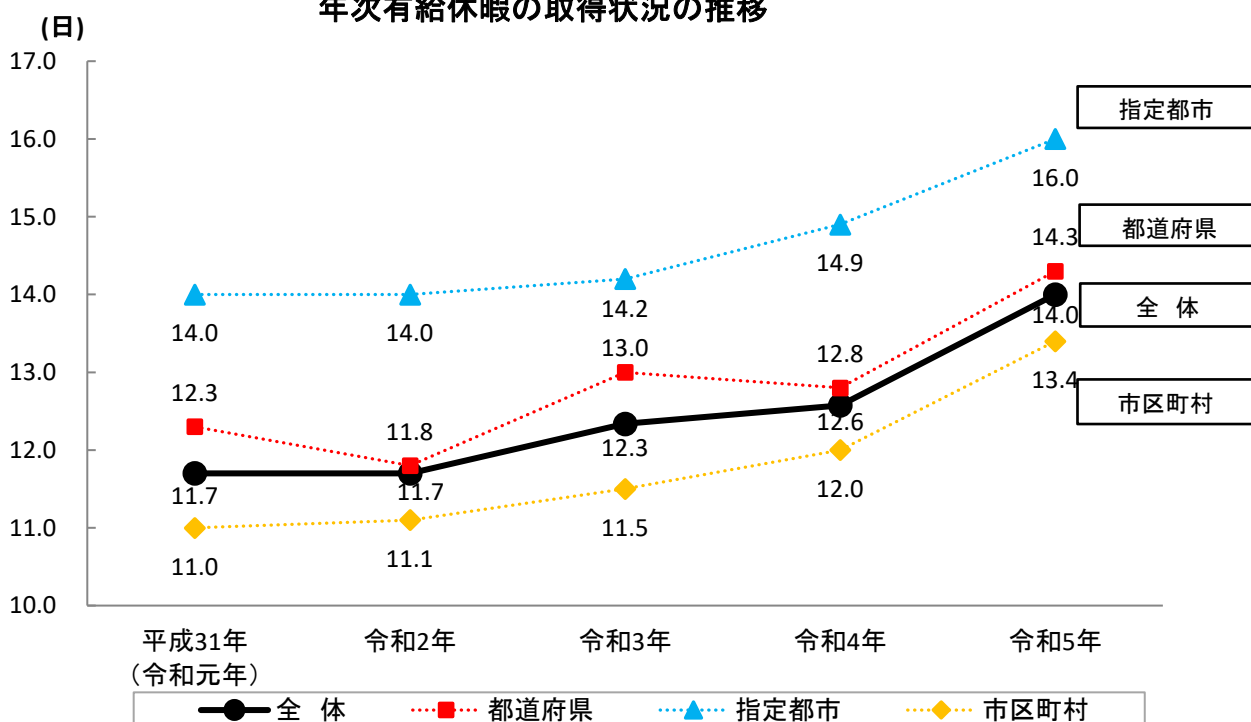


表3 病気休暇の状況(令和6年4月1日現在)

(単位：団体)

区分	団体数	原則、必要最小限の期間とし、連続取得日数の上限を90日（または3ヶ月）と定めている。	左記以外
都道府県	47 (100.0%)	38 (80.9%)	9 (19.1%)
指定都市	20 (100.0%)	17 (85.0%)	3 (15.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,552 (90.2%)	169 (9.8%)
合計	1,788 (100.0%)	1,607 (89.9%)	181 (10.1%)

(注) 1 「左記以外」となる団体は、上限日数（月数）が異なる、年間で取得日数の上限を定めている等である。  
2 調査対象は、表1と同様。

表4 特別休暇等の状況(令和6年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分	都道府県(47)			指定都市(20)			市区町村(1,721)			合計(1,788)			
	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	
国に制度のある特別休暇	公民権行使	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,720 (99.9%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1,787 (99.9%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
	官公署への出頭	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	ドナー休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,716 (99.7%)	1 (0.1%)	4 (0.2%)	1,783 (99.7%)	1 (0.1%)	4 (0.2%)
	ボランティア休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1,682 (97.7%)	3 (0.2%)	36 (2.1%)	1,748 (97.8%)	4 (0.2%)	36 (2.0%)
	結婚休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	不妊治療休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,673 (97.2%)	4 (0.2%)	44 (2.6%)	1,740 (97.3%)	4 (0.2%)	44 (2.5%)
	産前休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	産後休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	保育時間	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,714 (99.6%)	1 (0.1%)	6 (0.3%)	1,781 (99.6%)	1 (0.1%)	6 (0.3%)
	妻の出産	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,717 (99.8%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)	1,784 (99.8%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)
	育児参加	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,687 (98.0%)	2 (0.1%)	32 (1.9%)	1,754 (98.1%)	2 (0.1%)	32 (1.8%)
	子の看護	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,715 (99.7%)	1 (0.1%)	5 (0.3%)	1,782 (99.7%)	1 (0.1%)	5 (0.3%)
	短期の介護	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,686 (98.0%)	11 (0.6%)	24 (1.4%)	1,753 (98.0%)	11 (0.6%)	24 (1.3%)
	忌引休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	父母の追悼(法要)	45 (95.7%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	16 (80.0%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	1,663 (96.6%)	2 (0.1%)	56 (3.3%)	1,724 (96.4%)	2 (0.1%)	62 (3.5%)
	夏季休暇	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,713 (99.5%)	0 (0.0%)	8 (0.5%)	1,780 (99.6%)	0 (0.0%)	8 (0.4%)
	現住居の滅失等	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,689 (98.1%)	1 (0.1%)	31 (1.8%)	1,756 (98.2%)	1 (0.1%)	31 (1.7%)
	災害・交通機関の事故等	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,712 (99.5%)	0 (0.0%)	9 (0.5%)	1,779 (99.5%)	0 (0.0%)	9 (0.5%)
退勤途上の危機回避	40 (85.1%)	0 (0.0%)	7 (14.9%)	13 (65.0%)	0 (0.0%)	7 (35.0%)	1,552 (90.2%)	1 (0.1%)	168 (9.8%)	1,605 (89.8%)	1 (0.1%)	182 (10.2%)	

(注) 1 ( )は、団体区分中の割合である。  
2 調査対象は表1と同様。

表5 介護休暇の状況

1 介護休暇制度の導入状況(令和6年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,721	0
合計	1,788	1,788	0

2 介護休暇の取得状況(令和5年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	510 (32.0%)	112 (22.0%)	306 (60.0%)	71 (13.9%)	7 (1.4%)	6 (1.2%)	7 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (0.2%)
	女性職員	1,085 (68.0%)	71 (6.5%)	659 (60.7%)	279 (25.7%)	40 (3.7%)	20 (1.8%)	11 (1.0%)	1 (0.1%)	4 (0.4%)
指定都市	男性職員	197 (33.0%)	46 (23.4%)	121 (61.4%)	21 (10.7%)	3 (1.5%)	3 (1.5%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
	女性職員	400 (67.0%)	25 (6.3%)	256 (64.0%)	88 (22.0%)	17 (4.3%)	5 (1.3%)	8 (2.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
市区町村	男性職員	330 (30.2%)	61 (18.5%)	187 (56.7%)	67 (20.3%)	6 (1.8%)	4 (1.2%)	4 (1.2%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
	女性職員	762 (69.8%)	48 (6.3%)	420 (55.1%)	246 (32.3%)	28 (3.7%)	16 (2.1%)	4 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	1,037 (31.6%)	219 (21.1%)	614 (59.2%)	159 (15.3%)	16 (1.5%)	13 (1.3%)	13 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)
	女性職員	2,247 (68.4%)	144 (6.4%)	1,335 (59.4%)	613 (27.3%)	85 (3.8%)	41 (1.8%)	23 (1.0%)	1 (0.0%)	5 (0.2%)
	計	3,284 (100.0%)	363 (11.1%)	1,949 (59.3%)	772 (23.5%)	101 (3.1%)	54 (1.6%)	36 (1.1%)	1 (0.0%)	8 (0.2%)

団体区分	区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇の期間別の取得者数					
			1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
都道府県	男性職員	510 (32.0%)	233 (45.7%)	81 (15.9%)	56 (11.0%)	17 (3.3%)	22 (4.3%)	101 (19.8%)
	女性職員	1,085 (68.0%)	441 (40.6%)	191 (17.6%)	128 (11.8%)	56 (5.2%)	52 (4.8%)	217 (20.0%)
指定都市	男性職員	197 (33.0%)	54 (27.4%)	46 (23.4%)	22 (11.2%)	12 (6.1%)	11 (5.6%)	52 (26.4%)
	女性職員	400 (67.0%)	154 (38.5%)	65 (16.3%)	38 (9.5%)	21 (5.3%)	16 (4.0%)	106 (26.5%)
市区町村	男性職員	330 (30.2%)	168 (50.9%)	58 (17.6%)	37 (11.2%)	13 (3.9%)	8 (2.4%)	46 (13.9%)
	女性職員	762 (69.8%)	380 (49.9%)	116 (15.2%)	97 (12.7%)	38 (5.0%)	25 (3.3%)	106 (13.9%)
合計	男性職員	1,037 (31.6%)	455 (43.9%)	185 (17.8%)	115 (11.1%)	42 (4.1%)	41 (4.0%)	199 (19.2%)
	女性職員	2,247 (68.4%)	975 (43.4%)	372 (16.6%)	263 (11.7%)	115 (5.1%)	93 (4.1%)	429 (19.1%)
	計	3,284 (100.0%)	1,430 (43.5%)	557 (17.0%)	378 (11.5%)	157 (4.8%)	134 (4.1%)	628 (19.1%)

(注) 1 介護休暇取得者数は、令和5年度中に介護休暇を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護休暇の期間別の取得者数」の( )は、「介護休暇取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。 )。

3 「介護休暇取得者数」の団体区分ごとの( )は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。 )。

4 「介護休暇取得者数」の合計欄の( )は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。 )。

表6 介護時間の状況

1 介護時間制度の導入状況(令和6年4月1日現在)

団体区分	団体数	導入済	未導入
都道府県	47	47	0
指定都市	20	20	0
市区町村	1,721	1,712	9
合計	1,788	1,779	9

2 介護時間の取得状況(令和5年度)

(単位：人)

団体区分	区 分	介護時間 取得者数	要介護者別の取得者数(職員との続柄別)							
			配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
都道府県	男性職員	137 (29.0%)	21 (15.3%)	91 (66.4%)	17 (12.4%)	4 (2.9%)	2 (1.5%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)
	女性職員	335 (71.0%)	19 (5.7%)	210 (62.7%)	81 (24.2%)	18 (5.4%)	1 (0.3%)	5 (1.5%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
指定都市	男性職員	30 (21.3%)	3 (10.0%)	16 (53.3%)	10 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	111 (78.7%)	16 (14.4%)	49 (44.1%)	42 (37.8%)	2 (1.8%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
市区町村	男性職員	85 (25.9%)	8 (9.4%)	60 (70.6%)	15 (17.6%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	女性職員	243 (74.1%)	14 (5.8%)	132 (54.3%)	79 (32.5%)	11 (4.5%)	5 (2.1%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	男性職員	252 (26.8%)	32 (12.7%)	167 (66.3%)	42 (16.7%)	5 (2.0%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)
	女性職員	689 (73.2%)	49 (7.1%)	391 (56.7%)	202 (29.3%)	31 (4.5%)	7 (1.0%)	8 (1.2%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)
	計	941 (100.0%)	81 (8.6%)	558 (59.3%)	244 (25.9%)	36 (3.8%)	10 (1.1%)	9 (1.0%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)

団体区分	区 分	介護時間 取得者数	介護時間の期間別の取得者数					
			6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
都道府県	男性職員	137 (29.0%)	102 (74.5%)	23 (16.8%)	1 (0.7%)	2 (1.5%)	0 (0.0%)	9 (6.6%)
	女性職員	335 (71.0%)	214 (63.9%)	90 (26.9%)	2 (0.6%)	5 (1.5%)	2 (0.6%)	22 (6.6%)
指定都市	男性職員	30 (21.3%)	17 (56.7%)	6 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.3%)	6 (20.0%)
	女性職員	111 (78.7%)	62 (55.9%)	24 (21.6%)	1 (0.9%)	4 (3.6%)	2 (1.8%)	18 (16.2%)
市区町村	男性職員	85 (25.9%)	57 (67.1%)	19 (22.4%)	1 (1.2%)	2 (2.4%)	0 (0.0%)	6 (7.1%)
	女性職員	243 (74.1%)	113 (46.5%)	56 (23.0%)	9 (3.7%)	11 (4.5%)	3 (1.2%)	51 (21.0%)
合計	男性職員	252 (26.8%)	176 (69.8%)	48 (19.0%)	2 (0.8%)	4 (1.6%)	1 (0.4%)	21 (8.3%)
	女性職員	689 (73.2%)	389 (56.5%)	170 (24.7%)	12 (1.7%)	20 (2.9%)	7 (1.0%)	91 (13.2%)
	計	941 (100.0%)	565 (60.0%)	218 (23.2%)	14 (1.5%)	24 (2.6%)	8 (0.9%)	112 (11.9%)

(注) 1 介護時間取得者数は、令和5年度中に介護時間を取得開始した職員数である。

2 「要介護者別の取得者数」及び「介護時間の期間別の取得者数」の( )は、「介護時間取得者数」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。 )。

3 「介護時間取得者数」の団体区分ごとの( )は、団体区分ごとの計に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。 )。

4 「介護時間取得者数」の合計欄の( )は、「計」に占める割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。 )。



表7 育児休業等の制度制定状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和6年4月1日現在）

（単位：団体）

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	-	-	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,721 (100.0%)	0 (0.0%)	1,597 (99.5%)	8 (0.5%)	-	-	424 (100.0%)	0 (0.0%)	1,701 (99.8%)	4 (0.2%)
合計	1,788 (100%)	1,788 (100.0%)	0 (0.0%)	1,663 (99.5%)	8 (0.5%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	445 (100.0%)	0 (0.0%)	1,768 (99.8%)	4 (0.2%)

2 部分休業制度の制定状況（令和6年4月1日現在）

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	-	-	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,719 (99.9%)	2 (0.1%)	1,596 (99.4%)	9 (0.6%)	-	-	424 (100.0%)	0 (0.0%)	1,699 (99.6%)	6 (0.4%)
合計	1,788 (100%)	1,786 (99.9%)	2 (0.1%)	1,662 (99.5%)	9 (0.5%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	445 (100.0%)	0 (0.0%)	1,766 (99.7%)	6 (0.3%)

3 育児短時間勤務制度の制定状況（令和6年4月1日現在）

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	18 (90.0%)	2 (10.0%)	-	-	18 (90.0%)	2 (10.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,608 (93.4%)	113 (6.6%)	1,489 (92.8%)	116 (7.2%)	-	-	385 (90.8%)	39 (9.2%)	1,589 (93.2%)	116 (6.8%)
合計	1,788 (100%)	1,673 (93.6%)	115 (6.4%)	1,553 (92.9%)	118 (7.1%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	404 (90.8%)	41 (9.2%)	1,655 (93.4%)	117 (6.6%)

（注）（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。

（端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。）

表8 育児休業の取得状況（令和5年度）

1 育児休業の取得者数等（全部門合計）

(1) 令和5年度に新たに取得した育児休業

(単位：人)

	令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能な職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	33,890	43.9%	7,812 (52.5%)	3,373 (22.7%)	1,561 (10.5%)	686 (4.6%)	1,159 (7.8%)	247 (1.7%)	42 (0.3%)
	女性職員	23,487	101.1%	94 (0.4%)	152 (0.6%)	521 (2.2%)	1,449 (6.1%)	4,903 (20.7%)	8,772 (37.0%)	7,847 (33.1%)
指定都市	男性職員	8,087	54.1%	1,984 (45.3%)	1,116 (25.5%)	530 (12.1%)	235 (5.4%)	397 (9.1%)	98 (2.2%)	16 (0.4%)
	女性職員	7,271	99.1%	12 (0.2%)	40 (0.6%)	163 (2.3%)	524 (7.3%)	1,518 (21.1%)	2,852 (39.6%)	2,098 (29.1%)
市区町村	男性職員	18,903	51.6%	4,949 (50.8%)	2,557 (26.2%)	1,183 (12.1%)	385 (4.0%)	503 (5.2%)	128 (1.3%)	41 (0.4%)
	女性職員	16,556	100.1%	66 (0.4%)	122 (0.7%)	356 (2.1%)	946 (5.7%)	5,017 (30.3%)	5,219 (31.5%)	4,839 (29.2%)
合計	男性職員	60,880	47.6%	14,745 (50.8%)	7,046 (24.3%)	3,274 (11.3%)	1,306 (4.5%)	2,059 (7.1%)	473 (1.6%)	99 (0.3%)
	女性職員	47,314	100.4%	172 (0.4%)	314 (0.7%)	1,040 (2.2%)	2,919 (6.1%)	11,438 (24.1%)	16,843 (35.5%)	14,784 (31.1%)

1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)	1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1月以下	
		1,366 (4.7%)	2,284 (7.9%)	11,095 (38.3%)		

- (注) 1 「育児休業取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。  
 2 「育児休業取得率」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能な職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。  
 3 「育児休業承認期間」の( )は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。)である。  
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の( )は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表8 育児休業の取得状況（令和5年度）

(2) 令和5年度に新たに取得した育児休業の内訳

(単位：人)

	育児休業 取得者数	令和5年度に新たに取得した育児休業のうち、出生後57日以内に終了するもの。					令和5年度に新たに取得した育児休業（1回目の育児休業のうち、出生後57日以内に終了しないもの。）				
		育児休業承認期間					育児休業承認期間				
		合計	1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超 57日以下	合計	1週間未満	1週間以上 2週間未満	2週間以上 1月以下	1月超
都道府県	男性職員	5,970 (40.1%)	414 (6.9%)	827 (13.9%)	3,770 (63.1%)	959 (16.1%)	8,910 (59.9%)	345 (3.9%)	518 (5.8%)	1,938 (21.8%)	6,109 (68.6%)
	女性職員	13 (0.05%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	3 (23.1%)	6 (46.2%)	23,725 (99.95%)	6 (0.0%)	22 (0.1%)	59 (0.2%)	23,638 (99.6%)
指定都市	男性職員	1,490 (34.0%)	92 (6.2%)	212 (14.2%)	943 (63.3%)	243 (16.3%)	2,886 (66.0%)	104 (3.6%)	103 (3.6%)	530 (18.4%)	2,149 (74.5%)
	女性職員	1 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7,206 (100.0%)	0 (0.0%)	3 (0.0%)	8 (0.1%)	7,195 (99.8%)
市区町村	男性職員	4,054 (41.6%)	268 (6.6%)	464 (11.4%)	2,694 (66.5%)	628 (15.5%)	5,692 (58.4%)	143 (2.5%)	160 (2.8%)	1,220 (21.4%)	4,169 (73.2%)
	女性職員	10 (0.06%)	0 (0.00%)	3 (30.00%)	6 (60.0%)	1 (10.0%)	16,555 (99.9%)	6 (0.04%)	9 (0.05%)	42 (0.3%)	16,498 (99.7%)
合計	男性職員	11,514 (39.7%)	774 (6.7%)	1,503 (13.1%)	7,407 (64.3%)	1,830 (15.9%)	17,488 (60.3%)	592 (3.4%)	781 (4.5%)	3,688 (21.1%)	12,427 (71.1%)
	女性職員	24 (0.1%)	3 (12.5%)	5 (20.8%)	9 (37.5%)	7 (29.2%)	47,486 (99.9%)	12 (0.0%)	34 (0.1%)	109 (0.2%)	47,331 (99.7%)

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。  
 2 「育児休業承認期間」 「合計」の（ ）は、「育児休業取得者数」に占める各区分の割合（端数処理のため、合計が100%とされない場合がある。以下同じ。）である。  
 3 「育児休業承認期間」各期間の（ ）は、各区分の「合計」に占める各期間の割合である。

表8 育児休業の取得状況（令和5年度）

(3) 令和5年度に再度取得した育児休業

(単位：人)

	再び育児休業を取得したものの (条例で定める特別の事情による再度の取得を除く)										条例で定める特別の事情による再度の取得					
	育児休業承認期間															
	1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超									
合計	724 (69.1%)	172 (16.4%)	73 (7.0%)	29 (2.8%)	29 (2.8%)	18 (1.7%)	2 (0.2%)	1,047	19 (11.2%)	26 (15.3%)	30 (17.6%)	27 (15.9%)	36 (21.2%)	3 (1.8%)	40	
都道府県																
男性職員	315 (59.8%)	115 (21.8%)	55 (10.4%)	15 (2.8%)	20 (3.8%)	6 (1.1%)	1 (0.2%)	527	16 (24.6%)	7 (10.8%)	6 (9.2%)	4 (6.2%)	13 (20.0%)	18 (27.7%)	1 (1.5%)	26
女性職員	19 (11.2%)	26 (15.3%)	30 (17.6%)	29 (17.1%)	27 (15.9%)	36 (21.2%)	3 (1.8%)	170	315 (59.8%)	115 (21.8%)	55 (10.4%)	15 (2.8%)	20 (3.8%)	6 (1.1%)	1 (0.2%)	26
指定都市																
男性職員	776 (66.4%)	223 (19.1%)	102 (8.7%)	28 (2.4%)	33 (2.8%)	7 (0.6%)	0	1,169	19 (13.7%)	26 (18.7%)	28 (20.1%)	19 (13.7%)	20 (14.4%)	1 (0.7%)	55	
女性職員	19 (13.7%)	26 (18.7%)	28 (20.1%)	26 (18.7%)	19 (13.7%)	20 (14.4%)	1 (0.7%)	139	1,815 (66.2%)	510 (18.6%)	230 (8.4%)	82 (3.0%)	31 (1.1%)	3 (0.1%)	121	
市区町村																
男性職員	54 (14.4%)	59 (15.8%)	64 (17.1%)	59 (15.8%)	59 (15.8%)	74 (19.8%)	5 (1.3%)	374	1,815 (66.2%)	510 (18.6%)	230 (8.4%)	82 (3.0%)	31 (1.1%)	3 (0.1%)	121	
女性職員	1,815 (66.2%)	510 (18.6%)	230 (8.4%)	72 (2.6%)	82 (3.0%)	31 (1.1%)	3 (0.1%)	2,743	54 (14.4%)	59 (15.8%)	64 (17.1%)	59 (15.8%)	74 (19.8%)	5 (1.3%)	544	
合計	1,815 (66.2%)	510 (18.6%)	230 (8.4%)	72 (2.6%)	82 (3.0%)	31 (1.1%)	3 (0.1%)	2,743	54 (14.4%)	59 (15.8%)	64 (17.1%)	59 (15.8%)	74 (19.8%)	5 (1.3%)	544	

(注) 1 「育児休業承認期間」の( )は、「合計」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表8-1 育児休業の取得状況(令和5年度・一般行政部門)

(単位：人)

	令和5年度中に新たに取得した育児休業(一般行政部門)	令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能な職員数	育児休業取得者数	育児休業取得率	育児休業承認期間						
					1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	4,918	3,751	76.3%	1,839 (49.0%)	896 (23.9%)	466 (12.4%)	181 (4.8%)	287 (7.7%)	75 (2.0%)	7 (0.2%)
	女性職員	2,823	2,828	100.2%	9 (0.3%)	22 (0.8%)	106 (3.7%)	260 (9.2%)	960 (33.9%)	1,026 (36.3%)	445 (15.7%)
指定都市	男性職員	2,485	1,987	80.0%	897 (45.1%)	566 (28.5%)	217 (10.9%)	96 (4.8%)	157 (7.9%)	48 (2.4%)	6 (0.3%)
	女性職員	2,601	2,593	99.7%	3 (0.1%)	11 (0.4%)	63 (2.4%)	190 (7.3%)	641 (24.7%)	914 (35.2%)	771 (29.7%)
市区町村	男性職員	11,957	7,122	59.6%	3,445 (48.4%)	1,869 (26.2%)	932 (13.1%)	317 (4.5%)	414 (5.8%)	113 (1.6%)	32 (0.4%)
	女性職員	11,644	11,640	100.0%	40 (0.3%)	72 (0.6%)	222 (1.9%)	688 (5.9%)	3,396 (29.2%)	3,776 (32.4%)	3,446 (29.6%)
合計	男性職員	19,360	12,860	66.4%	6,181 (48.1%)	3,331 (25.9%)	1,615 (12.6%)	594 (4.6%)	858 (6.7%)	236 (1.8%)	45 (0.3%)
	女性職員	17,068	17,061	100.0%	52 (0.3%)	105 (0.6%)	391 (2.3%)	1,138 (6.7%)	4,997 (29.3%)	5,716 (33.5%)	4,662 (27.3%)
(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳 (男性職員)		1週間未満		1週間以上2週間未満		2週間以上1月以下					
		411 (3.2%)		739 (5.7%)		4,513 (35.1%)					

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。  
 2 「育児休業取得率」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能な職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。  
 3 「育児休業承認期間」の( )は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。)である。  
 4 「(参考)1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の( )は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者数」に占める割合である。  
 5 「(参考)1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」については、令和5年度中に新たに育児休業を取得した職員で年度中に同一の子について2回以上育児休業をした期間がある場合は、当該期間を合算した上で計上(月数計算は育児休業取得日数を30で除し小数点第2位で四捨五入した値で計上)。そのため、上段表の育児休業の承認期間(1月以下)の人数とは一致しない。

表8-2 育児休業の取得状況(令和5年度・公営企業等)

1 令和5年度中に新たに取得した育児休業(公営企業等)

(単位:人)

	令和5年度中に新たに取得した育児休業 可能となった職員数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	764	62.4%	335 (43.8%)	248 (32.5%)	99 (13.0%)	24 (3.1%)	44 (5.8%)	11 (1.4%)	3 (0.4%)
	女性職員	1,685	99.5%	7 (0.4%)	13 (0.8%)	37 (2.2%)	67 (4.0%)	436 (25.9%)	693 (41.1%)	
指定都市	男性職員	547	73.1%	269 (49.2%)	142 (26.0%)	66 (12.1%)	26 (4.8%)	33 (6.0%)	9 (1.6%)	2 (0.4%)
	女性職員	510	99.4%	4 (0.8%)	7 (1.4%)	15 (2.9%)	42 (8.2%)	139 (27.3%)	117 (22.9%)	186 (36.5%)
市区町村	男性職員	1,190	49.9%	641 (53.9%)	347 (29.2%)	127 (10.7%)	31 (2.6%)	37 (3.1%)	4 (0.3%)	3 (0.3%)
	女性職員	3,173	100.2%	17 (0.5%)	35 (1.1%)	85 (2.7%)	156 (4.9%)	1,178 (37.1%)	820 (25.8%)	882 (27.8%)
合計	男性職員	2,501	57.4%	1,245 (49.8%)	737 (29.5%)	292 (11.7%)	81 (3.2%)	114 (4.6%)	24 (1.0%)	8 (0.3%)
	女性職員	5,368	99.9%	28 (0.5%)	55 (1.0%)	137 (2.6%)	265 (4.9%)	1,753 (32.7%)	1,369 (25.5%)	1,761 (32.8%)
(参考) 1月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)				1週間未満	1週間以上2週間未満	2週間以上1月以下				
				92 (3.7%)	167 (6.7%)	986 (39.4%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。  
 2 「育児休業取得率」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。  
 3 「育児休業承認期間」の( )は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。  
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の( )は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表8-3 育児休業の取得状況(令和5年度・警察部門)

1 令和5年度中に新たに取得した育児休業(警察部門)

(単位:人)

	令和5年度中に新たに取得した育児休業 可能となった職員数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	12,287	5,713	46.5%	4,207 (73.6%)	1,175 (20.6%)	209 (3.7%)	40 (0.7%)	56 (1.0%)	16 (0.3%)	10 (0.2%)
	2,432	2,420	99.5%	2 (0.1%)	7 (0.3%)	34 (1.4%)	132 (5.5%)	415 (17.1%)	484 (20.0%)	1,346 (55.6%)
指定都市										
市区町村										
合計	12,287	5,713	46.5%	4,207 (73.6%)	1,175 (20.6%)	209 (3.7%)	40 (0.7%)	56 (1.0%)	16 (0.3%)	10 (0.2%)
	2,432	2,420	99.5%	2 (0.1%)	7 (0.3%)	34 (1.4%)	132 (5.5%)	415 (17.1%)	484 (20.0%)	1,346 (55.6%)
(参考) 1月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)				1週間未満	1週間以上2週間未満	2週間以上1月以下				
				398 (7.0%)	774 (13.5%)	3,035 (53.1%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。  
 2 「育児休業取得率」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。  
 3 「育児休業承認期間」の( )は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。  
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の( )は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表8-4 育児休業の取得状況(令和5年度・消防部門)

1 令和5年度中に新たに取得した育児休業(消防部門)

(単位:人)

	令和5年度中に新たに取得した育児休業 可能となった職員数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	399	60.1%	143 (35.8%)	122 (30.6%)	68 (17.0%)	23 (5.8%)	37 (9.3%)	5 (1.3%)	1 (0.3%)
	女性職員	72	110.8%	0 (0.0%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	3 (4.2%)	3 (4.2%)	9 (12.5%)	55 (76.4%)
指定都市	男性職員	710	41.9%	436 (61.4%)	185 (26.1%)	58 (8.2%)	14 (2.0%)	15 (2.1%)	2 (0.3%)	0 (0.0%)
	女性職員	61	100.0%	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (4.9%)	16 (26.2%)	21 (34.4%)	21 (34.4%)
市区町村	男性職員	869	25.2%	600 (69.0%)	192 (22.1%)	47 (5.4%)	10 (1.2%)	14 (1.6%)	5 (0.6%)	1 (0.1%)
	女性職員	113	101.8%	1 (0.9%)	1 (0.9%)	7 (6.2%)	4 (3.5%)	45 (39.8%)	37 (32.7%)	18 (15.9%)
合計	男性職員	1,978	34.0%	1,179 (59.6%)	499 (25.2%)	173 (8.7%)	47 (2.4%)	66 (3.3%)	12 (0.6%)	2 (0.1%)
	女性職員	246	103.8%	1 (0.4%)	2 (0.8%)	8 (3.3%)	10 (4.1%)	64 (26.0%)	67 (27.2%)	94 (38.2%)
(参考) 1月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)				1週間未満	1週間以上2週間未満	2週間以上1月以下				
				130 (6.6%)	119 (6.0%)	930 (47.0%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。  
 2 「育児休業取得率」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。  
 3 「育児休業承認期間」の( )は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。  
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の( )は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。



表8-5 育児休業の取得状況(令和5年度・教育委員会)

1 令和5年度中に新たに取得した育児休業(教育委員会)

(単位:人)

	令和5年度中に新たに取得した育児休業 可能となった職員数	育児休業 取得者数	育児休業 取得率	育児休業承認期間						
				1月以下	1月超 3月以下	3月超 6月以下	6月超 9月以下	9月超 12月以下	12月超 24月以下	24月超
都道府県	男性職員	14,796	28.7%	1,288 (30.3%)	932 (21.9%)	719 (16.9%)	418 (9.8%)	735 (17.3%)	140 (3.3%)	21 (0.5%)
	女性職員	16,473	101.6%	76 (0.5%)	109 (0.7%)	343 (2.0%)	987 (5.9%)	3,089 (18.5%)	6,821 (40.8%)	5,308 (31.7%)
指定都市	男性職員	3,158	35.8%	382 (33.7%)	223 (19.7%)	189 (16.7%)	99 (8.7%)	192 (17.0%)	39 (3.4%)	8 (0.7%)
	女性職員	4,096	98.7%	5 (0.1%)	22 (0.5%)	85 (2.1%)	289 (7.1%)	722 (17.9%)	1,800 (44.5%)	1,120 (27.7%)
市区町村	男性職員	1,108	51.0%	263 (46.5%)	149 (26.4%)	77 (13.6%)	27 (4.8%)	38 (6.7%)	6 (1.1%)	5 (0.9%)
	女性職員	1,635	100.2%	8 (0.5%)	14 (0.9%)	42 (2.6%)	98 (6.0%)	398 (24.3%)	586 (35.8%)	493 (30.1%)
合計	男性職員	19,062	31.2%	1,933 (32.5%)	1,304 (21.9%)	985 (16.6%)	544 (9.1%)	965 (16.2%)	185 (3.1%)	34 (0.6%)
	女性職員	22,204	101.0%	89 (0.4%)	145 (0.6%)	470 (2.1%)	1,374 (6.1%)	4,209 (18.8%)	9,207 (41.1%)	6,921 (30.9%)
(参考) 1月以下の育児休業 承認期間の内訳 (男性職員)				1週間未満	1週間以上2週間未満	2週間以上1月以下				
				176 (3.0%)	315 (5.3%)	1,442 (24.2%)				

(注) 1 「育児休業取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児休業を取得した者が含まれる。  
 2 「育児休業取得率」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「育児休業取得者数」の割合である。  
 3 「育児休業承認期間」の( )は、「育児休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。以下同じ。)である。  
 4 「(参考) 1月以下の育児休業承認期間の内訳(男性職員)」の( )は、「合計」の「男性職員」の「育児休業取得者」に占める割合である。

表8-6 育児休業の取得状況(令和5年度) 都道府県団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	48.6%	102.7%	58.6%	100.0%	44.4%	100.0%	72.6%	113.8%			26.5%	100.8%
青森県	52.2%	100.0%	65.0%	100.0%	33.3%	100.0%	84.1%	100.0%			19.8%	100.0%
岩手県	57.9%	100.0%	87.1%	100.0%	53.0%	100.0%	85.0%	100.0%			26.6%	100.0%
宮城県	33.5%	101.6%	85.2%	100.0%	100.0%	-	16.6%	100.0%			25.0%	102.4%
秋田県	62.8%	100.0%	69.1%	100.0%	100.0%	-	84.0%	100.0%			30.9%	100.0%
山形県	61.6%	98.6%	69.0%	97.6%	63.3%	98.1%	68.0%	95.0%			52.4%	99.4%
福島県	62.5%	101.6%	91.1%	101.7%	42.9%	100.0%	132.2%	103.8%			18.4%	101.4%
茨城県	39.1%	100.0%	101.9%	100.0%	78.9%	100.0%	47.4%	100.0%			14.2%	100.0%
栃木県	39.4%	99.7%	85.0%	98.0%	100.0%	-	46.6%	100.0%			21.4%	100.0%
群馬県	41.9%	100.0%	72.2%	100.0%	83.3%	100.0%	46.3%	100.0%			23.6%	100.0%
埼玉県	44.1%	99.1%	74.9%	100.0%	47.8%	-	65.9%	100.0%			26.9%	98.9%
千葉県	42.0%	100.2%	81.5%	100.0%	79.4%	100.0%	60.0%	100.0%			21.5%	100.2%
東京都	48.1%	105.8%	85.2%	101.2%	89.0%	107.5%	24.8%	93.0%	60.1%	110.8%	67.2%	111.4%
神奈川県	45.7%	100.0%	74.7%	100.0%	20.6%	100.0%	50.7%	100.7%			34.3%	99.8%
新潟県	44.7%	100.5%	76.6%	104.9%	48.6%	100.0%	35.7%	100.0%			39.0%	100.0%
富山県	47.6%	100.0%	55.4%	100.0%	32.4%	100.0%	86.2%	100.0%			28.3%	100.0%
石川県	51.3%	99.7%	72.6%	100.0%	68.8%	100.0%	56.4%	96.0%			38.2%	100.0%
福井県	66.2%	100.0%	103.6%	100.0%	92.3%	100.0%	69.7%	100.0%			35.6%	100.0%
山梨県	34.4%	100.0%	63.6%	100.0%	100.0%	-	56.0%	100.0%			4.5%	100.0%
長野県	44.0%	100.0%	72.2%	100.0%	0.0%	100.0%	57.8%	100.0%			27.7%	100.0%
岐阜県	46.8%	100.0%	88.1%	100.0%	-	-	68.2%	100.0%			21.9%	100.0%
静岡県	37.1%	100.2%	89.4%	100.0%	37.5%	97.6%	33.4%	100.0%			25.7%	100.5%
愛知県	53.8%	100.1%	89.5%	101.8%	65.1%	100.0%	71.8%	100.0%			34.6%	100.0%
三重県	31.8%	99.8%	84.0%	100.0%	66.7%	85.7%	41.9%	100.0%			15.2%	100.0%
滋賀県	47.8%	100.0%	77.6%	100.0%	93.3%	100.0%	21.3%	100.0%			47.3%	100.0%
京都府	40.9%	100.0%	72.7%	100.0%	100.0%	-	33.9%	100.0%			37.1%	100.0%
大阪府	43.4%	110.2%	53.2%	100.6%			47.0%	103.2%			38.3%	113.0%
兵庫県	28.9%	98.5%	80.0%	98.2%	45.0%	97.3%	26.0%	100.0%			21.7%	98.8%
奈良県	42.9%	100.0%	55.0%	100.0%	100.0%	100.0%	47.2%	100.0%			36.6%	100.0%
和歌山県	29.1%	99.3%	63.3%	100.0%	-	-	34.6%	90.5%			16.2%	100.0%
鳥取県	64.9%	99.6%	87.5%	100.0%	66.7%	100.0%	116.9%	100.0%			25.0%	99.2%
島根県	57.1%	99.6%	79.4%	100.0%	44.4%	98.2%	95.1%	100.0%			25.0%	100.0%
岡山県	43.9%	100.0%	62.2%	100.0%	-	100.0%	70.4%	100.0%			19.0%	100.0%
広島県	38.2%	102.7%	101.0%	98.1%	64.5%	100.0%	19.3%	100.0%			31.3%	104.0%
山口県	46.9%	100.0%	57.1%	100.0%	25.0%	100.0%	73.5%	100.0%			25.1%	100.0%
徳島県	37.1%	100.0%	68.6%	100.0%	52.9%	100.0%	24.4%	100.0%			26.8%	100.0%
香川県	40.3%	99.4%	50.7%	100.0%	59.1%	96.8%	54.8%	100.0%			25.0%	100.0%
愛媛県	44.5%	100.0%	123.5%	100.0%	37.2%	100.0%	21.3%	100.0%			26.1%	100.0%
高知県	55.8%	100.0%	83.1%	100.0%	66.7%	100.0%	54.9%	100.0%			36.7%	100.0%
福岡県	31.4%	99.7%	74.8%	100.0%	100.0%	-	23.7%	100.0%			28.5%	99.6%
佐賀県	24.6%	100.0%	51.4%	100.0%	-	-	25.7%	100.0%			12.6%	100.0%
長崎県	47.4%	98.4%	61.4%	100.0%	66.7%	-	66.3%	96.3%			21.8%	98.4%
熊本県	30.9%	100.0%	58.3%	100.0%	100.0%	100.0%	29.1%	100.0%			18.7%	100.0%
大分県	39.7%	100.0%	87.2%	100.0%	50.0%	100.0%	28.7%	100.0%			24.1%	100.0%
宮崎県	50.6%	100.0%	53.3%	100.0%	45.5%	100.0%	73.5%	100.0%			24.4%	100.0%
鹿児島県	30.8%	100.0%	64.4%	100.0%	81.3%	100.0%	30.3%	100.0%			13.5%	100.0%
沖縄県	44.6%	99.5%	77.0%	100.0%	51.3%	99.1%	45.3%	100.0%			32.6%	99.5%
合計	43.9%	101.1%	76.3%	100.2%	62.4%	99.5%	46.5%	99.5%	60.1%	110.8%	28.7%	101.6%

※「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和5年度の新規取得者」のいずれもが0名である場合等。

表8-7 育児休業の取得状況(令和5年度) 指定都市団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
札幌市	61.8%	98.4%	76.9%	97.4%	68.4%	96.4%	51.6%	66.7%	50.2%	100.0%
仙台市	56.5%	99.7%	80.8%	100.9%	66.1%	95.9%	23.1%	100.0%	46.0%	100.0%
さいたま市	56.0%	99.4%	76.8%	99.2%	66.7%	97.7%	68.0%	100.0%	37.0%	100.0%
千葉市	64.7%	99.3%	96.8%	101.0%	70.0%	100.0%	65.0%	100.0%	44.9%	97.8%
横浜市	52.9%	99.7%	78.1%	100.3%	78.9%	100.0%	53.1%	100.0%	25.7%	99.2%
川崎市	56.1%	88.5%	80.0%	100.0%	54.0%	100.0%	54.4%	100.0%	40.6%	83.5%
相模原市	45.2%	98.3%	75.3%	95.7%	100.0%	100.0%	20.0%	100.0%	28.0%	100.0%
新潟市	64.4%	100.0%	76.2%	100.0%	69.2%	100.0%	67.2%	100.0%	44.6%	100.0%
静岡市	47.7%	99.0%	68.1%	98.8%	55.6%	96.0%	45.0%	100.0%	26.9%	100.0%
浜松市	40.7%	100.0%	63.5%	100.0%	42.9%	-	52.0%	100.0%	16.4%	100.0%
名古屋市	50.4%	100.0%	76.3%	100.0%	83.3%	100.0%	30.3%	-	24.3%	100.0%
京都市	54.6%	100.2%	88.2%	101.4%	74.5%	88.9%	44.2%	100.0%	32.3%	100.0%
大阪市	29.4%	98.9%	58.0%	96.4%	45.5%	100.0%	6.0%	100.0%	31.8%	100.0%
堺市	56.6%	99.5%	96.3%	97.1%	90.9%	133.3%	27.4%	100.0%	47.5%	100.0%
神戸市	51.7%	100.2%	83.3%	100.5%	67.7%	100.0%	47.1%	100.0%	21.2%	100.0%
岡山市	65.2%	100.0%	72.2%	100.0%	110.0%	100.0%	77.3%	100.0%	42.6%	100.0%
広島市	43.1%	100.0%	67.8%	100.0%	73.7%	100.0%	14.0%	100.0%	36.8%	100.0%
北九州市	51.9%	100.0%	83.7%	100.0%	87.5%	100.0%	65.7%	100.0%	27.4%	100.0%
福岡市	97.4%	101.3%	106.7%	100.0%	105.7%	130.0%	104.6%	200.0%	85.4%	100.4%
熊本市	45.8%	100.9%	94.6%	102.8%	45.8%	100.0%	13.2%	100.0%	15.4%	100.0%
合計	54.1%	99.1%	80.0%	99.7%	73.1%	99.4%	41.9%	100.0%	35.8%	98.7%

※「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和5年度の新規取得者」のいずれもが0名である場合等。

表8-8 育児休業の取得状況(令和5年度) 市区町村団体別

1. 育児休業の取得率

(単位:%)

	全合計		一般行政部門		公営企業等		消防部門		教育委員会	
	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員	男性職員	女性職員
北海道	39.7%	99.7%	41.6%	99.2%	45.6%	101.3%	21.4%	-	51.7%	95.7%
青森県	52.1%	102.6%	53.2%	105.0%	58.0%	100.0%	0.0%	-	54.5%	100.0%
岩手県	50.0%	101.1%	51.3%	101.5%	60.0%	100.0%	27.8%	100.0%	50.0%	100.0%
宮城県	52.9%	100.0%	58.5%	100.0%	41.9%	100.0%	44.1%	-	50.0%	100.0%
秋田県	46.0%	100.8%	61.5%	100.0%	53.6%	103.8%	5.2%	100.0%	85.7%	100.0%
山形県	51.5%	100.0%	61.0%	99.2%	65.4%	98.7%	29.3%	150.0%	33.3%	106.7%
福島県	48.0%	99.0%	50.8%	99.0%	33.3%	100.0%	41.4%	-	60.0%	97.0%
茨城県	52.8%	100.3%	64.5%	100.0%	64.0%	100.0%	18.2%	100.0%	46.9%	102.2%
栃木県	52.9%	100.0%	69.9%	100.0%	43.8%	100.0%	12.9%	100.0%	52.9%	100.0%
群馬県	58.4%	102.0%	64.7%	102.0%	62.9%	102.0%	20.9%	100.0%	60.0%	102.3%
埼玉県	60.6%	100.4%	68.9%	100.3%	56.8%	100.0%	29.3%	100.0%	54.8%	102.1%
千葉県	57.0%	99.9%	69.2%	99.8%	73.7%	98.8%	23.4%	100.0%	56.2%	101.3%
東京都	74.2%	98.5%	75.6%	97.9%	65.8%	100.0%	0.0%	100.0%	83.3%	102.6%
東京都(区)	77.6%	99.2%	77.3%	99.4%	100.0%	100.0%	-	-	80.8%	98.5%
神奈川県	58.0%	99.0%	74.5%	99.5%	36.4%	97.7%	39.8%	100.0%	52.9%	100.0%
新潟県	51.6%	99.6%	60.9%	99.5%	42.9%	100.0%	29.9%	100.0%	57.1%	100.0%
富山県	30.8%	100.0%	48.7%	100.0%	26.3%	100.0%	4.7%	100.0%	11.1%	100.0%
石川県	52.5%	100.0%	60.0%	100.0%	68.6%	100.0%	36.2%	100.0%	33.3%	100.0%
福井県	55.4%	97.1%	66.0%	96.6%	61.1%	100.0%	14.3%	-	16.7%	100.0%
山梨県	33.5%	100.5%	35.5%	100.8%	36.7%	97.4%	0.0%	100.0%	72.7%	107.7%
長野県	42.7%	101.2%	41.6%	100.9%	48.1%	100.0%	35.0%	-	44.8%	105.7%
岐阜県	49.4%	99.2%	58.6%	99.6%	54.8%	100.0%	20.6%	-	60.9%	93.3%
静岡県	50.2%	98.7%	55.5%	98.2%	57.7%	100.0%	24.2%	100.0%	40.0%	96.9%
愛知県	60.6%	100.2%	72.9%	100.3%	55.0%	99.4%	38.6%	100.0%	53.3%	102.8%
三重県	55.0%	100.6%	65.7%	100.8%	56.9%	100.0%	34.8%	100.0%	31.3%	100.0%
滋賀県	59.2%	100.0%	66.0%	100.0%	56.7%	100.0%	20.8%	-	42.9%	100.0%
京都府	48.7%	100.0%	57.8%	100.0%	75.0%	100.0%	14.0%	-	31.3%	100.0%
大阪府	49.0%	99.9%	59.3%	100.0%	44.7%	99.4%	25.9%	100.0%	42.1%	100.0%
兵庫県	51.4%	100.3%	64.2%	100.5%	54.8%	100.0%	23.5%	100.0%	40.0%	100.0%
奈良県	55.4%	101.3%	61.9%	100.6%	53.6%	100.0%	23.8%	-	39.1%	108.7%
和歌山県	30.9%	100.0%	39.9%	100.0%	24.1%	100.0%	12.9%	100.0%	35.3%	100.0%
鳥取県	54.4%	105.0%	61.5%	104.3%	20.0%	110.0%	-	-	66.7%	100.0%
島根県	54.3%	98.7%	62.5%	97.9%	38.7%	100.0%	37.5%	100.0%	88.9%	100.0%
岡山県	50.5%	98.3%	58.8%	97.9%	58.1%	97.4%	23.8%	100.0%	57.1%	100.0%
広島県	47.7%	101.3%	58.7%	99.0%	47.6%	107.3%	20.0%	100.0%	38.5%	100.0%
山口県	31.8%	100.4%	42.5%	100.0%	45.8%	100.0%	1.4%	125.0%	30.0%	100.0%
徳島県	33.5%	100.0%	35.6%	100.8%	39.1%	96.7%	23.1%	-	41.7%	100.0%
香川県	43.4%	99.1%	56.0%	98.5%	50.0%	100.0%	7.5%	100.0%	44.4%	100.0%
愛媛県	47.5%	100.0%	55.3%	100.0%	45.5%	100.0%	36.7%	100.0%	35.7%	100.0%
高知県	47.0%	103.2%	58.4%	104.5%	24.0%	100.0%	35.6%	100.0%	33.3%	100.0%
福岡県	50.4%	102.3%	56.0%	101.5%	36.4%	111.8%	19.4%	-	44.0%	104.0%
佐賀県	45.2%	100.0%	46.6%	100.0%	54.5%	100.0%	0.0%	-	75.0%	100.0%
長崎県	37.7%	99.3%	46.1%	99.2%	31.3%	100.0%	22.7%	100.0%	33.3%	100.0%
熊本県	35.5%	97.7%	36.3%	94.2%	30.4%	109.1%	42.9%	-	25.0%	100.0%
大分県	31.3%	100.0%	47.5%	100.0%	20.9%	100.0%	11.8%	100.0%	25.0%	100.0%
宮崎県	35.2%	104.0%	44.6%	105.2%	36.8%	100.0%	6.8%	100.0%	40.0%	100.0%
鹿児島県	45.3%	100.0%	37.5%	100.0%	75.5%	100.0%	58.4%	100.0%	35.0%	100.0%
沖縄県	50.0%	101.5%	51.8%	101.8%	52.0%	100.0%	40.0%	100.0%	55.3%	100.0%
合計	51.6%	100.1%	59.6%	100.0%	49.9%	100.2%	25.2%	101.8%	51.0%	100.2%

※「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数」に占める「令和5年度の新規取得者数」の割合である。

※表中の「-」は、「令和5年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」及び「令和5年度の新規取得者」のいずれもが0名である場合等。

表9 育児短時間勤務の取得状況(令和5年度)

1 育児短時間勤務の取得者数等(全部門合計)

(単位：人)

		育児短時間勤務 取得者数	育児短時間勤務承認期間			
			3月以下	3月超6月以下	6月超9月以下	9月超
都道府県	男性職員	233 (100.0%)	59 (25.3%)	26 (11.2%)	20 (8.6%)	128 (54.9%)
	女性職員	3,261 (100.0%)	273 (8.4%)	247 (7.6%)	257 (7.9%)	2,484 (76.2%)
指定都市	男性職員	66 (100.0%)	14 (21.2%)	8 (12.1%)	7 (10.6%)	37 (56.1%)
	女性職員	1,160 (100.0%)	118 (10.2%)	94 (8.1%)	66 (5.7%)	882 (76.0%)
市区町村	男性職員	52 (100.0%)	23 (44.2%)	9 (17.3%)	6 (11.5%)	14 (26.9%)
	女性職員	1,439 (100.0%)	199 (13.8%)	203 (14.1%)	114 (7.9%)	923 (64.1%)
合計	男性職員	351 (100.0%)	96 (27.4%)	43 (12.3%)	33 (9.4%)	179 (51.0%)
	女性職員	5,860 (100.0%)	590 (10.1%)	544 (9.3%)	437 (7.5%)	4,289 (73.2%)

(注) 1 「育児短時間勤務取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに育児短時間勤務を取得した者が含まれる。

2 「育児短時間勤務承認期間」の( )は、「育児短時間勤務取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%と異なる場合があります。)

## 表10 部分休業の取得状況(令和5年度)

1 部分休業の取得者数等(全部門合計)

(単位：人)

		部分休業取得者数	部分休業承認期間					
			1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
都道府県	男性職員	910 (100.0%)	848 (93.2%)	43 (4.7%)	8 (0.9%)	5 (0.5%)	2 (0.2%)	4 (0.4%)
	女性職員	8,959 (100.0%)	7,438 (83.0%)	594 (6.6%)	173 (1.9%)	276 (3.1%)	320 (3.6%)	158 (1.8%)
指定都市	男性職員	381 (100.0%)	313 (82.2%)	36 (9.4%)	6 (1.6%)	8 (2.1%)	11 (2.9%)	7 (1.8%)
	女性職員	3,353 (100.0%)	2,577 (76.9%)	287 (8.6%)	66 (2.0%)	102 (3.0%)	244 (7.3%)	77 (2.3%)
市区町村	男性職員	896 (100.0%)	675 (75.3%)	91 (10.2%)	33 (3.7%)	31 (3.5%)	37 (4.1%)	29 (3.2%)
	女性職員	10,036 (100.0%)	6,222 (62.0%)	1,147 (11.4%)	352 (3.5%)	712 (7.1%)	1,012 (10.1%)	591 (5.9%)
合計	男性職員	2,187 (100.0%)	1,836 (84.0%)	170 (7.8%)	47 (2.1%)	44 (2.0%)	50 (2.3%)	40 (1.8%)
	女性職員	22,348 (100.0%)	16,237 (72.7%)	2,028 (9.1%)	591 (2.6%)	1,090 (4.9%)	1,576 (7.1%)	826 (3.7%)

(注) 1 「部分休業取得者数」には、令和4年度以前に育児休業等が取得可能となり、令和5年度から新たに部分休業を取得した者が含まれる。  
 2 「部分休業承認期間」の( )は、「部分休業取得者数」に占める割合(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)である。

表11 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況(令和5年度)

1 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得者数

(単位：人)

	令和5年度中に新たに育児休業が取得可能な男性職員数	配偶者出産休暇を取得した職員数	育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員数	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上取得した職員数
都道府県	33,890 (100.0%)	28,285 (83.5%)	24,326 (71.8%)	29,718 (87.7%)	17,936 (52.9%)
指定都市	8,087 (100.0%)	6,255 (77.3%)	5,315 (65.7%)	6,798 (84.1%)	4,058 (50.2%)
市区町村	18,903 (100.0%)	13,966 (73.9%)	10,387 (54.9%)	15,070 (79.7%)	8,114 (42.9%)
合計	60,880 (100.0%)	48,506 (79.7%)	40,028 (65.7%)	51,586 (84.7%)	30,108 (49.5%)

- (注) 1 ( ) は、「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。  
 2 「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」には、いずれか又は両方の制度を設けていない団体における「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」を含む。  
 3 「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入院の付添い等を行うために、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間において、2日の範囲内で与えられる特別休暇。  
 4 「育児参加のための休暇」は、妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間において、子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇。  
 5 各男性職員数は全部門(一般行政部門、公営企業等、警察部門、消防部門、教育委員会)の合計。

表11-1 配偶者出産休暇等の取得状況(令和5年度) 都道府県団体別

1. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のための休 暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を 合せて5日以上取得した職員の割合
北海道	88.8%	80.0%	95.2%	64.1%
青森県	88.9%	65.0%	93.0%	53.5%
岩手県	82.7%	64.0%	88.5%	51.5%
宮城県	83.7%	69.5%	88.3%	47.0%
秋田県	85.1%	70.7%	91.2%	48.4%
山形県	92.4%	75.7%	94.6%	54.8%
福島県	76.3%	70.5%	85.0%	54.9%
茨城県	93.0%	83.9%	97.7%	65.4%
栃木県	86.5%	55.1%	89.7%	49.6%
群馬県	96.4%	80.1%	96.6%	65.0%
埼玉県	84.3%	61.9%	87.3%	48.0%
千葉県	55.7%	55.7%	55.7%	35.4%
東京都	90.2%	85.9%	90.2%	52.1%
神奈川県	83.9%	76.8%	89.7%	65.1%
新潟県	78.6%	59.7%	83.5%	47.9%
富山県	84.0%	77.4%	88.5%	56.7%
石川県	77.0%	54.9%	80.0%	30.9%
福井県	81.9%	69.7%	85.4%	55.1%
山梨県	88.3%	78.4%	89.0%	63.6%
長野県	70.1%	66.5%	77.9%	52.7%
岐阜県	83.3%	70.3%	87.2%	52.8%
静岡県	80.6%	65.7%	86.2%	48.0%
愛知県	81.2%	72.3%	87.1%	53.7%
三重県	64.9%	72.8%	83.3%	53.4%
滋賀県	84.5%	52.2%	88.7%	40.2%
京都府	89.7%	79.4%	94.2%	70.6%
大阪府	85.9%	77.4%	88.5%	53.1%
兵庫県	85.3%	63.2%	96.3%	36.9%
奈良県	81.2%	60.7%	89.5%	44.7%
和歌山県	83.3%	66.7%	90.1%	43.1%
鳥取県	90.3%	74.2%	97.6%	56.9%
島根県	83.2%	71.9%	89.1%	53.5%
岡山県	79.3%	79.3%	79.3%	48.8%
広島県	87.7%	72.8%	89.1%	61.4%
山口県	80.0%	65.1%	83.6%	46.5%
徳島県	76.2%	59.9%	84.0%	37.8%
香川県	79.1%	64.0%	85.7%	42.3%
愛媛県	86.1%	71.1%	89.9%	61.7%
高知県	84.8%	74.3%	89.8%	61.1%
福岡県	92.1%	79.5%	93.8%	71.2%
佐賀県	73.2%	68.4%	73.2%	61.5%
長崎県	89.2%	74.0%	96.1%	53.3%
熊本県	91.4%	78.7%	94.3%	70.5%
大分県	86.1%	70.9%	88.9%	58.2%
宮崎県	86.2%	68.4%	92.1%	51.1%
鹿児島県	85.0%	69.2%	89.5%	57.1%
沖縄県	76.6%	67.7%	85.4%	48.4%
合計	83.5%	71.8%	87.7%	52.9%

※「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。



表11-2 配偶者出産休暇等の取得状況(令和5年度) 指定都市団体別

1. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のための 休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇 を合せて5日以上取得した職員の割合
札幌市	85.3%	72.9%	89.8%	59.6%
仙台市	86.3%	78.4%	90.5%	61.6%
さいたま市	73.8%	51.7%	79.9%	45.2%
千葉市	74.6%	54.5%	80.2%	50.5%
横浜市	62.1%	49.8%	71.2%	41.5%
川崎市	79.8%	67.0%	81.9%	58.8%
相模原市	58.8%	46.2%	59.8%	41.2%
新潟市	86.5%	78.8%	91.9%	60.8%
静岡市	61.7%	55.1%	65.4%	10.3%
浜松市	89.0%	69.8%	93.4%	48.9%
名古屋市	81.7%	75.7%	89.3%	57.4%
京都市	76.6%	62.5%	78.0%	47.0%
大阪市	81.4%	71.1%	87.7%	56.1%
堺市	86.8%	73.9%	91.5%	59.0%
神戸市	63.8%	61.9%	89.8%	26.1%
岡山市	94.0%	81.1%	98.0%	75.1%
広島市	90.3%	63.1%	93.1%	60.1%
北九州市	58.8%	57.2%	87.2%	21.9%
福岡市	88.1%	88.1%	88.1%	56.3%
熊本市	82.3%	66.9%	86.5%	55.4%
合計	77.3%	65.7%	84.1%	50.2%

※「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表11-3 配偶者出産休暇等の取得状況(令和5年度) 市区町村団体別

1. 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の取得率

	配偶者出産休暇の 取得率	育児参加のための 休暇の取得率	配偶者出産休暇又は育児参加のため の休暇を取得した職員の割合	配偶者出産休暇と育児参加のための休暇 を合せて5日以上取得した職員の割合
北海道	68.3%	44.3%	73.6%	39.7%
青森県	72.5%	52.1%	80.1%	36.0%
岩手県	72.1%	56.4%	80.4%	39.7%
宮城県	62.9%	43.3%	70.0%	31.3%
秋田県	66.5%	41.4%	74.9%	30.2%
山形県	76.3%	64.7%	85.1%	43.2%
福島県	62.3%	42.5%	68.7%	34.9%
茨城県	79.8%	54.0%	85.8%	38.4%
栃木県	79.5%	59.9%	85.9%	47.1%
群馬県	89.4%	66.5%	91.3%	52.5%
埼玉県	76.1%	58.8%	81.3%	49.2%
千葉県	84.6%	62.7%	88.2%	53.6%
東京都	79.0%	69.6%	86.4%	53.5%
東京都(区)	82.5%	69.1%	87.2%	55.8%
神奈川県	69.3%	52.8%	73.3%	47.8%
新潟県	70.9%	54.4%	77.2%	41.8%
富山県	64.4%	44.5%	72.1%	27.5%
石川県	71.5%	58.8%	78.7%	43.0%
福井県	76.3%	48.9%	80.6%	26.6%
山梨県	67.0%	44.8%	75.4%	30.0%
長野県	61.3%	50.4%	72.1%	34.6%
岐阜県	64.1%	49.0%	73.6%	30.3%
静岡県	70.4%	55.0%	80.3%	40.3%
愛知県	75.5%	56.5%	79.7%	45.3%
三重県	74.2%	52.8%	78.3%	37.8%
滋賀県	70.4%	45.7%	75.9%	34.7%
京都府	73.0%	50.6%	79.8%	36.0%
大阪府	80.5%	61.9%	83.5%	58.0%
兵庫県	76.2%	59.2%	84.1%	42.6%
奈良県	65.0%	52.5%	75.0%	37.9%
和歌山県	62.2%	43.1%	73.6%	27.6%
鳥取県	79.8%	53.5%	87.7%	35.1%
島根県	72.8%	45.7%	76.6%	28.3%
岡山県	72.9%	53.5%	78.4%	46.9%
広島県	71.5%	40.9%	76.2%	38.5%
山口県	68.2%	59.6%	78.6%	43.2%
徳島県	68.9%	39.6%	72.0%	32.9%
香川県	79.4%	61.7%	84.6%	43.4%
愛媛県	73.0%	61.9%	79.1%	46.0%
高知県	78.3%	54.5%	83.8%	43.4%
福岡県	76.8%	54.4%	81.5%	39.2%
佐賀県	82.1%	63.1%	88.7%	45.2%
長崎県	71.7%	47.7%	79.7%	34.3%
熊本県	64.5%	32.7%	71.4%	20.5%
大分県	68.4%	52.7%	70.1%	48.4%
宮崎県	80.6%	56.4%	85.3%	39.2%
鹿児島県	71.6%	53.4%	74.6%	39.4%
沖縄県	69.8%	57.3%	75.5%	46.9%
合計	73.9%	54.9%	79.7%	42.9%

※「令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった男性職員数」に占める割合である。

表12 会計年度任用職員の年次有給休暇以外の休暇の状況(令和6年4月1日現在)

(単位: 団体)

区分	都道府県(47)			指定都市(20)			市区町村(1,721)			合計(1,788)			
	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	有給	無給	措置なし	
国の非常勤職員に整備されている「有給の休暇」	公民権行使	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,704 (99.0%)	8 (0.5%)	9 (0.5%)	1,771 (99.0%)	8 (0.4%)	9 (0.5%)
	官公署への出頭	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,704 (99.0%)	6 (0.3%)	11 (0.6%)	1,771 (99.0%)	6 (0.3%)	11 (0.6%)
	現住居の滅失等	45 (95.7%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,667 (96.9%)	6 (0.3%)	48 (2.8%)	1,732 (96.9%)	6 (0.3%)	50 (2.8%)
	出勤困難	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,698 (98.7%)	4 (0.2%)	19 (1.1%)	1,765 (98.7%)	4 (0.2%)	19 (1.1%)
	退勤途上の危機回避	39 (83.0%)	0 (0.0%)	8 (17.0%)	14 (70.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)	1,601 (93.0%)	3 (0.2%)	117 (6.8%)	1,654 (92.5%)	3 (0.2%)	131 (7.3%)
	忌引	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1,707 (99.2%)	6 (0.3%)	8 (0.5%)	1,773 (99.2%)	7 (0.4%)	8 (0.4%)
	結婚	45 (95.7%)	1 (2.1%)	1 (2.1%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1,678 (97.5%)	14 (0.8%)	29 (1.7%)	1,742 (97.4%)	16 (0.9%)	30 (1.7%)
	夏季	46 (97.9%)	0 (0.0%)	1 (2.1%)	19 (95.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)	1,681 (97.7%)	8 (0.5%)	32 (1.9%)	1,746 (97.7%)	8 (0.4%)	34 (1.9%)
	不妊治療	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (95.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	1,621 (94.2%)	24 (1.4%)	76 (4.4%)	1,687 (94.4%)	25 (1.4%)	76 (4.3%)
	産前	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,640 (95.3%)	71 (4.1%)	10 (0.6%)	1,707 (95.5%)	71 (4.0%)	10 (0.6%)
	産後	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,640 (95.3%)	71 (4.1%)	10 (0.6%)	1,707 (95.5%)	71 (4.0%)	10 (0.6%)
	配偶者出産	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,633 (94.9%)	22 (1.3%)	66 (3.8%)	1,700 (95.1%)	22 (1.2%)	66 (3.7%)
	育児参加	47 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,603 (93.1%)	39 (2.3%)	79 (4.6%)	1,670 (93.4%)	39 (2.2%)	79 (4.4%)
国の非常勤職員に整備されている「無給の休暇」	保育時間	4 (8.5%)	43 (91.5%)	0 (0.0%)	4 (20.0%)	16 (80.0%)	0 (0.0%)	376 (21.8%)	1,310 (76.1%)	35 (2.0%)	384 (21.5%)	1,369 (76.6%)	35 (2.0%)
	子の看護	12 (25.5%)	34 (72.3%)	1 (2.1%)	11 (55.0%)	9 (45.0%)	0 (0.0%)	570 (33.1%)	1,126 (65.4%)	25 (1.5%)	593 (33.2%)	1,169 (65.4%)	26 (1.5%)
	短期介護	6 (12.8%)	40 (85.1%)	1 (2.1%)	10 (50.0%)	10 (50.0%)	0 (0.0%)	431 (25.0%)	1,241 (72.1%)	49 (2.8%)	447 (25.0%)	1,291 (72.2%)	50 (2.8%)
	介護休暇	0 (0.0%)	46 (97.9%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	275 (16.0%)	1,400 (81.3%)	46 (2.7%)	275 (15.4%)	1,466 (82.0%)	47 (2.6%)
	介護時間	0 (0.0%)	45 (95.7%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	274 (15.9%)	1,392 (80.9%)	55 (3.2%)	274 (15.3%)	1,457 (81.5%)	57 (3.2%)
	生理日の就業困難	7 (14.9%)	40 (85.1%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)	14 (70.0%)	0 (0.0%)	430 (25.0%)	1,260 (73.2%)	31 (1.8%)	443 (24.8%)	1,314 (73.5%)	31 (1.7%)
	妊産疾病	7 (14.9%)	40 (85.1%)	0 (0.0%)	9 (45.0%)	11 (55.0%)	0 (0.0%)	443 (25.7%)	1,165 (67.7%)	113 (6.6%)	459 (25.7%)	1,216 (68.0%)	113 (6.3%)
	公務上の傷病	15 (31.9%)	32 (68.1%)	0 (0.0%)	8 (40.0%)	11 (55.0%)	1 (5.0%)	549 (31.9%)	1,132 (65.8%)	40 (2.3%)	572 (32.0%)	1,175 (65.7%)	41 (2.3%)
	私傷病	9 (19.1%)	37 (78.7%)	1 (2.1%)	8 (40.0%)	12 (60.0%)	0 (0.0%)	526 (30.6%)	1,152 (66.9%)	43 (2.5%)	543 (30.4%)	1,201 (67.2%)	44 (2.5%)
	骨髄等ドナー	6 (12.8%)	39 (83.0%)	2 (4.3%)	5 (25.0%)	13 (65.0%)	2 (10.0%)	409 (23.8%)	1,268 (73.7%)	44 (2.6%)	420 (23.5%)	1,320 (73.8%)	48 (2.7%)

- (注) 1 ( )は、団体区分中の割合である。  
 2 本項目で調査対象としているのは、以下の5部門・15職種である。  
 【一般行政部門（一般事務、保育士、技能労務、放課後支援員、給食調理員）、教育部門（教員・講師、一般事務、技能労務、給食調理員、図書館職員）、警察部門（一般事務）、消防部門（一般事務）、公営企業（一般事務、看護師、技能労務）】  
 3 「有給」欄は、該当がない職種を除く全ての職種において有給休暇として措置済みの団体数を計上している。  
 4 「無給」欄は、該当がない職種を除く全ての職種において制度が措置されているが、無給として措置している職種が存在する団体数を計上している。  
 5 「措置なし」欄は、該当がない職種を除く職種において制度が措置されていない職種が存在する団体数を計上している。

表13 会計年度任用職員の育児休業・介護休暇の状況

1 育児休業制度の条例制定状況（令和6年4月1日現在）

（単位：団体）

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	-	-	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,704 (99.0%)	17 (1.0%)	1,557 (98.5%)	24 (1.5%)	-	-	413 (100.0%)	0 (0.0%)	1,679 (98.8%)	21 (1.2%)
合計	1,788 (100%)	1,771 (99.0%)	17 (1.0%)	1,623 (98.5%)	24 (1.5%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	434 (100.0%)	0 (0.0%)	1,746 (98.8%)	21 (1.2%)

2 部分休業制度の制定状況（令和6年4月1日現在）

（単位：団体）

区分	団体数	一般行政部門		公営企業等		警察部門		消防部門		教育委員会	
		制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定	制定済	未制定
都道府県	47 (100%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	46 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)	-	-	20 (100.0%)	0 (0.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100%)	1,664 (96.7%)	57 (3.3%)	1,521 (96.2%)	60 (3.8%)	-	-	406 (98.3%)	7 (1.7%)	1,641 (96.5%)	59 (3.5%)
合計	1,788 (100%)	1,731 (96.8%)	57 (3.2%)	1,587 (96.4%)	60 (3.6%)	47 (100.0%)	0 (0.0%)	427 (98.4%)	7 (1.6%)	1,708 (96.7%)	59 (3.3%)

3 各制度の取得状況（令和5年度）

（単位：人）

区分	育児休業	部分休業	介護休暇	介護時間
都道府県	756	169	271	71
指定都市	438	95	149	20
市区町村	3,988	740	624	97
合計	5,182	1,004	1,044	188

（注1）（ ）内の数字は団体区分中の割合を示す。また、該当部局が無い団体は除いている。（端数処理のため割合の合計が100%に一致しない場合がある。）

（注2）「育児休業」「部分休業」の取得者数は、令和5年度中に新たに当該休業を取得した職員数である。

（注3）「介護休暇」「介護時間」の取得者数は、令和5年度中に各休暇を取得開始した職員数である。

表14 時間外勤務命令の上限規制制度の状況(令和6年4月1日現在)

1 時間外勤務命令の上限規制制度の制定状況(条例・規則等の整備状況) (単位: 団体)

区分	団体数			
		他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証
都道府県	47 (100.0%)	27 (57.4%)	47 (100.0%)	47 (100.0%)
指定都市	20 (100.0%)	14 (70.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	1,403 (81.5%)	1,681 (97.7%)	1,655 (96.2%)
合計	1,788 (100.0%)	1,444 (80.8%)	1,748 (97.8%)	1,722 (96.3%)

- (注) 1 「時間外勤務命令の上限等」とは、人事院規則15-14第16条の2の2に規定する「超過勤務を命ずる時間及び月数の上限」に相当する措置をいう。  
 2 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号に規定する「他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員に対する上限時間の設定」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。(部署単位のほか、業務、係、個人単位によるものも含む。)  
 3 「特例業務」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第2項に規定する「特例業務」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。  
 4 「要因の整理、分析及び検証」欄には、人事院規則15-14第16条の2の2第3項に規定する「要因の整理、分析及び検証」に相当する規定が整備されている団体数を計上している。  
 5 ( )内は、団体区分ごとの団体数に占める割合である。

2 時間外勤務命令の上限規制制度の運用実績 (単位: 団体)

区分	団体数	他律的業務の比重が高い部署の指定	特例業務	要因の整理、分析及び検証	(参考)
					特例業務有り/ 要因の整理、分析及び検証無し
都道府県	47 (100.0%)	26 (55.3%)	46 (97.9%)	46 (97.9%)	0 (0.0%)
指定都市	20 (100.0%)	13 (65.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	0 (0.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	700 (40.7%)	944 (54.9%)	1,136 (66.0%)	69 (4.0%)
合計	1,788 (100.0%)	739 (41.3%)	1,010 (56.5%)	1,202 (67.2%)	69 (3.9%)

- (注) 1 「他律的業務の比重が高い部署の指定」欄には、令和5年度中において当該指定を行った実績が有る団体を計上している。  
 2 「特例業務」欄には、令和5年度中において当該業務の実績が有る団体を計上している。  
 3 「要因の整理、分析及び検証」には令和5年度に時間外勤務実績に対する実施の有る団体及び令和6年度にかけて実施中・実施予定の団体を計上している。

3 要因の整理、分析及び検証の実施方法 (単位: 団体)

区分	団体数	特例業務により上限時間等を超えて時間外勤務を命じられた職員についての記録	左記の記録の活用	
			職員や所属長に対する面談・ヒアリング	
都道府県	46 (100.0%)	45 (97.8%)	45 (97.8%)	31 (67.4%)
指定都市	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	16 (80.0%)
市区町村	1,136 (100.0%)	1,027 (90.4%)	965 (84.9%)	888 (78.2%)
合計	1,202 (100.0%)	1,092 (90.8%)	1,030 (85.7%)	935 (77.8%)

- (注) 1 「団体数」欄には、【2運用状況】で「要因の整理、分析及び検証」の該当がある団体数を計上している。  
 2 「職員についての記録」欄には、職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(平成6年7月27日職職一328)第十 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間の指定関係の16項に規定する上限時間等を超えて超過勤務を命ぜられた職員についての記録に相当する運用を行っている団体数を計上している。  
 3 「左記の記録の活用」欄には、上記2の記録を活用して要因の整理、分析及び検証を行っている団体数を計上している。  
 4 「職員や所属長に対する面談・ヒアリング」欄には、要因の整理、分析及び検証に必要な情報を収集するために、上限時間を超えて時間外勤務を行った職員やその所属長に対してヒアリングを行っている団体数を計上している。

表15 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【全団体】

(参考) 令和4年度の状況

	時間外勤務時間数の状況				月45時間超の職員数及び割合				時間外勤務時間数				月45時間超の職員数及び割合				
	時間外勤務時間数		時間(月)	職員数に占める割合(%)	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	職員数(人)	総時間数(時間)	時間(月)	職員数(人)	職員数に占める割合(%)	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)
	職員数(人)	総時間数(時間)															
4月	1,066,875	15,938,774	14.9	(8.1%)	86,727	(7.5%)	6,579	(0.6%)	1,066,173	15,479,226	14.5	(7.9%)	83,742	(7.2%)	6,623	(0.6%)	
5月	1,066,380	12,604,585	11.8	(4.7%)	49,744	(4.5%)	2,030	(0.2%)	1,064,978	13,265,829	12.5	(5.3%)	56,114	(5.0%)	3,151	(0.3%)	
6月	1,065,577	12,636,574	11.9	(4.8%)	51,501	(4.6%)	2,108	(0.2%)	1,064,326	13,141,436	12.3	(5.3%)	56,792	(5.0%)	4,101	(0.4%)	
7月	1,064,421	11,534,087	10.8	(3.7%)	39,846	(3.6%)	1,789	(0.2%)	1,057,367	14,476,703	13.7	(5.9%)	62,733	(5.5%)	4,372	(0.4%)	
8月	1,063,744	10,598,218	10.0	(3.2%)	33,899	(3.1%)	1,382	(0.1%)	1,056,533	11,622,346	11.0	(4.3%)	45,841	(4.0%)	3,956	(0.4%)	
9月	1,063,208	11,620,135	10.9	(3.9%)	41,040	(3.7%)	1,630	(0.2%)	1,056,134	13,059,383	12.4	(5.0%)	52,755	(4.8%)	2,440	(0.2%)	
10月	1,063,370	12,828,712	12.1	(5.0%)	53,089	(4.7%)	2,717	(0.3%)	1,055,787	13,105,868	12.4	(5.2%)	54,773	(4.9%)	3,060	(0.3%)	
11月	1,062,872	11,896,400	11.2	(4.1%)	43,596	(3.9%)	2,569	(0.2%)	1,055,904	12,734,714	12.1	(4.8%)	50,950	(4.5%)	3,072	(0.3%)	
12月	1,062,290	10,707,454	10.1	(3.3%)	35,332	(3.1%)	2,307	(0.2%)	1,055,429	12,081,994	11.4	(4.3%)	45,378	(4.0%)	3,055	(0.3%)	
1月	1,061,273	12,042,151	11.3	(4.6%)	48,523	(4.1%)	4,604	(0.4%)	1,054,221	11,940,367	11.3	(4.4%)	46,028	(4.1%)	3,058	(0.3%)	
2月	1,060,477	12,333,455	11.6	(4.8%)	51,117	(4.6%)	2,666	(0.3%)	1,053,481	12,086,170	11.5	(4.6%)	48,650	(4.4%)	2,187	(0.2%)	
3月	1,060,510	15,328,376	14.5	(7.6%)	80,285	(7.1%)	5,314	(0.5%)	1,052,924	15,230,765	14.5	(7.7%)	80,958	(7.1%)	5,819	(0.6%)	
合計	12,760,997	150,068,922	11.8	(4.8%)	614,699	(4.5%)	35,695	(0.3%)	12,693,257	158,224,801	12.5	(5.4%)	684,714	(5.0%)	44,894	(0.4%)	
	時間(年)		141.1		時間(年)		149.6										

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として定める職に任用されている職員)を除いた職員である。  
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を12で除いたもの)」で除いたものである。

表15-1 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【都道府県】

(参考) 令和4年度の状況

○時間外勤務時間数の状況

	時間外勤務時間数				月45時間超の職員数及び割合			
	職員数(人)		時間(月)		職員数に占める割合(%)		100時間以上(人)	
	職員数(人)	総時間数(時間)	時間(月)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	
4月	258,765	3,623,843	14.0	17,802 (6.9%)	16,794 (6.5%)	1,008 (0.4%)		
5月	258,787	3,479,307	13.4	15,140 (5.9%)	14,409 (5.6%)	731 (0.3%)		
6月	258,320	3,637,338	14.1	17,050 (6.6%)	16,271 (6.3%)	779 (0.3%)		
7月	257,952	3,223,499	12.5	12,693 (4.9%)	12,129 (4.7%)	564 (0.2%)		
8月	257,751	3,000,233	11.6	11,147 (4.3%)	10,607 (4.1%)	540 (0.2%)		
9月	257,662	3,386,423	13.1	14,433 (5.6%)	13,757 (5.3%)	676 (0.3%)		
10月	257,413	3,687,367	14.3	17,933 (7.0%)	16,915 (6.6%)	1,018 (0.4%)		
11月	257,390	3,428,074	13.3	14,799 (5.7%)	13,818 (5.4%)	981 (0.4%)		
12月	257,222	3,163,951	12.3	12,274 (4.8%)	11,314 (4.4%)	960 (0.4%)		
1月	256,947	3,465,606	13.5	15,606 (6.1%)	13,757 (5.4%)	1,849 (0.7%)		
2月	256,736	3,508,735	13.7	15,990 (6.2%)	15,032 (5.9%)	958 (0.4%)		
3月	256,559	4,201,561	16.4	24,000 (9.4%)	22,299 (8.7%)	1,701 (0.7%)		
合計	3,091,504	41,805,937	13.5	188,867 (6.1%)	177,102 (5.7%)	11,765 (0.4%)		
	時間(年)	162.3						

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合				
	職員数(人)		時間(月)		職員数に占める割合(%)		100時間以上(人)	
	職員数(人)	総時間数(時間)	時間(月)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	
4月	264,446	4,287,871	16.2	24,310 (9.2%)	22,061 (8.3%)	2,249 (0.9%)		
5月	263,576	3,923,625	14.9	18,933 (7.2%)	17,519 (6.6%)	1,414 (0.5%)		
6月	263,477	3,802,406	14.4	17,803 (6.8%)	16,750 (6.4%)	1,053 (0.4%)		
7月	256,858	3,781,866	14.7	17,876 (7.0%)	16,094 (6.3%)	1,782 (0.7%)		
8月	256,919	3,664,681	14.3	17,930 (7.0%)	15,732 (6.1%)	2,198 (0.9%)		
9月	256,778	3,863,909	15.0	18,822 (7.3%)	17,669 (6.9%)	1,153 (0.4%)		
10月	256,532	3,836,921	15.0	18,832 (7.3%)	17,633 (6.9%)	1,199 (0.5%)		
11月	256,676	3,731,013	14.5	17,232 (6.7%)	16,032 (6.2%)	1,200 (0.5%)		
12月	256,565	3,645,473	14.2	16,132 (6.3%)	14,757 (5.8%)	1,375 (0.5%)		
1月	256,318	3,457,508	13.5	15,108 (5.9%)	13,845 (5.4%)	1,263 (0.5%)		
2月	256,174	3,386,335	13.2	14,574 (5.7%)	13,797 (5.4%)	777 (0.3%)		
3月	255,982	4,234,781	16.5	23,890 (9.3%)	22,156 (8.7%)	1,734 (0.7%)		
合計	3,100,301	45,616,390	14.7	221,442 (7.1%)	204,045 (6.6%)	17,397 (0.6%)		
	時間(年)	176.6						

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として定めてある職に任用されている職員)を除いた職員である。  
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を12で除いたもの)」で除いたものである。



表15-2 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【指定都市】

○時間外勤務時間数の状況

(参考) 令和4年度の状況

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合			
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	時間外勤務を45時間超 行った職員数及び割合			職員数に占 める割合(%)
				45時間超 100時間未満 (人)	職員数に占 める割合(%)	100時間以上 (人)	
4月	162,627	2,627,509	16.2	13,929 (8.6%)	13,277 (8.2%)	652 (0.4%)	
5月	162,365	2,052,556	12.6	7,994 (4.9%)	7,786 (4.8%)	208 (0.1%)	
6月	162,363	2,067,493	12.7	8,081 (5.0%)	7,826 (4.8%)	255 (0.2%)	
7月	162,153	1,892,289	11.7	6,442 (4.0%)	6,142 (3.8%)	300 (0.2%)	
8月	162,134	1,793,559	11.1	5,838 (3.6%)	5,686 (3.5%)	152 (0.1%)	
9月	162,132	1,909,616	11.8	6,740 (4.2%)	6,587 (4.1%)	153 (0.1%)	
10月	162,010	2,008,733	12.4	7,849 (4.8%)	7,514 (4.6%)	335 (0.2%)	
11月	161,955	1,879,625	11.6	6,356 (3.9%)	6,075 (3.8%)	281 (0.2%)	
12月	161,908	1,760,909	10.9	5,533 (3.4%)	5,307 (3.3%)	226 (0.1%)	
1月	161,844	1,972,075	12.2	8,117 (5.0%)	7,597 (4.7%)	520 (0.3%)	
2月	161,744	2,079,274	12.9	8,598 (5.3%)	8,290 (5.1%)	308 (0.2%)	
3月	161,802	2,508,243	15.5	13,373 (8.3%)	12,773 (7.9%)	600 (0.4%)	
合計	1,945,037	24,551,881	12.6	98,850 (5.1%)	94,860 (4.9%)	3,990 (0.2%)	
時間(年)			151.5				

	時間外勤務時間数			月45時間超の職員数及び割合			
	職員数 (人)	総時間数 (時間)	時間(月)	時間外勤務を45時間超行っ た職員数及び割合			職員数に占 める割合(%)
				45時間超 100時間未満 (人)	職員数に占 める割合(%)	100時間以上 (人)	
4月	159,950	2,338,376	14.6	12,358 (7.7%)	11,768 (7.4%)	590 (0.4%)	
5月	159,831	2,084,213	13.0	8,407 (5.3%)	8,130 (5.1%)	277 (0.2%)	
6月	159,730	2,105,735	13.2	9,008 (5.6%)	8,368 (5.2%)	640 (0.4%)	
7月	159,836	2,436,621	15.2	11,046 (6.9%)	10,471 (6.6%)	575 (0.4%)	
8月	159,585	1,868,612	11.7	7,382 (4.6%)	7,022 (4.4%)	360 (0.2%)	
9月	159,533	2,090,041	13.1	8,346 (5.2%)	8,137 (5.1%)	209 (0.1%)	
10月	159,589	1,995,336	12.5	7,785 (4.9%)	7,424 (4.7%)	361 (0.2%)	
11月	159,538	1,930,530	12.1	7,084 (4.4%)	6,797 (4.3%)	287 (0.2%)	
12月	159,526	1,835,489	11.5	6,616 (4.1%)	6,368 (4.0%)	248 (0.2%)	
1月	159,357	1,859,484	11.7	6,975 (4.4%)	6,628 (4.2%)	347 (0.2%)	
2月	159,291	1,934,210	12.1	7,458 (4.7%)	7,229 (4.5%)	229 (0.1%)	
3月	159,113	2,472,749	15.5	13,480 (8.5%)	12,624 (7.9%)	856 (0.5%)	
合計	1,914,879	24,951,396	13.0	105,945 (5.5%)	100,966 (5.3%)	4,979 (0.3%)	
時間(年)			156.4				

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として定める職に任用されている職員)を除いた職員である。  
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を足上げた数を12で除したもの)」で除したものである。



表15-3 時間外勤務の状況(時間外勤務時間数)【市区町村】

(参考) 令和4年度の状況

○時間外勤務時間数の状況

	時間外勤務時間数				月45時間超の職員数及び割合				時間外勤務を45時間超行つた職員数及び割合				月45時間超の職員数及び割合			
	職員数(人)		総時間数(時間)		時間(月)		職員数に占める割合(%)		職員数に占める割合(%)		職員数に占める割合(%)		職員数に占める割合(%)		職員数に占める割合(%)	
	職員数(人)	総時間数(時間)	時間(月)	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	45時間超100時間未満(人)	職員数に占める割合(%)	100時間以上(人)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	職員数に占める割合(%)	
4月	645,483	9,687,423	15.0	54,996	(8.5%)	50,077	(7.8%)	4,919	(0.8%)	47,074	(7.3%)	43,290	(6.7%)	3,784	(0.6%)	
5月	645,228	7,072,722	11.0	26,610	(4.1%)	25,519	(4.0%)	1,091	(0.2%)	28,774	(4.5%)	27,314	(4.3%)	1,460	(0.2%)	
6月	644,894	6,931,744	10.7	26,370	(4.1%)	25,296	(3.9%)	1,074	(0.2%)	29,981	(4.7%)	27,573	(4.3%)	2,408	(0.4%)	
7月	644,316	6,418,299	10.0	20,711	(3.2%)	19,786	(3.1%)	925	(0.1%)	33,811	(5.3%)	31,796	(5.0%)	2,015	(0.3%)	
8月	643,859	5,804,425	9.0	16,914	(2.6%)	16,224	(2.5%)	690	(0.1%)	20,529	(3.2%)	19,131	(3.0%)	1,398	(0.2%)	
9月	643,414	6,324,096	9.8	19,867	(3.1%)	19,066	(3.0%)	801	(0.1%)	25,587	(4.0%)	24,509	(3.8%)	1,078	(0.2%)	
10月	643,947	7,132,612	11.1	27,307	(4.2%)	25,943	(4.0%)	1,364	(0.2%)	28,156	(4.4%)	26,656	(4.2%)	1,500	(0.2%)	
11月	643,527	6,588,701	10.2	22,441	(3.5%)	21,134	(3.3%)	1,307	(0.2%)	26,634	(4.2%)	25,049	(3.9%)	1,585	(0.2%)	
12月	643,160	5,782,594	9.0	17,525	(2.7%)	16,404	(2.6%)	1,121	(0.2%)	22,630	(3.5%)	21,198	(3.3%)	1,432	(0.2%)	
1月	642,482	6,604,471	10.3	24,800	(3.9%)	22,565	(3.5%)	2,235	(0.3%)	23,945	(3.7%)	22,497	(3.5%)	1,448	(0.2%)	
2月	641,997	6,745,446	10.5	26,529	(4.1%)	25,129	(3.9%)	1,400	(0.2%)	26,618	(4.2%)	25,437	(4.0%)	1,181	(0.2%)	
3月	642,149	8,618,572	13.4	42,912	(6.7%)	39,899	(6.2%)	3,013	(0.5%)	43,588	(6.8%)	40,359	(6.3%)	3,229	(0.5%)	
合計	7,724,456	83,711,105	10.8	326,982	(4.2%)	307,042	(4.0%)	19,940	(0.3%)	357,327	(4.7%)	334,809	(4.4%)	22,518	(0.3%)	
	時間(年)		130.0	時間(年)		137.0	時間(年)		137.0	時間(年)		137.0	時間(年)		137.0	

(注) 1 調査対象は、警察部門、消防部門及び教育委員会以外の部門に属する職員のうち、管理監督職員(管理職手当を支給される職及びこれに準じる職として定める職に任用されている職員)を除いた職員である。  
 2 「時間(年)」は、対象団体の年間総時間数を、「平均職員数(対象団体の各月の職員数を12で除いたもの)」で除いたものである。

# 表16 勤務時間管理の実施方法の状況

## 1. 勤務時間管理の実施方法

(単位：団体)

区分	団体数 (%)	実施の方法				職員本人からの自己申告のみ
		勤務管理者の現認による確認・記録	タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間等の客観的な記録による確認・記録	職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録	職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録	
都道府県	47 (100.0%)	31 (66.0%)	43 (91.5%)	40 (85.1%)	20 (42.6%)	2 (4.3%)
指定都市	20 (100.0%)	8 (40.0%)	19 (95.0%)	12 (60.0%)	7 (35.0%)	1 (5.0%)
市区町村	1,721 (100.0%)	596 (34.6%)	1,009 (58.6%)	743 (43.2%)	701 (40.7%)	443 (25.7%)
合計	1,788 (100.0%)	635 (35.5%)	1,071 (59.9%)	795 (44.5%)	728 (40.7%)	446 (24.9%)

(注) 1 「実施の方法」欄には、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日厚生労働省策定)に労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として規定されている労働時間管理の方法を実施している団体数を計上している。

2 「職員本人からの自己申告のみ」欄には、「実施の方法」欄のうち「職員本人からの自己申告(システム入力等)による確認・記録」「職員本人からの自己申告(紙媒体)による確認・記録」のいずれか又は両方の方法しか講じていない団体数を計上している。

3 ( )内は団体区分ごとの団体数に占める割合である。

表17 競争試験における受験者数、合格者数、採用者数、競争率の推移

(単位:人、倍)

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率	受験者数	合格者数	採用者数	競争率
都	89,220	19,013	12,982	4.7	78,438	18,822	13,158	4.2	83,701	18,271	12,290	4.6	81,091	19,422	12,838	4.2
道	7,558	1,476	1,179	5.1	7,645	1,607	1,101	4.8	8,141	1,487	1,135	5.5	6,829	1,717	1,265	4.0
府	56,681	8,550	5,963	6.6	52,289	8,606	5,523	6.1	51,838	7,930	5,231	6.5	44,874	8,843	5,693	5.1
県	431	86	99	5.0	4,388	457	398	9.6	2,950	344	294	8.6	3,513	566	450	6.2
計	153,890	29,125	20,223	5.3	142,760	29,492	20,180	4.8	146,630	28,032	18,950	5.2	136,307	30,548	20,246	4.5
市	150,906	22,968	18,002	6.6	171,563	23,553	18,274	7.3	176,251	25,586	19,263	6.9	167,638	27,175	20,163	6.2
区	31,321	9,064	7,763	3.5	31,760	8,247	7,097	3.9	30,285	8,199	6,915	3.7	28,691	8,349	6,928	3.4
計	64,759	8,549	6,936	7.6	75,145	8,716	6,960	8.6	67,206	8,912	7,048	7.5	62,377	9,220	7,135	6.8
町	9,465	1,701	1,476	5.6	15,061	2,094	1,807	7.2	13,652	2,135	1,775	6.4	14,594	2,405	2,022	6.1
村	256,451	42,282	34,177	6.1	293,529	42,610	34,138	6.9	287,394	44,832	35,001	6.4	273,300	47,149	36,248	5.8
計	8,683	1,901	1,560	4.6	9,656	1,861	1,425	5.2	9,611	2,122	1,646	4.5	9,439	2,114	1,674	4.5
大学卒業程度試験	3,028	1,089	952	2.8	2,638	901	793	2.9	2,657	932	771	2.9	2,404	876	753	2.7
短大卒業程度試験	16,491	3,392	2,836	4.9	18,504	3,453	2,775	5.4	17,331	3,561	2,778	4.9	15,845	3,640	2,939	4.4
高校卒業程度試験	1,583	495	384	3.2	1,443	448	384	3.2	1,405	447	394	3.1	1,356	477	426	2.8
その他の試験	29,785	6,877	5,732	4.3	32,241	6,663	5,377	4.8	31,004	7,062	5,589	4.4	29,044	7,107	5,792	4.1
計	248,809	43,882	32,544	5.7	259,657	44,236	32,857	5.9	269,563	45,979	33,199	5.9	258,168	48,711	34,675	5.3
大学卒業程度試験	41,907	11,629	9,894	3.6	42,043	10,755	8,991	3.9	41,083	10,618	8,821	3.9	37,924	10,942	8,946	3.5
短大卒業程度試験	137,931	20,491	15,735	6.7	145,938	20,775	15,258	7.0	136,375	20,403	15,057	6.7	123,096	21,703	15,767	5.7
高校卒業程度試験	11,479	2,282	1,959	5.0	20,892	2,999	2,589	7.0	18,007	2,926	2,463	6.2	19,463	3,448	2,898	5.6
その他の試験	440,126	78,284	60,132	5.6	468,530	78,765	59,695	5.9	465,028	79,926	59,540	5.8	438,651	84,804	62,286	5.2
計	86,753	20,112	13,108	3.6	82,807	20,112	13,108	3.6	82,807	20,112	13,108	3.6	82,807	20,112	13,108	3.6
合計	3,209	21,608	15,799	5.0	34,804	10,863	9,300	3.2	34,804	10,863	9,300	3.2	34,804	10,863	9,300	3.2
計	3,209	21,608	15,799	5.0	34,804	10,863	9,300	3.2	34,804	10,863	9,300	3.2	34,804	10,863	9,300	3.2
合計	3,209	21,608	15,799	5.0	34,804	10,863	9,300	3.2	34,804	10,863	9,300	3.2	34,804	10,863	9,300	3.2

(注) 1 調査対象は、人事委員会(競争試験等を行う公平委員会を含む。)又は任命権者が実施した職員採用競争試験であり、教育委員会が実施した教員採用のための選考は含まれない。

なお、試験の名称が「選考」となっているも、公募・公告、能力実証判定、採用候補者名簿作成の4つの要件を満たす実質的な競争試験的選考を含む。

2 試験区分は、以下による。

大学卒業程度試験：上級試験と称して行った試験又は大学卒業程度の学力を有すると認める者として行った試験

短大卒業程度試験：中級試験と称して行った試験又は短期大学卒業程度の学力を有すると認める者として行った試験

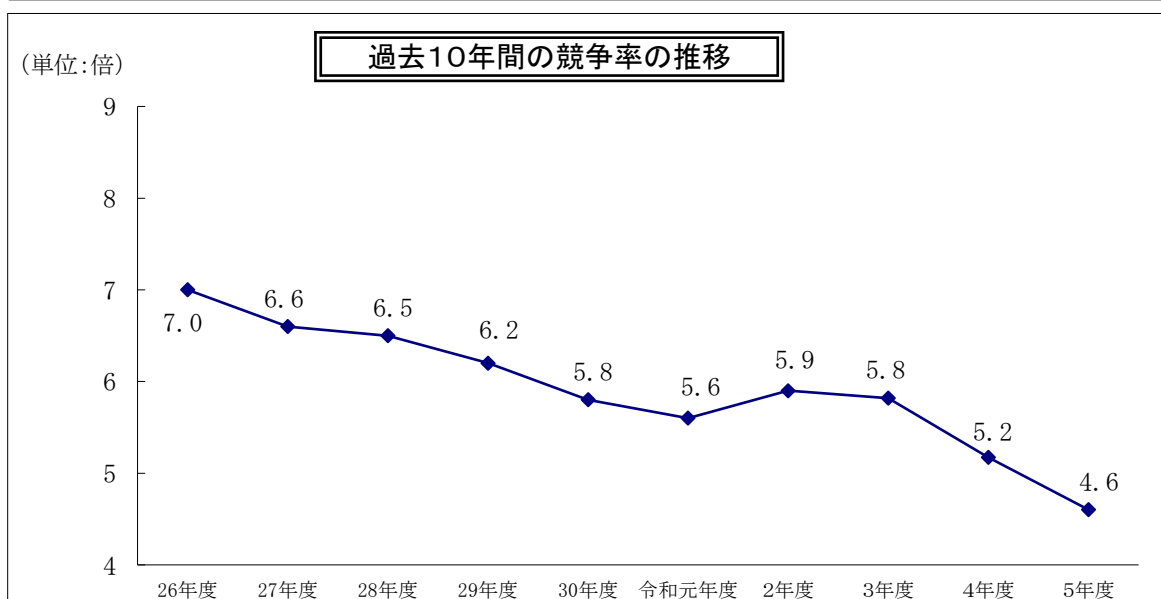
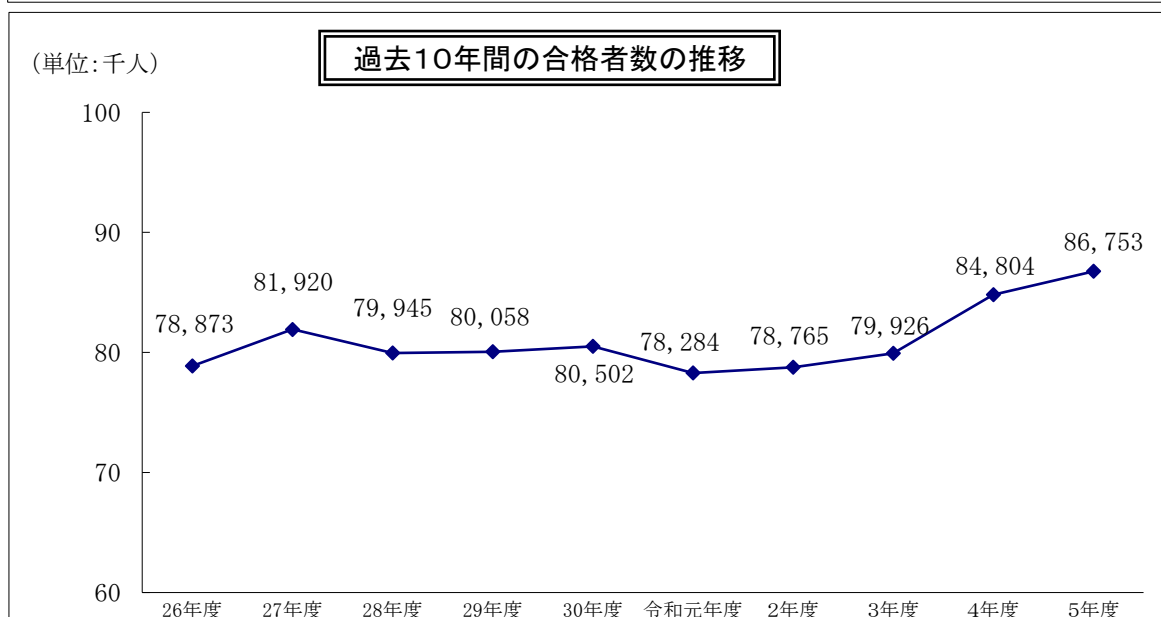
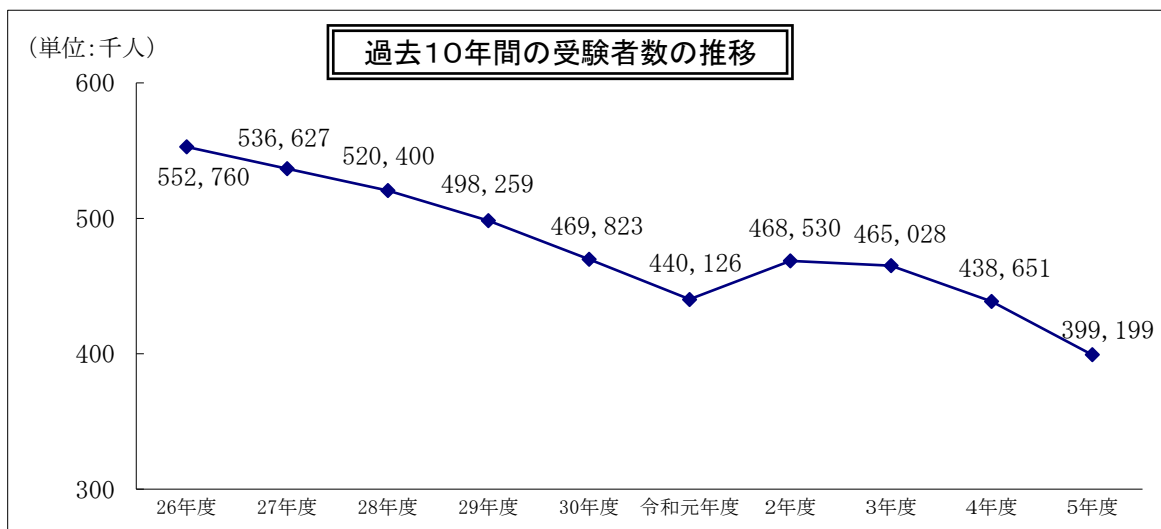
高校卒業程度試験：初級試験と称して行った試験又は高校卒業程度の学力を有すると認める者として行った試験

その他の試験：中学校卒業程度の学力を有すると認める者として行った試験又は資格及び学力の程度を問わないで行った試験

3 「市区」には、政令指定都市を含む。

4 競争率は、受験者数/合格者数

図1 過去10年間の競争試験における受験者数、合格者数、競争率の推移



(注) 競争率は受験者数/合格者数

表18 競争試験における男女別の受験者数、合格者数、採用者数、採用者数の推移

(単位:人)

区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数	受験者数	合格者数	採用者数
都道府県	103,738 (67.4%)	18,667 (64.1%)	13,062 (64.6%)	80,978 (56.7%)	16,251 (55.1%)	12,801 (63.4%)	79,225 (54.0%)	14,216 (50.7%)	11,683 (61.7%)	68,927 (50.6%)	14,559 (47.7%)	12,462 (61.6%)	12,361 (62.0%)		
市区	43,518 (28.3%)	9,215 (31.6%)	7,161 (35.4%)	36,150 (25.3%)	8,237 (27.9%)	7,379 (36.6%)	33,663 (23.0%)	7,559 (27.0%)	7,267 (38.3%)	30,376 (22.3%)	7,553 (24.7%)	7,784 (38.4%)	7,589 (38.0%)		
町村	6,634 (4.3%)	1,243 (4.3%)	1,243 (4.3%)	25,632 (18.0%)	5,004 (17.0%)	33,742 (23.0%)	33,742 (23.0%)	6,257 (22.3%)	8,436 (27.6%)	37,004 (27.1%)	8,436 (27.6%)				
計	153,890	29,125	20,223	142,760	29,492	20,180	146,630	28,032	18,950	136,307	30,548	20,246	19,950		
男性	123,947 (48.3%)	16,255 (38.4%)	16,211 (47.4%)	133,790 (45.6%)	15,948 (37.4%)	16,168 (47.4%)	116,126 (40.4%)	15,204 (33.9%)	16,337 (46.7%)	99,495 (36.4%)	14,763 (31.3%)	17,131 (47.3%)	18,009 (47.5%)		
女性	78,743 (30.7%)	17,953 (42.5%)	17,966 (52.6%)	87,331 (29.8%)	17,538 (41.2%)	17,970 (52.6%)	78,549 (27.3%)	16,997 (37.9%)	18,664 (53.3%)	68,195 (25.0%)	16,807 (35.6%)	19,117 (52.7%)	19,880 (52.5%)		
不明	53,761 (21.0%)	8,074 (19.1%)	8,074 (19.1%)	72,408 (24.7%)	9,124 (21.4%)	9,216 (24.7%)	92,719 (32.3%)	12,631 (28.2%)		105,610 (38.6%)	15,579 (33.0%)				
計	256,451	42,282	34,177	293,529	42,610	34,138	287,394	44,832	35,001	273,300	47,149	36,248	37,889		
男性	17,568 (59.0%)	3,335 (48.5%)	2,762 (48.2%)	18,424 (57.1%)	3,305 (49.6%)	2,654 (49.4%)	17,583 (56.7%)	3,576 (50.6%)	2,766 (49.5%)	16,475 (56.7%)	3,535 (49.7%)	2,902 (50.1%)	3,006 (49.5%)		
女性	11,838 (39.7%)	3,492 (50.8%)	2,970 (51.8%)	12,104 (37.5%)	3,248 (48.7%)	2,723 (50.6%)	11,816 (38.1%)	3,395 (48.1%)	2,823 (50.5%)	10,888 (37.5%)	3,446 (48.5%)	2,890 (49.9%)	3,063 (50.5%)		
不明	379 (1.3%)	50 (0.7%)	50 (0.7%)	1,713 (5.3%)	110 (1.7%)	110 (1.7%)	1,605 (5.2%)	91 (1.3%)		1,681 (5.8%)	126 (1.8%)				
計	29,785	6,877	5,732	32,241	6,663	5,377	31,004	7,062	5,589	29,044	7,107	5,792	6,069		
男性	245,253 (55.7%)	38,257 (48.9%)	32,035 (53.3%)	233,192 (49.8%)	35,504 (45.1%)	31,623 (53.0%)	212,934 (45.8%)	32,996 (41.3%)	30,786 (51.7%)	184,897 (42.2%)	32,857 (38.7%)	32,495 (52.2%)	33,376 (52.2%)		
女性	134,099 (30.5%)	30,660 (39.2%)	28,097 (46.7%)	135,585 (28.9%)	29,023 (36.8%)	28,072 (47.0%)	124,028 (26.7%)	27,951 (35.0%)	28,754 (48.3%)	109,459 (25.0%)	27,806 (32.8%)	29,791 (47.8%)	30,532 (47.8%)		
不明	60,774 (13.8%)	9,367 (12.0%)	9,367 (12.0%)	99,753 (21.3%)	14,238 (18.1%)	14,238 (18.1%)	128,066 (27.5%)	18,979 (23.7%)		144,295 (32.9%)	24,141 (28.5%)				
計	440,126	78,284	60,132	468,530	78,765	59,695	465,028	79,926	59,540	438,651	84,804	62,286	63,908		

(注) 1 「不明」は、申込書に性別の記入欄を設けていない試験のため、性別が不明のものである。  
 2 ( ) は、性別区分中の割合である(端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。)  
 3 「市区」には、政令指定都市を含む。  
 4 令和5年度の調査から、男女別の受験者数及び合格者数は調査せず、男女別の採用者数のみ調査。

表19 中途採用試験の実施状況

	団体数	中途採用試験 (令和5年度中に実施したもの)						経歴不問の中途採用試験					
		実施団体数		受験者数		採用者数		実施団体数		受験者数		採用者数	
		実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	15,246	1,822	44	7,496	1,090	37	7,750	732			
指定都市	20	20	11,975	1,219	18	7,042	799	16	4,933	420			
市区町村	1,722	1,036	49,250	8,090	748	23,449	4,168	586	25,801	3,922			
合計	1,789	1,103	76,471	11,131	810	37,987	6,057	639	38,484	5,074			

(参考) 中途採用試験 (令和4年度に実施したもの)

	団体数	中途採用試験 (令和4年度中に実施したもの)						経歴不問の中途採用試験					
		実施団体数		受験者数		採用者数		実施団体数		受験者数		採用者数	
		実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数	実施団体数	受験者数	採用者数
都道府県	47	47	17,727	1,652	41	7,601	974	39	10,126	678			
指定都市	20	20	11,293	1,016	18	6,303	619	14	4,990	397			
市区町村	1,722	935	50,907	6,506	668	22,400	3,376	510	28,507	3,130			
合計	1,789	1,002	79,927	9,174	727	36,304	4,969	563	43,623	4,205			

注1)「経験者採用試験」とは、民間企業に勤務する等一定の社会経験を有する者を対象とした採用試験

注2)「経歴不問の中途採用試験」とは、主に新卒者を対象に行う採用試験及び「経験者採用試験」以外の採用試験

注3)「市区町村」の「団体数」には、市区町村(1,721団体)に加えて、特別区人事委員会が含まれている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和5年度）

1 ストレスチェック・集団分析の団体区分別実施状況

区 分	事業場数		ストレスチェック		集団分析		集団分析結果	
	a	b	実施事業場数 (前年度)	実施事業場率 (前年度)	実施事業場数 (前年度)	実施事業場率 (前年度)	活用事業場数 (前年度)	活用事業場率 (前年度)
都道府県	12,479	12,479	100.0% (100.0%)	b/a	11,906	95.4% (92.8%)	10,980	92.2% (90.8%)
指定都市	8,676	8,676	100.0% (100.0%)	b/a	7,885	90.9% (91.8%)	7,455	94.5% (94.0%)
市区	40,001	39,395	98.5% (98.4%)	b/a	35,342	89.7% (88.3%)	30,171	85.4% (84.9%)
町	9,840	9,482	96.4% (96.1%)	b/a	8,006	84.4% (83.6%)	5,987	74.8% (73.5%)
一部事務組合等	3,503	2,577	73.6% (73.1%)	b/a	2,125	82.5% (81.7%)	1,363	64.1% (62.1%)
合計	74,499	72,609	97.5% (97.5%)	b/a	65,264	89.9% (88.8%)	55,956	85.7% (85.1%)

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者数が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和5年度）

2 ストレスチェック・集団分析の部局別実施状況

区分	事業場数		ストレスチェック		集団分析		集団分析結果	
	a	b	b/a (前年度)	c	c/b (前年度)	d	d/c (前年度)	
知事及び市区町村長	27,474	26,581	96.7%	23,971	90.2%	20,970	87.5%	
都道府県	5,217	5,217	100.0%	4,713	90.3%	4,394	93.2%	
指定都市	2,924	2,924	100.0%	2,746	93.9%	2,686	97.8%	
市区	14,434	14,300	99.1%	13,073	91.4%	11,396	87.2%	
町	3,503	3,389	96.7%	2,910	85.9%	2,195	75.4%	
一部事務組合等	1,396	751	53.8%	529	70.4%	299	56.5%	
教育委員会	38,177	37,508	98.2%	33,255	88.7%	28,290	85.1%	
都道府県	4,977	4,977	100.0%	4,922	98.9%	4,619	93.8%	
指定都市	4,904	4,904	100.0%	4,297	87.6%	3,956	92.1%	
市区	22,751	22,306	98.0%	19,599	87.9%	16,413	83.7%	
町	5,482	5,271	96.2%	4,403	83.5%	3,277	74.4%	
一部事務組合等	63	50	79.4%	34	68.0%	25	73.5%	
警察	1,687	1,687	100.0%	1,683	99.8%	1,418	84.3%	
都道府県	1,687	1,687	100.0%	1,683	99.8%	1,418	84.3%	
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	
市区	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	
消防	3,725	3,557	95.5%	3,331	93.6%	2,750	82.6%	
都道府県	126	126	100.0%	126	100.0%	120	95.2%	
指定都市	454	454	100.0%	454	100.0%	446	98.2%	
市区	1,471	1,451	98.6%	1,411	97.2%	1,277	90.5%	
町	78	78	100.0%	65	83.3%	46	70.8%	
一部事務組合等	1,596	1,448	90.7%	1,275	88.1%	861	67.5%	
公営企業	3,436	3,276	95.3%	3,024	92.3%	2,528	83.6%	
都道府県	472	472	100.0%	462	97.9%	429	92.9%	
指定都市	394	394	100.0%	388	98.5%	367	94.6%	
市区	1,345	1,338	99.5%	1,259	94.1%	1,085	86.2%	
町	777	744	95.8%	628	84.4%	469	74.7%	
一部事務組合等	448	328	73.2%	287	87.5%	178	62.0%	

(注) 1 「ストレスチェック」とは、労働安全衛生法第66条の10第1項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」をいう。なお、ストレスチェックの実施について、常時使用する労働者が50人未満の小規模事業場においては、当分の間、努力義務とされているが、総務省から各地方公共団体に対しては、職員のメンタルヘルスを不調に防止するという観点から、制度の趣旨を踏まえ、事業場の規模に関わらず、原則として全ての職員に対して実施するよう助言を行っている。

2 「ストレスチェック実施事業場数」欄には、事業場の規模に関わらず、ストレスチェックを実施した事業場数を計上している。

3 「集団分析」は、労働安全衛生規則第52条の14に規定されており、事業者は、ストレスチェックの実施者に対してストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計、分析させ、その結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。



表20 ストレスチェックの実施状況等（令和5年度）

3 ストレスチェック・面接指導の団体区分別受診職員数

区分	在籍職員数		ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた	
	職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)	職員数	割合 (前年度)
	a	b/a	b	b/a	c	c/b	d	d/c
都道府県	1,002,180	92.9% (92.3%)	931,084	92.9% (92.3%)	86,785	9.3% (9.2%)	3,277	3.8% (4.1%)
指定都市	424,499	89.1% (88.9%)	378,111	89.1% (88.9%)	38,699	10.2% (10.0%)	1,322	3.4% (4.0%)
市区	1,461,204	87.1% (86.7%)	1,272,781	87.1% (86.7%)	145,368	11.4% (11.3%)	6,383	4.4% (4.3%)
町村	250,927	87.6% (88.1%)	219,931	87.6% (88.1%)	24,910	11.3% (11.2%)	1,283	5.2% (5.7%)
一部事務組合等	120,902	81.7% (82.0%)	98,810	81.7% (82.0%)	10,592	10.7% (10.4%)	367	3.5% (3.6%)
合計	3,259,712	89.0% (88.7%)	2,900,717	89.0% (88.7%)	306,354	10.6% (10.4%)	12,632	4.1% (4.3%)

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 20 ストレスチェックの実施状況等（令和5年度）

4 ストレスチェック・面接指導の部局別受診職員数

区分	在籍職員数		ストレスチェックを受けた		高ストレスに該当した		医師による面接指導を受けた			
	a	b	職員数		割合		d	割合		
			職員数	割合	職員数	割合				
			b/a	(前年度)	c	c/b	(前年度)	d/c	(前年度)	
知事及び市区町村長	1,361,977	1,218,496	89.5%	(89.2%)	138,044	11.3%	(11.3%)	8,039	5.8%	(5.7%)
都道府県	291,983	269,185	92.2%	(90.9%)	26,691	9.9%	(10.0%)	1,575	5.9%	(5.8%)
指定都市	181,830	164,904	90.7%	(90.0%)	16,098	9.8%	(9.8%)	764	4.7%	(5.4%)
市区	723,546	642,553	88.8%	(89.0%)	77,589	12.1%	(12.0%)	4,630	6.0%	(5.7%)
町	144,282	129,106	89.5%	(90.1%)	16,148	12.5%	(12.6%)	992	6.1%	(6.4%)
一部事務組合等	20,336	12,748	62.7%	(64.5%)	1,518	11.9%	(11.7%)	78	5.1%	(4.6%)
教育委員会	1,099,750	951,727	86.5%	(85.8%)	103,098	10.8%	(10.5%)	3,000	2.9%	(3.3%)
都道府県	312,953	281,834	90.1%	(89.8%)	35,007	12.4%	(11.9%)	1,240	3.5%	(4.1%)
指定都市	172,663	149,752	86.7%	(86.2%)	16,798	11.2%	(10.8%)	414	2.5%	(3.1%)
市区	526,798	446,008	84.7%	(83.4%)	44,782	10.0%	(9.9%)	1,114	2.5%	(2.6%)
町	86,386	73,410	85.0%	(85.2%)	6,423	8.7%	(8.4%)	229	3.6%	(4.4%)
一部事務組合等	950	723	76.1%	(76.9%)	88	12.2%	(12.0%)	3	3.4%	(6.9%)
警察	299,796	293,297	97.8%	(97.5%)	15,069	5.1%	(4.8%)	268	1.8%	(1.8%)
都道府県	299,796	293,297	97.8%	(97.5%)	15,069	5.1%	(4.8%)	268	1.8%	(1.8%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	167,910	156,233	93.0%	(93.9%)	11,508	7.4%	(7.6%)	329	2.9%	(2.7%)
都道府県	19,618	19,534	99.6%	(99.8%)	1,356	6.9%	(11.4%)	11	0.8%	(1.3%)
指定都市	30,365	28,117	92.6%	(96.2%)	1,571	5.6%	(5.4%)	27	1.7%	(1.3%)
市区	62,047	58,203	93.8%	(93.8%)	4,452	7.6%	(7.4%)	110	2.5%	(2.0%)
町	2,512	2,302	91.6%	(91.6%)	289	12.6%	(11.4%)	11	3.8%	(4.9%)
一部事務組合等	53,368	48,077	90.1%	(90.7%)	3,840	8.0%	(7.5%)	170	4.4%	(4.8%)
公営企業	330,279	280,964	85.1%	(84.8%)	38,635	13.8%	(13.5%)	996	2.6%	(3.0%)
都道府県	77,830	67,234	86.4%	(84.8%)	8,662	12.9%	(12.7%)	183	2.1%	(3.8%)
指定都市	39,641	35,338	89.1%	(89.5%)	4,232	12.0%	(11.8%)	117	2.8%	(3.1%)
市区	148,813	126,017	84.7%	(84.4%)	18,545	14.7%	(14.5%)	529	2.9%	(2.7%)
町	17,747	15,113	85.2%	(85.5%)	2,050	13.6%	(13.4%)	51	2.5%	(3.5%)
一部事務組合等	46,248	37,262	80.6%	(81.6%)	5,146	13.8%	(13.7%)	116	2.3%	(2.2%)

(注) 1 「在籍職員数」欄、「ストレスチェックを受けた職員数」欄、「高ストレスに該当した職員数」欄及び「医師による面接指導を受けた職員数」欄には、常時使用される職員（常勤職員のほか、臨時・非常勤職員のうち常時使用される職員を含む。）のうち、該当する職員数をそれぞれ計上している。

2 「医師による面接指導」は、労働安全衛生法第66条の10第3項に規定されており、ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないこととされている。

3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表20 ストレスチェックの実施状況等（令和5年度）

5 集団分析結果の団体区別活用状況

区 分	集団分析結果の活用内容(複数回答)											
	集団分析 結果を 活用した 事業場数 (a)	業務配分の 見直し		人員体制・組織の 見直し		管理監督者向け 研修の実施		衛生委員会での 審議		その他		
		実施事業場数(b)	割合(b/a) (前年度)	実施事業場数(c)	割合(c/a) (前年度)	実施事業場数(d)	割合(d/a) (前年度)	実施事業場数(e)	割合(e/a) (前年度)	実施事業場数(f)	割合(f/a) (前年度)	
都 道 府 県	10,980	3,595 (32.7%) (29.3%)	2,663 (24.3%) (22.5%)	4,865 (44.3%) (41.2%)	5,012 (45.6%) (43.9%)	3,057 (27.8%) (36.6%)	7,455	2,209 (29.6%) (31.6%)	1,720 (23.1%) (29.5%)	5,270 (70.7%) (65.6%)	3,669 (49.2%) (44.9%)	2,702 (36.2%) (34.3%)
指 定 都 市	30,171	9,213 (30.5%) (30.0%)	8,746 (29.0%) (27.9%)	11,169 (37.0%) (37.1%)	19,378 (64.2%) (66.1%)	4,938 (16.4%) (17.7%)	5,987	1,789 (29.9%) (28.3%)	1,909 (31.9%) (31.1%)	954 (15.9%) (15.2%)	3,937 (65.8%) (68.5%)	641 (10.7%) (8.7%)
町	1,363	394 (28.9%) (27.4%)	520 (38.2%) (35.3%)	198 (14.5%) (13.8%)	714 (52.4%) (55.5%)	266 (19.5%) (16.7%)	1,363	1,363 (100%)	1,363 (100%)	1,363 (100%)	1,363 (100%)	1,363 (100%)
合 計	55,956	17,200 (30.7%) (29.8%)	15,558 (27.8%) (27.4%)	22,456 (40.1%) (38.9%)	32,710 (58.5%) (58.7%)	11,604 (20.7%) (22.9%)						

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 20 ストレスチェックの実施状況等（令和5年度）

6 集団分析結果の部局別活用状況

区分	集団分析結果の活用内容(複数回答)															
	集団分析結果を活用した事業場数(a)	業務配分の見直し			人員体制・組織の見直し			管理監督者向け研修の実施			衛生委員会での審議			その他		
		実施事業場数(b)	割合(b/a)	(前年度)	実施事業場数(c)	割合(c/a)	(前年度)	実施事業場数(d)	割合(d/a)	(前年度)	実施事業場数(e)	割合(e/a)	(前年度)	実施事業場数(f)	割合(f/a)	(前年度)
知事及び市区町村長	20,970	24.3%	(23.4%)	5,116	24.4%	(25.1%)	9,834	46.9%	(43.7%)	12,776	60.9%	(60.2%)	4,791	22.8%	(26.3%)	
都道府県	4,394	26.9%	(21.4%)	844	19.2%	(19.0%)	2,561	58.3%	(46.5%)	1,150	26.2%	(32.0%)	1,399	31.8%	(45.6%)	
指定都市	2,686	12.6%	(12.0%)	426	15.9%	(23.0%)	1,980	73.7%	(75.0%)	1,544	57.5%	(51.3%)	1,158	43.1%	(38.7%)	
市区	11,396	25.0%	(25.9%)	3,033	26.6%	(27.0%)	4,897	43.0%	(41.3%)	8,360	73.4%	(72.4%)	1,963	17.2%	(18.7%)	
町	2,195	30.5%	(28.8%)	716	32.6%	(30.7%)	347	15.8%	(14.9%)	1,558	71.0%	(72.3%)	220	10.0%	(7.6%)	
一部事務組合等	299	18.1%	(23.2%)	97	32.4%	(35.9%)	49	16.4%	(16.2%)	164	54.8%	(60.6%)	51	17.1%	(15.2%)	
教育委員会	28,290	35.6%	(34.9%)	8,538	30.2%	(29.7%)	10,157	35.9%	(34.6%)	16,014	56.6%	(57.9%)	5,347	18.9%	(20.2%)	
都道府県	4,619	36.5%	(34.9%)	1,272	27.5%	(26.4%)	1,388	30.0%	(27.8%)	2,918	63.2%	(58.4%)	1,048	22.7%	(28.6%)	
指定都市	3,956	41.6%	(45.8%)	1,150	29.1%	(36.0%)	2,813	71.1%	(60.3%)	1,666	42.1%	(38.1%)	1,323	33.4%	(32.0%)	
市区	16,413	35.0%	(33.7%)	5,088	31.0%	(28.9%)	5,418	33.0%	(34.2%)	9,386	57.2%	(60.9%)	2,599	15.8%	(17.0%)	
町	3,277	29.8%	(27.9%)	1,019	31.1%	(31.1%)	533	16.3%	(15.9%)	2,032	62.0%	(65.1%)	373	11.4%	(10.0%)	
一部事務組合等	25	40.0%	(32.0%)	9	36.0%	(24.0%)	5	20.0%	(28.0%)	12	48.0%	(52.0%)	4	16.0%	(16.0%)	
警察	1,418	40.8%	(40.3%)	422	29.8%	(21.0%)	726	51.2%	(63.3%)	658	46.4%	(42.0%)	487	34.3%	(32.9%)	
都道府県	1,418	40.8%	(40.3%)	422	29.8%	(21.0%)	726	51.2%	(63.3%)	658	46.4%	(42.0%)	487	34.3%	(32.9%)	
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
消防	2,750	29.1%	(30.0%)	813	29.6%	(29.0%)	969	35.2%	(33.1%)	1,568	57.0%	(55.9%)	576	20.9%	(22.2%)	
都道府県	120	37.5%	(34.2%)	31	25.8%	(27.0%)	5	4.2%	(1.8%)	78	65.0%	(64.9%)	30	25.0%	(25.2%)	
指定都市	446	26.7%	(35.4%)	71	15.9%	(23.4%)	314	70.4%	(66.5%)	216	48.4%	(44.7%)	143	32.1%	(38.6%)	
市区	1,277	26.2%	(27.2%)	317	24.8%	(24.2%)	515	40.3%	(36.8%)	845	66.2%	(62.4%)	210	16.4%	(18.9%)	
町	46	30.4%	(29.2%)	15	32.6%	(37.5%)	9	19.6%	(18.8%)	32	69.6%	(77.1%)	3	6.5%	(2.1%)	
一部事務組合等	861	33.4%	(30.6%)	379	44.0%	(39.2%)	126	14.6%	(13.4%)	397	46.1%	(49.9%)	190	22.1%	(18.5%)	
公営企業	2,528	26.5%	(26.0%)	669	26.5%	(27.0%)	770	30.5%	(31.1%)	1,694	67.0%	(68.4%)	403	15.9%	(14.9%)	
都道府県	429	24.0%	(29.9%)	94	21.9%	(29.9%)	185	43.1%	(43.2%)	208	48.5%	(45.9%)	93	21.7%	(23.1%)	
指定都市	367	28.6%	(27.2%)	73	19.9%	(18.5%)	163	44.4%	(48.8%)	243	66.2%	(66.3%)	78	21.3%	(19.3%)	
市区	1,085	26.5%	(24.0%)	308	28.4%	(28.3%)	339	31.2%	(30.8%)	787	72.5%	(75.0%)	166	15.3%	(14.7%)	
町	469	27.9%	(29.0%)	159	33.9%	(32.6%)	65	13.9%	(12.1%)	315	67.2%	(72.8%)	45	9.6%	(5.4%)	
一部事務組合等	178	23.6%	(17.8%)	35	19.7%	(14.5%)	18	10.1%	(9.2%)	141	79.2%	(75.7%)	21	11.8%	(9.9%)	

(注) 1 集団分析結果の活用内容のうち、「その他」の主な内容としては、管理監督者への情報提供、職員向け研修の実施、作業環境(設備、レイアウト等)の改善などとなっている。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況 (令和 5 年度)

1 メンタルヘルス対策の団体区分別取組状況

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)											
	全部局数(a)		メンタルヘルス対策に取り組んでいる 部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する 計画の策定(c)		安全衛生委員会等で 調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復 帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都 道 府 県	182	100.0% (100.0%)	182	100.0% (100.0%)	131	72.0% (66.5%)	165	90.7% (88.5%)	158	86.8% (86.8%)	175	96.2% (95.1%)
指 定 都 市	79	100.0% (100.0%)	79	100.0% (100.0%)	61	77.2% (72.2%)	71	89.9% (86.1%)	71	89.9% (86.1%)	77	97.5% (96.2%)
市 区	2,626	99.96% (99.8%)	2,625	99.96% (99.8%)	764	29.1% (23.5%)	1,830	69.7% (70.2%)	1,221	46.5% (45.6%)	2,026	77.2% (75.8%)
町	2,430	97.1% (96.7%)	2,359	97.1% (96.7%)	375	15.9% (10.2%)	1,186	50.3% (51.3%)	495	21.0% (20.5%)	1,128	47.8% (45.8%)
一 部 事 務 組 合 等	1,432	71.6% (69.7%)	1,025	71.6% (69.7%)	138	13.5% (9.4%)	306	29.9% (30.2%)	310	30.2% (29.6%)	299	29.2% (27.1%)
合 計	6,749	92.9% (92.3%)	6,270	92.9% (92.3%)	1,469	23.4% (18.1%)	3,558	56.7% (57.3%)	2,255	36.0% (35.3%)	3,705	59.1% (57.4%)

メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容 (複数回答)											
	セルフケアを実施するための 教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内 産業保健スタッフ等による ケアを実施するための 教育研修・情報提供(h)		事業場内での 相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合事業等 の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用 したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリ ングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都 道 府 県	175	96.2% (96.2%)	171	94.0% (92.3%)	171	94.0% (94.0%)	175	96.2% (91.2%)	148	81.3% (79.1%)	15	8.2% (9.3%)
指 定 都 市	79	100.0% (100.0%)	74	93.7% (92.4%)	77	97.5% (94.9%)	63	79.7% (73.4%)	55	69.6% (63.3%)	10	12.7% (12.7%)
市 区	2,056	78.3% (76.3%)	1,521	57.9% (54.8%)	2,025	77.1% (76.0%)	1,925	73.3% (67.3%)	1,526	58.1% (55.2%)	88	3.4% (2.8%)
町	1,190	50.4% (49.5%)	660	28.0% (25.3%)	1,324	56.1% (53.8%)	1,379	58.5% (53.5%)	924	39.2% (37.7%)	75	3.2% (3.6%)
一 部 事 務 組 合 等	492	48.0% (47.8%)	241	23.5% (20.2%)	502	49.0% (46.9%)	617	60.2% (55.8%)	327	31.9% (29.7%)	55	5.4% (6.0%)
合 計	3,992	63.7% (62.5%)	2,667	42.5% (39.7%)	4,099	65.4% (63.7%)	4,159	66.3% (61.0%)	2,980	47.5% (45.3%)	243	3.9% (3.9%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況（令和 5 年度）

2-1-1 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：知事及び市区町村長】

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
	全部局数(a)		メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(b/a)(前年度)	部局数	割合(c/b)(前年度)	部局数	割合(d/b)(前年度)	部局数	割合(e/b)(前年度)	部局数	割合(f/b)(前年度)
都 道 府 県	47	100.0%(100.0%)	47	100.0%(100.0%)	38	80.9%(74.5%)	44	93.6%(91.5%)	44	93.6%(93.6%)	47	100.0%(100.0%)
指 定 都 市	20	100.0%(100.0%)	20	100.0%(100.0%)	17	85.0%(85.0%)	19	95.0%(90.0%)	20	100.0%(95.0%)	20	100.0%(100.0%)
市 区	795	100.0%(100.0%)	795	100.0%(100.0%)	236	29.7%(24.7%)	578	72.7%(72.5%)	385	48.4%(46.8%)	644	81.0%(79.2%)
町	926	97.2%(96.7%)	900	97.2%(96.7%)	137	15.2%(9.8%)	466	51.8%(51.1%)	191	21.2%(21.2%)	445	49.4%(46.9%)
一 部 事 務 組 合 等	849	63.0%(61.1%)	535	63.0%(61.1%)	42	7.9%(6.6%)	100	18.7%(20.3%)	109	20.4%(20.1%)	116	21.7%(20.6%)
合 計	2,637	87.1%(85.8%)	2,297	87.1%(85.8%)	470	20.5%(16.1%)	1,207	52.5%(52.3%)	749	32.6%(31.9%)	1,272	55.4%(53.4%)

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合等の公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b)(前年度)	部局数	割合(h/b)(前年度)	部局数	割合(i/b)(前年度)	部局数	割合(j/b)(前年度)	部局数	割合(k/b)(前年度)	部局数	割合(l/b)(前年度)
都 道 府 県	47	100.0%(100.0%)	47	100.0%(100.0%)	47	100.0%(100.0%)	47	100.0%(97.9%)	38	80.9%(78.7%)	6	12.8%(14.9%)
指 定 都 市	20	100.0%(100.0%)	20	100.0%(100.0%)	19	95.0%(95.0%)	16	80.0%(70.0%)	14	70.0%(70.0%)	2	10.0%(10.0%)
市 区	635	79.9%(77.7%)	489	61.5%(57.5%)	627	78.9%(77.4%)	591	74.3%(68.2%)	479	60.3%(56.0%)	25	3.1%(2.4%)
町	450	50.0%(48.5%)	247	27.4%(25.1%)	508	56.4%(53.9%)	527	58.6%(53.4%)	351	39.0%(37.4%)	24	2.7%(3.1%)
一 部 事 務 組 合 等	220	41.1%(43.4%)	100	18.7%(16.2%)	198	37.0%(37.8%)	314	58.7%(54.6%)	133	24.9%(23.0%)	37	6.9%(7.3%)
合 計	1,372	59.7%(58.9%)	903	39.3%(36.4%)	1,399	60.9%(59.4%)	1,495	65.1%(59.8%)	1,015	44.2%(41.5%)	94	4.1%(4.2%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況（令和 5 年度）

2-2 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：教育委員会】

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）									
		メンタルヘルス対策に取り組みしている部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都道府県	47	47	100.0% (100.0%)	31	66.0% (57.4%)	46	97.9% (91.5%)	40	85.1% (85.1%)	44	93.6% (91.5%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	13	65.0% (65.0%)	19	95.0% (85.0%)	16	80.0% (75.0%)	20	100.0% (100.0%)
市区	793	792	99.9% (99.7%)	224	28.3% (23.0%)	528	66.7% (67.4%)	350	44.2% (43.9%)	596	75.3% (73.1%)
町	902	871	96.6% (96.5%)	140	16.1% (10.6%)	413	47.4% (48.6%)	184	21.1% (20.2%)	394	45.2% (43.2%)
一部事務組合等	48	39	81.3% (78.7%)	6	15.4% (10.8%)	12	30.8% (37.8%)	11	28.2% (24.3%)	11	28.2% (27.0%)
合計	1,810	1,769	97.7% (97.6%)	414	23.4% (18.0%)	1,018	57.5% (58.3%)	601	34.0% (33.2%)	1,065	60.2% (58.2%)

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
		セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合等への公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)(k)		その他(l)	
		部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都道府県	46	46	97.9% (97.9%)	46	97.9% (95.7%)	40	85.1% (85.1%)	47	100.0% (97.9%)	38	80.9% (76.6%)	3	6.4% (8.5%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	17	85.0% (85.0%)	20	100.0% (95.0%)	19	95.0% (85.0%)	13	65.0% (50.0%)	2	10.0% (15.0%)
市区	610	438	77.0% (75.5%)	438	55.3% (52.9%)	592	74.7% (73.9%)	578	73.0% (67.0%)	465	58.7% (54.7%)	28	3.5% (3.0%)
町	444	241	51.0% (49.5%)	241	27.7% (24.6%)	490	56.3% (53.8%)	507	58.2% (53.4%)	338	38.8% (37.2%)	27	3.1% (3.9%)
一部事務組合等	20	13	51.3% (45.9%)	13	33.3% (27.0%)	19	48.7% (48.6%)	26	66.7% (67.6%)	12	30.8% (27.0%)	0	0.0% (0.0%)
合計	1,140	755	64.4% (62.9%)	755	42.7% (39.9%)	1,161	65.6% (64.0%)	1,177	66.5% (61.3%)	866	49.0% (46.0%)	60	3.4% (3.7%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況（令和 5 年度）

2-3 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：警察】

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
	全部局数(a)		メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
	部局数	割合(g/a) (前年度)	部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都 道 府 県	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	37	78.7% (76.6%)	40	85.1% (91.5%)	43	91.5% (91.5%)	47	100.0% (100.0%)
指 定 都 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 部 事 務 組 合 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	47	100.0% (100.0%)	47	100.0% (100.0%)	37	78.7% (76.6%)	40	85.1% (91.5%)	43	91.5% (91.5%)	47	100.0% (100.0%)

区 分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
	セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合等への公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
	部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都 道 府 県	47	100.0% (100.0%)	44	93.6% (91.5%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (76.6%)	42	89.4% (89.4%)	4	8.5% (6.4%)
指 定 都 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一 部 事 務 組 合 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	47	100.0% (100.0%)	44	93.6% (91.5%)	47	100.0% (100.0%)	42	89.4% (76.6%)	42	89.4% (89.4%)	4	8.5% (6.4%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。



表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況（令和 5 年度）

2-4 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：消防】

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）									
		メンタルヘルス対策に取り組みしている部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
		部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都道府県	1	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	16	80.0% (65.0%)	15	75.0% (70.0%)	17	85.0% (85.0%)	18	90.0% (85.0%)
市	365	365	100.0% (99.7%)	115	31.5% (24.9%)	254	69.6% (71.0%)	185	50.7% (48.6%)	286	78.4% (77.3%)
町	60	60	100.0% (98.3%)	10	16.7% (10.2%)	29	48.3% (59.3%)	12	20.0% (25.4%)	30	50.0% (50.8%)
一部事務組合等	286	267	93.4% (94.0%)	52	19.5% (13.6%)	111	41.6% (43.2%)	112	41.9% (42.8%)	98	36.7% (34.5%)
合計	732	713	97.4% (97.4%)	194	27.2% (20.7%)	410	57.5% (59.7%)	327	45.9% (45.6%)	433	60.7% (59.4%)

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
		セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合等への公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)(k)		その他(l)	
		部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都道府県	1	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	1	100.0% (100.0%)	0	0.0% (0.0%)
指定都市	20	20	100.0% (100.0%)	18	90.0% (90.0%)	19	95.0% (90.0%)	15	75.0% (70.0%)	13	65.0% (60.0%)	3	15.0% (10.0%)
市	297	297	100.0% (99.5%)	219	73.7% (73.7%)	290	97.6% (97.6%)	274	92.3% (92.3%)	200	67.3% (67.3%)	13	4.4% (4.4%)
町	33	33	100.0% (100.0%)	17	51.5% (51.5%)	33	100.0% (100.0%)	34	103.0% (103.0%)	26	78.8% (78.8%)	2	6.1% (6.1%)
一部事務組合等	159	159	100.0% (100.0%)	78	49.0% (49.0%)	176	110.7% (110.7%)	168	105.7% (105.7%)	116	72.9% (72.9%)	11	7.0% (7.0%)
合計	510	510	100.0% (100.0%)	333	65.3% (65.3%)	519	101.8% (101.8%)	492	96.5% (96.5%)	356	70.0% (70.0%)	29	5.7% (5.7%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 1 メンタルヘルス対策の取組状況（令和 5 年度）

2-5 メンタルヘルス対策の部局別取組状況【部局名：公営企業】

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
		全部局数(a)		メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数(b)		メンタルヘルス対策に関する計画の策定(c)		安全衛生委員会等で調査審議(d)		実務を行う担当者の選任(e)		職場復帰における支援の実施(職場復帰支援プログラムの策定を含む)(f)	
		部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(b/a) (前年度)	部局数	割合(c/b) (前年度)	部局数	割合(d/b) (前年度)	部局数	割合(e/b) (前年度)	部局数	割合(f/b) (前年度)
都道府県		40	100.0% (100.0%)	40	100.0% (100.0%)	24	60.0% (55.0%)	34	85.0% (77.5%)	30	75.0% (75.0%)	36	90.0% (87.5%)
指定都市		19	100.0% (100.0%)	19	100.0% (100.0%)	15	78.9% (73.7%)	18	94.7% (100.0%)	18	94.7% (89.5%)	19	100.0% (100.0%)
市区		673	100.0% (99.7%)	673	100.0% (99.7%)	189	28.1% (22.0%)	470	69.8% (70.2%)	301	44.7% (44.6%)	500	74.3% (74.1%)
町村		542	97.4% (97.2%)	528	97.4% (97.2%)	88	16.7% (10.3%)	278	52.7% (55.6%)	108	20.5% (19.1%)	259	49.1% (47.6%)
一部事務組合等		249	73.9% (72.1%)	184	73.9% (72.1%)	38	20.7% (11.5%)	83	45.1% (40.6%)	78	42.4% (41.2%)	74	40.2% (37.0%)
合計		1,523	94.8% (94.5%)	1,444	94.8% (94.5%)	354	24.5% (18.1%)	883	61.1% (62.0%)	535	37.0% (36.4%)	888	61.5% (60.8%)

メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）

区	分	メンタルヘルス対策の取組内容（複数回答）											
		セルフケアを実施するための教育研修・情報提供(g)		ラインケア及び事業場内産業保健スタッフ等によるケアを実施するための教育研修・情報提供(h)		事業場内での相談体制の整備(i)		地方公務員共済組合等への公的な相談窓口の周知(j)		職場外資源(医療機関、EAPなど)を活用したメンタルヘルス対策(相談・カウンセリングを含む)の実施(k)		その他(l)	
		部局数	割合(g/b) (前年度)	部局数	割合(h/b) (前年度)	部局数	割合(i/b) (前年度)	部局数	割合(j/b) (前年度)	部局数	割合(k/b) (前年度)	部局数	割合(l/b) (前年度)
都道府県		34	85.0% (85.0%)	33	82.5% (80.0%)	36	90.0% (90.0%)	38	95.0% (92.5%)	29	72.5% (70.0%)	2	5.0% (7.5%)
指定都市		19	100.0% (100.0%)	19	100.0% (94.7%)	19	100.0% (100.0%)	13	68.4% (68.4%)	15	78.9% (73.7%)	3	15.8% (15.8%)
市区		514	76.4% (74.0%)	375	55.7% (52.1%)	516	76.7% (75.6%)	482	71.6% (65.6%)	382	56.8% (55.4%)	22	3.3% (3.3%)
町村		263	49.8% (50.5%)	155	29.4% (26.5%)	293	55.5% (53.4%)	311	58.9% (53.6%)	209	39.6% (38.2%)	22	4.2% (3.9%)
一部事務組合等		93	50.5% (47.9%)	50	27.2% (26.1%)	109	59.2% (54.5%)	109	59.2% (50.9%)	66	35.9% (34.5%)	7	3.8% (4.2%)
合計		923	63.9% (63.0%)	632	43.8% (41.1%)	973	67.4% (65.8%)	953	66.0% (60.3%)	701	48.5% (47.3%)	56	3.9% (3.9%)

(注) 1 「メンタルヘルス対策の取組内容(複数回答)」の各取組内容における割合は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる部局数」に占める割合である。

2 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表22 メンタルヘルス不調による休務者の状況（令和5年度）

区分	休務者		年代別内訳												在籍職員と休務者の割合				
	うち常勤職員		10代～20代			30代			40代			50代			60代以上			人数(※)	割合(前年度)
	人数	割合(前年度)	人数	割合(前年度)	人数	割合(前年度)	人数	割合(前年度)	人数	割合(前年度)	人数	割合(前年度)	人数	割合(前年度)	人数	割合(前年度)			
a	b/a	b	c/b	d	e/b	e	f/b	f	g/b	g	h	a/h							
都道府県	15,014	98.2%	14,748	24.8%	3,701	25.1%	3,153	21.4%	3,775	25.6%	456	3.1%	1,002,180	1.5%					
指定都市	7,560	97.2%	7,345	24.7%	1,998	27.2%	1,586	21.6%	1,711	23.3%	236	3.2%	424,499	1.8%					
市区	21,933	96.1%	21,072	23.4%	5,869	27.9%	5,001	23.7%	4,862	23.1%	418	2.0%	1,461,204	1.5%					
町村	3,268	97.2%	3,178	27.2%	944	29.7%	758	23.9%	591	18.6%	20	0.6%	250,927	1.3%					
一部事務組合等	1,177	97.5%	1,147	27.6%	267	23.3%	272	23.7%	268	23.4%	23	2.0%	120,902	1.0%					
合計	48,952	97.0%	47,490	24.4%	12,779	26.9%	10,770	22.7%	11,207	23.6%	1,153	2.4%	3,259,712	1.5%					

(注)1 原則として、令和5年度中にメンタルヘルス不調により引き続き1か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した職員を休務者として計上している。

2 一部の団体においては、年度ではなく暦年(令和5年1月～令和5年12月)の休務者数を計上している。

3 令和4年度から引き続き休務した者及び令和5年度中に退職した者も含んでいる。

4 (※)については参考値として、ストレスチェックの実施状況等で調査した有職職員数(表20-3)を引用している。

5 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

6 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区 分	全部局数	令和6年4月1日時点で整備済み		令和6年度中に整備予定		未 定	
		部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)	部局数	割合 (前年度)
都 道 府 県	182	181	99.5% (99.5%)	0	0.0% (0.0%)	1	0.5% (0.5%)
指 定 都 市	79	77	97.5% (94.9%)	1	1.3% (1.3%)	1	1.3% (3.8%)
市 区	2,626	2,165	82.4% (77.6%)	107	4.1% (7.2%)	354	13.5% (15.2%)
町 村	2,430	1,424	58.6% (56.4%)	158	6.5% (11.7%)	848	34.9% (31.9%)
一 部 事 務 組 合 等	1,432	414	28.9% (26.3%)	51	3.6% (5.9%)	967	67.5% (67.7%)
合 計	6,749	4,261	63.1% (59.8%)	317	4.7% (8.3%)	2,171	32.2% (31.9%)

1 長時間勤務者に対する医師による面接指導の強化に係る例規・指針等の団体区分別整備状況 令和6年4月1日現在

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。  
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

3 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表2-3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

区分	全部局数	令和6年4月1日時点で整備済み				令和6年度中に整備予定				未定			
		割合		(前年度)		割合		(前年度)		割合		(前年度)	
		部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合	部局数	割合
知事及び市区町村長	2,637	1,461	55.4%	1,461	(52.1%)	114	4.3%	114	(8.0%)	1,062	40.3%	1,062	(40.0%)
都道府県	47	47	100.0%	47	(100.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)
指定都市	20	20	100.0%	20	(100.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)
市区	795	666	83.8%	666	(78.9%)	32	4.0%	32	(7.7%)	97	12.2%	97	(13.5%)
町	926	539	58.2%	539	(55.3%)	61	6.6%	61	(12.2%)	326	35.2%	326	(32.5%)
一部事務組合等	849	189	22.3%	189	(21.4%)	21	2.5%	21	(4.5%)	639	75.3%	639	(74.1%)
教育委員会	1,810	1,240	68.5%	1,240	(65.1%)	90	5.0%	90	(8.8%)	480	26.5%	480	(26.1%)
都道府県	47	47	100.0%	47	(100.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)
指定都市	20	19	95.0%	19	(90.0%)	1	5.0%	1	(5.0%)	0	0.0%	0	(5.0%)
市区	793	641	80.8%	641	(75.8%)	31	3.9%	31	(7.1%)	121	15.3%	121	(17.1%)
町	902	515	57.1%	515	(55.2%)	56	6.2%	56	(11.0%)	331	36.7%	331	(33.8%)
一部事務組合等	48	18	37.5%	18	(29.8%)	2	4.2%	2	(6.4%)	28	58.3%	28	(63.8%)
警察	47	47	100.0%	47	(100.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)
都道府県	47	47	100.0%	47	(100.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	732	476	65.0%	476	(61.3%)	38	5.2%	38	(7.7%)	218	29.8%	218	(31.0%)
都道府県	1	1	100.0%	1	(100.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)
指定都市	20	20	100.0%	20	(95.0%)	0	0.0%	0	(0.0%)	0	0.0%	0	(5.0%)
市区	365	301	82.5%	301	(77.4%)	17	4.7%	17	(6.8%)	47	12.9%	47	(15.8%)
町	60	41	68.3%	41	(66.7%)	4	6.7%	4	(8.3%)	15	25.0%	15	(25.0%)
一部事務組合等	286	113	39.5%	113	(36.7%)	17	5.9%	17	(9.3%)	156	54.5%	156	(54.1%)
公営企業	1,523	1,037	68.1%	1,037	(65.1%)	75	4.9%	75	(8.7%)	411	27.0%	411	(26.1%)
都道府県	40	39	97.5%	39	(97.5%)	0	0.0%	0	(0.0%)	1	2.5%	1	(2.5%)
指定都市	19	18	94.7%	18	(94.7%)	0	0.0%	0	(0.0%)	1	5.3%	1	(5.3%)
市区	673	557	82.8%	557	(78.4%)	27	4.0%	27	(7.2%)	89	13.2%	89	(14.5%)
町	542	329	60.7%	329	(59.1%)	37	6.8%	37	(12.3%)	176	32.5%	176	(28.6%)
一部事務組合等	249	94	37.8%	94	(32.3%)	11	4.4%	11	(7.4%)	144	57.8%	144	(60.3%)

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があつた場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で整備ができていない部門がある場合には、整備していない部局として計上している。

3 「割合」は、「全部局数」に占める割合である。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2-3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件 (団体区分別) 令和6年4月1日現在

区 分	全部局数 (a)	医師の面接指導の対象となる要件						その他	
		令和6年4月1日時点で 例規・指針等を整備済み		人事院規則の規定と同様		人事院規則の規定よりも 高い基準の要件を含む		部局数(e)	割合(e/b) (前年度)
		部局数(b)	割合(b/a) (前年度)	部局数(c)	割合(c/b) (前年度)	部局数(d)	割合(d/b) (前年度)		
都 道 府 県	182	181	99.5% (99.5%)	107	59.1% (60.8%)	58	32.0% (31.5%)	16	8.8% (7.7%)
指 定 都 市	79	77	97.5% (94.9%)	38	49.4% (50.7%)	25	32.5% (33.3%)	14	18.2% (16.0%)
市 区	2,626	2,165	82.4% (77.6%)	1,641	75.8% (77.7%)	384	17.7% (16.2%)	140	6.5% (6.1%)
町 村	2,430	1,424	58.6% (56.4%)	1,283	90.1% (90.5%)	62	4.4% (4.2%)	79	5.5% (5.3%)
一 部 事 務 組 合 等	1,432	414	28.9% (26.3%)	331	80.0% (81.2%)	50	12.1% (11.5%)	33	8.0% (7.3%)
合 計	6,749	4,261	63.1% (59.8%)	3,400	79.8% (81.1%)	579	13.6% (12.7%)	282	6.6% (6.2%)

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。  
このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

2 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況を、部局の整備状況として計上している。

3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

4 長時間勤務者に対する医師による面接指導の対象となる要件 (部局別)

区分	全部局数 (a)		令和6年4月1日時点で 例規・指針等を整備済み		人事院規則の規定と同様				医師の面接指導の対象となる要件				その他	
	部局数 (b)	割合 (b/a)	部局数 (c)	割合 (c/b)	部局数 (d)	割合 (d/b)	部局数 (e)	割合 (e/b)	部局数 (d)	割合 (d/b)	部局数 (e)	割合 (e/b)	人事院規則の規定よりも 高い基準の要件を含む	
													部局数 (d)	割合 (d/b)
知事及び市区町村長	2,637	55.4%	1,173	80.3%	207	14.2%	81	5.5%	207	14.2%	81	5.5%	(13.3%)	(5.2%)
都道府県	47	100.0%	24	51.1%	21	44.7%	2	4.3%	21	44.7%	2	4.3%	(48.9%)	(6.4%)
指定都市	20	100.0%	10	50.0%	7	35.0%	3	15.0%	7	35.0%	3	15.0%	(40.0%)	(10.0%)
市区	795	83.8%	501	75.2%	132	19.8%	33	5.0%	132	19.8%	33	5.0%	(17.5%)	(4.9%)
町村	926	58.2%	485	90.0%	26	4.8%	28	5.2%	26	4.8%	28	5.2%	(4.3%)	(5.1%)
一部事務組合等	849	22.3%	153	81.0%	21	11.1%	15	7.9%	21	11.1%	15	7.9%	(12.0%)	(5.2%)
教育委員会	1,810	68.5%	1,005	81.0%	138	11.1%	97	7.8%	138	11.1%	97	7.8%	(10.7%)	(7.2%)
都道府県	47	100.0%	30	63.8%	10	21.3%	7	14.9%	10	21.3%	7	14.9%	(23.4%)	(12.8%)
指定都市	20	95.0%	7	36.8%	5	26.3%	7	36.8%	5	26.3%	7	36.8%	(27.8%)	(33.3%)
市区	793	80.8%	487	76.0%	101	15.8%	53	8.3%	101	15.8%	53	8.3%	(14.6%)	(7.6%)
町村	902	57.1%	465	90.3%	21	4.1%	29	5.6%	21	4.1%	29	5.6%	(4.4%)	(5.2%)
一部事務組合等	48	37.5%	16	88.9%	1	5.6%	1	5.6%	1	5.6%	1	5.6%	(7.1%)	(7.1%)
警察	47	100.0%	32	68.1%	12	25.5%	3	6.4%	12	25.5%	3	6.4%	(17.0%)	(6.4%)
都道府県	47	100.0%	32	68.1%	12	25.5%	3	6.4%	12	25.5%	3	6.4%	(17.0%)	(6.4%)
指定都市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	732	65.0%	374	78.6%	72	15.1%	30	6.3%	72	15.1%	30	6.3%	(13.0%)	(6.3%)
都道府県	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	(100.0%)	(0.0%)
指定都市	20	100.0%	14	70.0%	4	20.0%	2	10.0%	4	20.0%	2	10.0%	(21.1%)	(5.3%)
市区	365	82.5%	225	74.8%	60	19.9%	16	5.3%	60	19.9%	16	5.3%	(16.9%)	(5.6%)
町村	60	68.3%	36	87.8%	1	2.4%	4	9.8%	1	2.4%	4	9.8%	(2.5%)	(10.0%)
一部事務組合等	286	39.5%	99	87.6%	6	5.3%	8	7.1%	6	5.3%	8	7.1%	(3.9%)	(6.8%)
公営企業	1,523	68.1%	816	78.7%	150	14.5%	71	6.8%	150	14.5%	71	6.8%	(13.9%)	(6.4%)
都道府県	40	97.5%	21	53.8%	14	35.9%	4	10.3%	14	35.9%	4	10.3%	(35.9%)	(5.1%)
指定都市	19	94.7%	7	38.9%	9	50.0%	2	11.1%	9	50.0%	2	11.1%	(44.4%)	(16.7%)
市区	673	82.8%	428	76.8%	91	16.3%	38	6.8%	91	16.3%	38	6.8%	(16.0%)	(5.9%)
町村	542	60.7%	297	90.3%	14	4.3%	18	5.5%	14	4.3%	18	5.5%	(4.2%)	(5.1%)
一部事務組合等	249	37.8%	63	67.0%	22	23.4%	9	9.6%	22	23.4%	9	9.6%	(21.6%)	(13.5%)

(注) 1 長時間勤務者に対する医師による面接指導については、平成31年4月1日から、労働安全衛生法第66条の8第1項等の規定により、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者について、本人の申出があった場合には、行わなければならないこととされた。また、国家公務員については、これに加え、超過勤務時間が1か月について100時間以上又は2～6か月平均で80時間を超える場合には、本人からの申出がなくとも医師による面接指導を行うものとし、人事院規則10-4第22条の2第1項等の規定にその旨規定された。

このため、地方公務員についても、総務省から各地方公共団体に対して、労働安全衛生法を遵守するとともに、国家公務員との均衡を踏まえ、例規・指針等の整備等を行うよう助言を行っている。

- 2 同一部局内で部門によって整備状況が異なる場合には、より整備できていない部門の整備状況として計上している。
- 3 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。
- 4 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

5 長時間勤務者に対する医師による面接指導の団体区分別実施状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員 (a)		医師の面接指導が行われなかった職員 (b)		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※) (c)		職員に対し、面接指導を受け、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した(d)		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった(e)		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった(f)		その他(g)	
	人数	割合 (b/a) (前年度)	人数	割合 (b/a) (前年度)	人数	割合 (c/b) (前年度)	人数	割合 (d/b) (前年度)	人数	割合 (e/b) (前年度)	人数	割合 (f/b) (前年度)	人数	割合 (g/b) (前年度)
都道府県	106,291	64.8% (62.9%)	68,851	20.7% (23.9%)	14,266	42.4% (39.1%)	13,901	20.2% (31.1%)	9,167	13.3% (15.5%)	425	0.6% (1.0%)	31,092	45.2% (28.5%)
指定都市	41,027	78.5% (78.7%)	32,190	42.4% (39.1%)	13,650	42.4% (39.1%)	10,776	33.5% (31.6%)	215	0.7% (1.5%)	79	0.2% (0.1%)	7,470	23.2% (27.7%)
市区	63,232	64.5% (66.6%)	40,807	13.8% (13.9%)	5,644	57.6% (47.6%)	23,485	72.3% (69.7%)	4,596	11.3% (19.4%)	159	0.4% (1.0%)	6,923	17.0% (18.0%)
町村	5,276	78.7% (78.0%)	4,151	3.2% (1.4%)	131	74.1% (80.1%)	3,002	91.5% (92.3%)	407	9.8% (13.9%)	4	0.1% (3.4%)	607	14.6% (11.7%)
一部事務組合等	1,443	67.7% (67.4%)	1,069	22.9% (23.3%)	13	67.7% (67.4%)	978	35.5% (37.8%)	41	9.8% (13.6%)	4	0.5% (0.9%)	33	31.4% (24.5%)
合計	217,269		147,068		33,704		52,142		14,426		671		46,125	

(注) 1 職員数は令和5年度の延べ人数である。

2 (※)労働安全衛生規則第52条の2第1項の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合、面接指導を行わないことが認められている。

3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業界と日程の調整がつかなかった」などである。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。



表 2-3 長時間勤務者に対する医師による面接指導の状況

6 長時間勤務者に対する医師による面接指導の部局別実施状況

区分	医師の面接指導の対象となる要件に該当した職員 (a)		医師の面接指導が行われなかった職員 (b)		面接指導を受ける必要がないと医師が判断した(※) (c)		職員に対し、面接指導を受けることを通知・勧奨したが、反応が無かった又は職員自身が必要ないと判断した(d)		職員が業務多忙で面接時間を確保できなかった(e)		職員が人事異動や休職等になったことにより、通知・勧奨することができなかった(f)		その他 (g)	
	人数	割合 (b/a)	人数	割合 (c/b)	人数	割合 (d/b)	人数	割合 (e/b)	人数	割合 (f/b)	人数	割合 (g/b)	人数	割合 (g/b)
	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)	(前年度)
知事及び市区町村長	76,920	51.7%	14,599	36.7%	13,947	35.1%	3,727	9.4%	280	0.7%	7,197	18.1%	7,197	18.1%
都道府県	27,385	48.3%	7,208	54.5%	2,183	16.5%	620	4.7%	117	0.9%	3,086	23.4%	3,086	23.4%
指定都市	10,656	63.1%	2,686	40.0%	2,780	41.4%	156	2.3%	41	0.6%	1,060	15.8%	1,060	15.8%
市区町村	35,304	48.8%	4,577	26.6%	7,157	41.6%	2,686	15.6%	118	0.7%	2,674	15.5%	2,674	15.5%
一部事務組合等	3,403	73.7%	115	4.6%	1,759	70.1%	259	10.3%	4	0.2%	372	14.8%	372	14.8%
教育委員会	172	53.5%	13	14.1%	68	73.9%	6	6.5%	0	0.0%	5	5.4%	5	5.4%
都道府県	104,266	85.9%	15,038	16.8%	31,158	34.8%	8,481	9.5%	223	0.2%	34,633	38.7%	34,633	38.7%
指定都市	52,138	86.4%	4,226	9.4%	9,266	20.6%	6,736	14.9%	183	0.4%	24,660	54.7%	24,660	54.7%
市区町村	28,303	84.2%	10,285	43.1%	7,129	29.9%	36	0.15%	11	0.05%	6,378	26.8%	6,378	26.8%
一部事務組合等	22,374	86.4%	517	2.7%	13,780	71.3%	1,597	8.3%	29	0.1%	3,416	17.7%	3,416	17.7%
警察	1,441	88.4%	10	0.8%	975	76.5%	112	8.8%	0	0.0%	177	13.9%	177	13.9%
都道府県	20,695	32.9%	2,526	37.1%	17	0.25%	1,028	15.1%	31	0.5%	3,205	47.1%	3,205	47.1%
指定都市	20,695	32.9%	2,526	37.1%	17	0.25%	1,028	15.1%	31	0.5%	3,205	47.1%	3,205	47.1%
市区町村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一部事務組合等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防	1,224	70.6%	175	20.3%	515	59.6%	41	4.7%	4	0.5%	129	14.9%	129	14.9%
都道府県	139	96.4%	0	0.0%	65	48.5%	0	0.0%	0	0.0%	69	51.5%	69	51.5%
指定都市	250	46.8%	86	73.5%	15	12.8%	9	7.7%	3	2.6%	4	3.4%	4	3.4%
市区町村	365	68.2%	89	35.7%	100	40.2%	28	11.2%	0	0.0%	32	12.9%	32	12.9%
一部事務組合等	125	89.6%	0	0.0%	90	80.4%	0	0.0%	0	0.0%	22	19.6%	22	19.6%
公営企業	345	73.0%	0	0.0%	245	97.2%	4	1.6%	1	0.4%	2	0.8%	2	0.8%
都道府県	14,164	71.4%	1,366	13.5%	6,505	64.3%	1,149	11.4%	133	1.3%	961	9.5%	961	9.5%
指定都市	5,934	61.1%	306	8.4%	2,370	65.4%	783	21.6%	94	2.6%	72	2.0%	72	2.0%
市区町村	1,818	83.1%	593	39.2%	852	56.4%	14	0.9%	24	1.6%	28	1.9%	28	1.9%
一部事務組合等	5,189	77.2%	461	11.5%	2,448	61.1%	285	7.1%	12	0.3%	801	20.0%	801	20.0%
町	307	83.4%	6	2.3%	178	69.5%	36	14.1%	0	0.0%	36	14.1%	36	14.1%
一部事務組合等	916	78.1%	0	0.0%	657	91.9%	31	4.3%	3	0.4%	24	3.4%	24	3.4%

(注) 1 職員数は令和5年度の延べ人数である。

2 (※) 労働安全衛生規則第52条の規定により、時間外勤務時間算定の期日前1か月以内に面接指導を受けた職員などについて、面接指導を受ける必要がないとして医師が判断した場合は、面接指導を行わないことが認められている。

3 医師の面接指導が行われなかったその他の主な理由としては、「産業界と日程の調整がつかかなかった」などである。

4 端数処理のため、合計が100%とならない場合がある。

5 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 4 安全衛生管理体制の整備状況（令和 5 年度）

1 安全衛生管理体制の団体区分別整備状況

区分	総括安全衛生管理者				安全管理者				衛生管理者				安全衛生推進者等			
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	職場を巡視している事業場数	割合 (平成30年度)	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	職場を巡視している事業場数	割合 (平成30年度)	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)
都道府県	207	207	100.0% (100.0%)	470	468	99.6% (100.0%)	437	93.4%	6,504	6,472	99.5% (99.3%)	5,273	81.5%	5,131	5,044	98.3% (99.8%)
指定都市	135	135	100.0% (100.0%)	304	304	100.0% (100.0%)	297	97.7%	1,674	1,669	99.7% (99.6%)	1,448	86.8%	5,762	5,719	99.3% (100.0%)
市区	688	687	99.9% (100.0%)	1,014	872	86.0% (99.2%)	685	78.6%	4,619	4,456	96.5% (98.4%)	2,464	55.3%	20,664	19,084	92.4% (98.8%)
町村	0	0	-	0	0	-	0	-	1,658	1,548	93.4% (98.1%)	720	46.5%	3,577	2,833	79.2% (92.7%)
一部事務組合等	25	24	96.0% (100.0%)	62	58	93.5% (100.0%)	51	87.9%	495	485	98.0% (99.3%)	320	66.0%	1,646	1,490	90.5% (97.3%)
合 計	1,055	1,053	99.8% (100.0%)	1,850	1,702	92.0% (99.7%)	1,470	86.4%	14,950	14,630	97.9% (99.0%)	10,225	69.9%	36,780	34,170	92.9% (98.2%)

区分	産業医				安全委員会				衛生委員会							
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	職場を巡視している事業場数	情報提供を行っている事業場数	割合 (平成30年度)	設置を要する事業場	設置している事業場	割合 (平成30年度)	毎月1回以上開催している事業場数	割合 (平成30年度)	設置を要する事業場	設置している事業場	割合 (平成30年度)	毎月1回以上開催している事業場数	割合 (平成30年度)
都道府県	6,504	6,468	99.4% (99.8%)	3,844	5,485	84.8%	415	413	99.5% (99.7%)	258	62.5%	6,504	6,494	99.8% (99.4%)	4,409	67.9%
指定都市	1,674	1,665	99.5% (100.0%)	961	1,537	92.3%	273	273	100.0% (100.0%)	250	91.6%	1,674	1,665	99.5% (99.2%)	1,006	60.4%
市区	4,619	4,479	97.0% (98.9%)	1,493	3,776	84.3%	895	842	94.1% (99.6%)	452	53.7%	4,619	4,438	96.1% (94.9%)	2,383	53.7%
町村	1,658	1,566	94.5% (97.4%)	445	1,198	76.5%	0	0	-	0	-	1,658	1,559	94.0% (94.0%)	428	27.5%
一部事務組合等	495	488	98.6% (98.7%)	219	407	83.4%	48	47	97.9% (100.0%)	40	85.1%	495	478	96.6% (96.0%)	285	59.6%
合 計	14,950	14,666	98.1% (99.4%)	6,962	12,403	84.6%	1,631	1,575	96.6% (99.8%)	1,000	63.5%	14,950	14,634	97.9% (97.7%)	8,511	58.2%

(注)1 それぞれ労働安全衛生法に基づく選任・設置状況等を計上している。  
(注)2 「情報提供を行っている事業場数」は、労働安全衛生法第13条に基づき産業医へ情報提供している事業場数を計上している。  
(注)3 一部事務組合等については、専任の職員が所属する団体のみ調査対象としている。

表 2 4 安全衛生管理体制の整備状況（令和 5 年度）

区分	総括安全衛生管理者						安全管理者						衛生管理者						安全衛生推進者等												
	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	職場を巡回している事業場数	割合 (平成30年度)	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	職場を巡回している事業場数	割合 (平成30年度)	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	選任を要する事業場	割合 (平成30年度)										
																						割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)
知事及び市区町村長	587	587	100.0% (100.0%)	944	876	92.8% (99.8%)	780	89.0% -	4,921	4,758	96.7% (98.6%)	2,729	57.4% -	12,038	11,091	92.1% (98.2%)															
教育委員会	191	191	100.0% (100.0%)	354	286	80.8% (99.0%)	204	71.3% -	6,437	6,336	98.4% (99.6%)	4,745	74.9% -	21,223	19,851	93.5% (98.2%)															
警察	22	22	100.0% (100.0%)	0	0	- -	0	- -	1,348	1,335	99.0% (97.8%)	1,195	89.5% -	296	263	88.9% (99.0%)															
消防	1	1	100.0% -	0	0	- (100.0%)	0	- -	987	963	97.6% (99.3%)	715	74.2% -	2,083	1,940	93.1% (98.5%)															
公営企業	254	252	99.2% (100.0%)	552	540	97.8% (99.8%)	486	90.0% -	1,257	1,238	98.5% (99.4%)	841	67.9% -	1,140	1,025	89.9% (97.7%)															
合 計	1,055	1,053	99.8% (100.0%)	1,850	1,702	92.0% (99.7%)	1,470	86.4% -	14,950	14,630	97.9% (99.0%)	10,225	69.9% -	36,780	34,170	92.9% (98.2%)															
産業医																															
区分	選任を要する事業場	選任している事業場	割合 (平成30年度)	情報提供を行って事業場数	割合 (平成30年度)	設置を要する事業場	設置している事業場	割合 (平成30年度)	毎月1回以上開催している事業場数	割合 (平成30年度)	設置を要する事業場	設置している事業場	割合 (平成30年度)	毎月1回以上開催している事業場数	割合 (平成30年度)																
																割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)										
																						割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)	割合 (平成30年度)						
	知事及び市区町村長	4,921	4,827	98.1% (99.2%)	3,906	80.9% -	902	868	96.2% (100.0%)	491	56.6% -	4,921	4,774	97.0% (97.0%)	2,317	48.5% -															
教育委員会	6,437	6,290	97.7% (99.4%)	5,282	84.0% -	308	289	93.8% (96.2%)	159	55.0% -	6,437	6,327	98.3% (98.2%)	3,423	54.1% -																
警察	1,348	1,348	100.0% (100.0%)	1,293	95.9% -	0	0	- -	0	- -	1,348	1,348	100.0% (98.9%)	1,278	94.8% -																
消防	987	963	97.6% (98.6%)	846	87.9% -	0	0	- (100.0%)	0	- -	987	955	96.8% (95.9%)	574	60.1% -																
公営企業	1,257	1,238	98.5% (99.8%)	1,076	86.9% -	421	418	99.3% (99.1%)	350	83.7% -	1,257	1,230	97.9% (98.0%)	919	74.7% -																
合 計	14,950	14,666	98.1% (99.4%)	12,403	84.6% -	1,631	1,575	96.6% (99.6%)	1,000	63.5% -	14,950	14,634	97.9% (97.7%)	8,511	58.2% -																

(注)1 それぞれ労働安全衛生法に基づく選任・設置状況等を計上している。  
(注)2 「情報提供を行って事業場数」は、労働安全衛生法第13条に基づき産業医へ情報提供している事業場数を計上している。

## 【宮城県仙台市】時差出勤制度によるワークライフバランスの推進の取組

宮城県仙台市では、職員のワークライフバランスの推進を図るため、全職場を対象とした時差出勤制度を導入。制度の対象職員であれば、理由を問わず勤務時間の区分変更の申請が可能。

## 制度導入の経緯

- 新型コロナウイルス感染症対策として時差出勤制度を実施していたが、同感染症が感染症法上5類に移行されたことを契機に、職員のワークライフバランスを充実させる観点から継続。
- 育児・介護等のための早出遅出勤務も存在していたが、上記と同じタイミングで時差出勤制度に統合し、一体的な運用を実施している。

## 制度概要

対象職員	正職員、再任用職員（フルタイム勤務・短時間勤務）及び臨時的任用職員
対象職場	<b>全職場</b> を対象（※） ※対象日ごとに勤務時間が異なるなど様々な勤務時間が設けられている変則勤務職場や、窓口業務を有する職場については、業務に支障が生じない範囲で対応
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員は、下記から勤務区分を選択し、原則として、時差出勤を利用する月の前月の末日までに所属長に申し出。<u>やむを得ないと所属長が認めるときは、時差出勤を利用する日の前日までの申し出も可。</u></li> <li>● 所属長は、公務の運営に支障がないと認められるときは、申請を承認。</li> </ul>
承認にあたっての配慮事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 育児、介護等の時差出勤を必要とする事情の有無や、時差出勤を利用しようとする職員の勤務の状況（超過勤務時間等）</li> <li>② 窓口職場等において、特定の職員だけが時差出勤を利用し、職場内で不均衡が生じないように、窓口当番を決めるなどの調整</li> </ol>

## &lt;勤務区分（1日単位で変更可能）&gt;

勤務区分	勤務時間	休憩時間
早出2	7:30～16:15	12:00～13:00
早出1	8:00～16:45	
通常	8:30～17:15	
遅出1	9:00～17:45	
遅出2	9:30～18:15	